令和４年　第１回

宿毛市議会定例会会議録

令和４年２月28日開会
令和４年３月22日閉会

宿毛市議会事務局

令和四年第一回宿毛市議会定例会会議録

令和４年第１回宿毛市議会定例会会議録

目　　次

第　１日（令和４年２月２８日　月曜日）
議事日程…… 1
本日の会議に付した事件…… 3
出席議員…… 3
欠席議員…… 3
事務局職員出席者…… 3
出席要求による出席者…… 4
開　　会（午前１０時００分）
○日程第１　会議録署名議員の指名…… 5
○日程第２　会期の決定…… 5
（諸般の報告）
（行政方針の表明）
○日程第３　議案第１号から議案第６０号まで…… １３
（提案理由の説明）
市　　長…… １３
散　　会（午前１１時０８分）
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　２日（令和４年３月　１日　火曜日）　　休会
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　３日（令和４年３月　２日　水曜日）　　休会
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　４日（令和４年３月　３日　木曜日）　　休会
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　５日（令和４年３月　４日　金曜日）　　休会
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　６日（令和４年３月　５日　土曜日）　　休会
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　７日（令和４年３月　６日　日曜日）　　休会
－－－－－・－－－－－・－－－－－
第　８日（令和４年３月　７日　月曜日）
議事日程…… １９
本日の会議に付した事件…… １９
出席議員…… １９

欠席議員…… １９
事務局職員出席者…… １９
出席要求による出席者…… １９
開　　議（午前１０時００分）
○日程第１　決議案第１号…… ２１
（提案理由の説明）
野々下昌文議員…… ２１
質疑…… ２１
委員会付託省略…… ２１
討論・表決…… ２２
○日程第２　一般質問…… ２２
１　髙倉真弓議員…… ２２
総務課長…… ２２
髙倉真弓議員…… ２２
総務課長…… ２２
髙倉真弓議員…… ２３
総務課長…… ２３
髙倉真弓議員…… ２３
危機管理課長…… ２３
髙倉真弓議員…… ２３
総務課長…… ２４
髙倉真弓議員…… ２４
市　　長…… ２４
髙倉真弓議員…… ２５
教育次長兼学校教育課長…… ２５
髙倉真弓議員…… ２５
教 育 長…… ２６
髙倉真弓議員…… ２６
教 育 長…… ２６
髙倉真弓議員…… ２６
危機管理課長…… ２７
髙倉真弓議員…… ２７
市　　長…… ２７
髙倉真弓議員…… ２８
２　今城　隆議員…… ２８
産業振興課長…… ２８
今城　隆議員…… ２９

産業振興課長…… ２９
今城　隆議員…… ２９
産業振興課長…… ２９
今城　隆議員…… ２９
産業振興課長…… ２９
今城　隆議員…… ３０
産業振興課長…… ３１
今城　隆議員…… ３１
産業振興課長…… ３１
今城　隆議員…… ３１
産業振興課長…… ３２
今城　隆議員…… ３２
産業振興課長…… ３２
今城　隆議員…… ３３
健康推進課長…… ３３
今城　隆議員…… ３４
健康推進課長…… ３４
今城　隆議員…… ３４
市　　長…… ３４
今城　隆議員…… ３５
長寿政策課長…… ３５
今城　隆議員…… ３６
長寿政策課長…… ３６
今城　隆議員…… ３７
総務課長…… ３７
健康推進課長…… ３７
今城　隆議員…… ３８
総務課長…… ３８
今城　隆議員…… ３８
企画課長…… ３８
今城　隆議員…… ３９
市　　長…… ３９
今城　隆議員…… ３９
企画課長…… ４０
今城　隆議員…… ４０
市　　長…… ４０
今城　隆議員…… ４１

市　　長…… ４１
今城　隆議員…… ４１
企画課長…… ４２
今城　隆議員…… ４２
市　　長…… ４２
今城　隆議員…… ４３
市　　長…… ４４
今城　隆議員…… ４４
市　　長…… ４４
今城　隆議員…… ４５
３　松浦英夫議員…… ４５
市　　長…… ４６
松浦英夫議員…… ４６
市　　長…… ４７
松浦英夫議員…… ４７
健康推進課長…… ４７
松浦英夫議員…… ４７
健康推進課長…… ４８
松浦英夫議員…… ４８
健康推進課長…… ４８
松浦英夫議員…… ４８
健康推進課長…… ４８
松浦英夫議員…… ４９
健康推進課長…… ４９
松浦英夫議員…… ４９
健康推進課長…… ４９
松浦英夫議員…… ４９
健康推進課長…… ４９
松浦英夫議員…… ５０
健康推進課長…… ５０
松浦英夫議員…… ５０
教育次長兼学校教育課長…… ５０
松浦英夫議員…… ５１
教育次長兼学校教育課長…… ５１
松浦英夫議員…… ５１
教育次長兼学校教育課長…… ５１
松浦英夫議員…… ５１

総務課長…… ５１
松浦英夫議員…… ５１
総務課長…… ５２
松浦英夫議員…… ５２
総務課長…… ５２
松浦英夫議員…… ５２
総務課長…… ５２
松浦英夫議員…… ５３
総務課長…… ５３
松浦英夫議員…… ５３
選挙管理委員会委員長…… ５３
松浦英夫議員…… ５４
選挙管理委員会委員長…… ５４
松浦英夫議員…… ５４
選挙管理委員会委員長…… ５４
松浦英夫議員…… ５４
土木課長…… ５４
松浦英夫議員…… ５５
市　　長…… ５５
松浦英夫議員…… ５５
４　岡﨑利久議員…… ５６
総務課長…… ５６
岡﨑利久議員…… ５６
市　　長…… ５６
岡﨑利久議員…… ５６
総務課長…… ５６
岡﨑利久議員…… ５７
市　　長…… ５７
岡﨑利久議員…… ５７
総務課主監…… ５７
岡﨑利久議員…… ５７
市　　長…… ５７
岡﨑利久議員…… ５８
市　　長…… ５８
岡﨑利久議員…… ５８
総務課長…… ５９
岡﨑利久議員…… ５９

総務課長…… ６０
岡﨑利久議員…… ６０
市　　長…… ６１
岡﨑利久議員…… ６１
市　　長…… ６１
岡﨑利久議員…… ６２
延　　会（午後３時０９分）

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第　９日（令和４年３月　８日　火曜日）
議事日程…… ６３
本日の会議に付した事件…… ６３
出席議員…… ６３
欠席議員…… ６３
事務局職員出席者…… ６３
出席要求による出席者…… ６３
開　　議（午前１０時００分）
○日程第１　一般質問…… ６５
１　川田栄子議員…… ６５
健康推進課長…… ６５
川田栄子議員…… ６５
健康推進課長…… ６５
川田栄子議員…… ６５
健康推進課長…… ６６
川田栄子議員…… ６６
健康推進課長…… ６６
川田栄子議員…… ６６
健康推進課長…… ６６
川田栄子議員…… ６６
健康推進課長…… ６７
川田栄子議員…… ６７
健康推進課長…… ６８
川田栄子議員…… ６９
健康推進課長…… ６９
川田栄子議員…… ６９
健康推進課長…… ７１
川田栄子議員…… ７１
健康推進課長…… ７２

川田栄子議員…… ７２
健康推進課長…… ７３
川田栄子議員…… ７３
健康推進課長…… ７４
川田栄子議員…… ７４
環境課長…… ７５
川田栄子議員…… ７５
環境課長…… ７５
川田栄子議員…… ７６
環境課長…… ７６
川田栄子議員…… ７７
健康推進課長…… ７７
川田栄子議員…… ７７
福祉事務所長…… ７８
川田栄子議員…… ７８
福祉事務所長…… ７９
川田栄子議員…… ７９
福祉事務所長…… ７９
川田栄子議員…… ７９
福祉事務所長…… ７９
川田栄子議員…… ７９
福祉事務所長…… ７９
川田栄子議員…… ８０
福祉事務所長…… ８０
川田栄子議員…… ８０
福祉事務所長…… ８０
川田栄子議員…… ８０
市　　長…… ８０
税務課長…… ８０
川田栄子議員…… ８０
福祉事務所長…… ８１
川田栄子議員…… ８１
福祉事務所長…… ８１
川田栄子議員…… ８１
福祉事務所長…… ８１
川田栄子議員…… ８１
福祉事務所長…… ８２

川田栄子議員…… ８２
市　　長…… ８２
２　川村三千代議員…… ８３
副市長兼市民課長事務取扱…… ８４
川村三千代議員…… ８４
副市長兼市民課長事務取扱…… ８４
川村三千代議員…… ８５
副市長兼市民課長事務取扱…… ８５
川村三千代議員…… ８５
市　　長…… ８５
川村三千代議員…… ８５
副市長兼市民課長事務取扱…… ８６
川村三千代議員…… ８６
副市長兼市民課長事務取扱…… ８６
川村三千代議員…… ８７
市　　長…… ８７
川村三千代議員…… ８７
市　　長…… ８８
川村三千代議員…… ８９
市　　長…… ９０
川村三千代議員…… ９０
産業振興課長…… ９０
川村三千代議員…… ９０
産業振興課長…… ９１
川村三千代議員…… ９２
産業振興課長…… ９２
川村三千代議員…… ９２
産業振興課長…… ９２
川村三千代議員…… ９３
市　　長…… ９３
川村三千代議員…… ９４
３　野々下昌文議員…… ９４
市　　長…… ９５
野々下昌文議員…… ９５
市　　長…… ９５
野々下昌文議員…… ９６
健康推進課長…… ９６

野々下昌文議員…… ９６
健康推進課長…… ９７
野々下昌文議員…… ９７
健康推進課長…… ９８
野々下昌文議員…… ９８
健康推進課長…… ９８
野々下昌文議員…… ９９
健康推進課長…… ９９
野々下昌文議員…… ９９
健康推進課長…… ９９
野々下昌文議員…… １００
健康推進課長…… １０１
野々下昌文議員…… １０１
健康推進課長…… １０１
野々下昌文議員…… １０１
市　　長…… １０２
野々下昌文議員…… １０２
福祉事務所長…… １０３
野々下昌文議員…… １０３
福祉事務所長…… １０３
野々下昌文議員…… １０４
福祉事務所長…… １０４
野々下昌文議員…… １０４
市　　長…… １０５
野々下昌文議員…… １０５
市　　長…… １０５
野々下昌文議員…… １０６
４　山戸　寛議員…… １０６
環境課長…… １０７
山戸　寛議員…… １０７
環境課長…… １０７
山戸　寛議員…… １０７
環境課長…… １０７
山戸　寛議員…… １０７
環境課長…… １０８
山戸　寛議員…… １０８
環境課長…… １０８

山戸　寛議員…… １０８
環境課長…… １０９
山戸　寛議員…… １０９
環境課長…… １０９
山戸　寛議員…… １０９
環境課長…… １０９
山戸　寛議員…… １０９
環境課長…… １１０
山戸　寛議員…… １１０
環境課長…… １１０
山戸　寛議員…… １１０
環境課長…… １１０
山戸　寛議員…… １１１
環境課長…… １１１
山戸　寛議員…… １１１
環境課長…… １１１
山戸　寛議員…… １１２
環境課長…… １１２
山戸　寛議員…… １１２
市　　長…… １１２
山戸　寛議員…… １１３
散　　会（午後３時５６分）

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

第１０日（令和４年３月　９日　水曜日）
議事日程…… １１５
本日の会議に付した事件…… １１５
出席議員…… １１５
欠席議員…… １１５
事務局職員出席者…… １１５
出席要求による出席者…… １１５
開　　議（午前１０時０１分）
○日程第１　議案第１号から議案第６０号まで…… １１７
質疑…… １１７
１　山戸　寛議員…… １１７
産業振興課長…… １１７
山戸　寛議員…… １１８
産業振興課長…… １１８

山戸　寛議員…… １１９
産業振興課長…… １１９
山戸　寛議員…… １２０
産業振興課長…… １２０
山戸　寛議員…… １２０
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長…… １２１
山戸　寛議員…… １２１
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長…… １２１
山戸　寛議員…… １２２
危機管理課長…… １２２
山戸　寛議員…… １２２
危機管理課長…… １２２
山戸　寛議員…… １２２
危機管理課長…… １２３
山戸　寛議員…… １２３
水道課長…… １２３
山戸　寛議員…… １２３
水道課長…… １２４
山戸　寛議員…… １２４
２　三木健正議員…… １２４
税務課長…… １２４
三木健正議員…… １２５
税務課長…… １２５
三木健正議員…… １２６
商工観光課長…… １２６
三木健正議員…… １２７
商工観光課長…… １２７
三木健正議員…… １２７
商工観光課長…… １２７
三木健正議員…… １２８
３　松浦英夫議員…… １２８
都市建設課長…… １２８
松浦英夫議員…… １２９
都市建設課長…… １２９
松浦英夫議員…… １２９
危機管理課長…… １２９
松浦英夫議員…… １３０

危機管理課長…… １３０
松浦英夫議員…… １３０
危機管理課長…… １３０
松浦英夫議員…… １３０
企画課長…… １３０
松浦英夫議員…… １３１
企画課長…… １３１
松浦英夫議員…… １３１
長寿政策課長…… １３１
松浦英夫議員…… １３３
長寿政策課長…… １３３
松浦英夫議員…… １３３
環境課長…… １３３
松浦英夫議員…… １３４
商工観光課長…… １３４
松浦英夫議員…… １３４
商工観光課長…… １３４
松浦英夫議員…… １３４
商工観光課長…… １３５
松浦英夫議員…… １３５
４　川田栄子議員…… １３５
総務課長…… １３６
川田栄子議員…… １３６
５　川村三千代議員…… １３６
企画課長…… １３７
川村三千代議員…… １３７
企画課長…… １３８
川村三千代議員…… １３８
企画課長…… １３８
川村三千代議員…… １３８
選挙管理委員会事務局長…… １３９
川村三千代議員…… １３９
選挙管理委員会事務局長…… １３９
川村三千代議員…… １４０
人権推進課長…… １４０
川村三千代議員…… １４０
人権推進課長…… １４０

川村三千代議員…… １４０
商工観光課長…… １４１
川村三千代議員…… １４１
商工観光課長…… １４１
川村三千代議員…… １４１
商工観光課長…… １４２
川村三千代議員…… １４２
委員会付託省略（議案第１号から議案第８号まで）…… １４２
委員会付託（議案第９号から議案第６０号まで）…… １４２
散　　会（午後　２時１０分）
議案付託表…… １４４

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１１日（令和４年３月１０日　木曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１２日（令和４年３月１１日　金曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１３日（令和４年３月１２日　土曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１４日（令和４年３月１３日　日曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１５日（令和４年３月１４日　月曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１６日（令和４年３月１５日　火曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１７日（令和４年３月１６日　水曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１８日（令和４年３月１７日　木曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第１９日（令和４年３月１８日　金曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第２０日（令和４年３月１９日　土曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第２１日（令和４年３月２０日　日曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第２２日（令和４年３月２１日　月曜日）　　休会

－－－－－・－－－－－・－－－－－

第２３日（令和４年３月２２日　火曜日）

議事日程…… １４７
本日の会議に付した事件…… １４７
出席議員…… １４７
欠席議員…… １４７
事務局職員出席者…… １４７
出席要求による出席者…… １４７
開　　議（午前１０時００分）
○日程第１　議案第１号から議案第６０号まで…… １４９
（議案第１号及び議案第２号）
討論・表決…… １４９
（議案第３号）
討論・表決…… １４９
（議案第４号）
討論・表決…… １４９
（議案第５号）
討論・表決…… １４９
（議案第６号）
討論・表決…… １４９
（議案第７号）
討論・表決…… １５０
（議案第８号）
討論・表決…… １５０
（議案第９号から議案第３０号まで）
委員長報告
予算決算常任委員会副委員長…… １５０
総務文教常任委員長…… １５４
産業厚生常任委員長…… １５６
質疑…… １５７
（議案第９号から議案第６０号まで）
討論・表決…… １５７
○日程第２　委員会調査について…… １５７
継続調査…… １５７
（閉会挨拶）
市　　長…… １５７
閉　　会（午前１０時４２分）
委員会審査報告書…… １６０
閉会中の継続調査申出書…… １６５

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

付　　録

一般質問通告表…… 付－　1
議決結果一覧表…… 付－　6
　　議　　案…… 付－　6

令和４年

第１回宿毛市議会定例会会議録第１号

１　議事日程

第１日（令和４年２月２８日　月曜日）

午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

○諸般の報告

○行政方針の表明

第３　議案第１号から議案第６０号まで

議案第　１号　専決処分した事件の承認について

議案第　２号　専決処分した事件の承認について

議案第　３号　宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第　４号　宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第　５号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第　６号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第　７号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第　８号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第　９号　令和３年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第１０号　令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第１１号　令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第１２号　令和３年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第１３号　令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第１４号　令和３年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第１５号　令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第１６号　令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第１７号　令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第１８号　令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第１９号　令和３年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第２０号　令和４年度宿毛市一般会計予算について

議案第２１号　令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第２２号　令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第２３号　令和４年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第２４号　令和４年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第２５号　令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
議案第２６号　令和４年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
議案第２７号　令和４年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
議案第２８号　令和４年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
議案第２９号　令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
議案第３０号　令和４年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
議案第３１号　令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第３２号　令和４年度宿毛市水道事業会計予算について
議案第３３号　宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
議案第３４号　宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について
議案第３５号　宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について
議案第３６号　宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第３７号　宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第３８号　宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第３９号　宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第４０号　宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第４１号　宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
議案第４２号　宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第４３号　宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第４４号　宿毛市公民館設置条例の一部を改正する条例について
議案第４５号　宿毛市公民館使用条例の一部を改正する条例について
議案第４６号　宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第４７号　宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第４８号　宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第４９号　宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第５０号　宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第５１号　宿毛市公園条例の一部を改正する条例について

議案第５２号　宿毛市行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について
議案第５３号　宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について
議案第５４号　幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について
議案第５５号　高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第５６号　高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
議案第５７号　高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
議案第５８号　指定管理者の指定について
議案第５９号　工事請負契約の締結について
議案第６０号　特定事業契約の変更について

－－－－－・－－－－－・－－－－－

2　本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第１号から議案第６０号まで

－－－－－・－－－－－・－－－－－

3　出席議員（１３名）

１番	今城　隆君	２番	堀　景君
３番	三木健正君	４番	川田栄子君
５番	川村三千代君	７番	髙倉真弓君
８番	山上庄一君	９番	山戸　寛君
１０番	岡﨑利久君	１１番	野々下昌文君
１２番	松浦英夫君	１３番	寺田公一君
１４番	濵田陸紀君		

－－－－－・－－－－－・－－－－－

4　欠席議員

な　し

－－－－－・－－－－－・－－－－－

5　事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君

議事係長	桑原美穂君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

6　出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長兼 市民課長兼事務取扱	岩本昌彦君
企画課長	黒田　厚君
総務課長	桑原　一君
危機管理課長	上村秀生君
市民課長補佐	久保田志保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長補佐	小野りか君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本　武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開会

○議長（寺田公一君）　これより令和４年第１回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において松浦英夫君及び濵田陸紀君を指名いたします。

日程第２「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月２２日までの２３日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から３月２２日までの２３日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第６２条第２項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後３時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君）　皆様、おはようございます。

本日は、令和４年第１回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症との闘いが始まってから２年が経過し、新型コロナウイルスの変異株であるデルタ株の蔓延による第５波や、現在も猛威をふるっているオミクロン株による第６波の影響によりまして、高知県でも過去最多の感染者数が連日報告され、まん延防止等重点措置が適用されているところでございます。

こうした中、患者の命を守るべく、日夜御尽力いただいている医療従事者をはじめ、市民、事業者の皆様の御協力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

今後、新型コロナウイルスによるパンデミックが、インフルエンザのように一定の地域や周期で繰り返し発生する、エンデミックへ移行する可能性も見据えながら、将来にわたって誰ひとり取り残さない、多様性が尊重され安心・安全に暮らせる持続可能な街づくりを行うため、国連で採択されたＳＤＧｓにある１７の目標に沿った施策の展開が重要だと考えており、本年度から取り組んでいる、新たな宿毛市振興計画には、この目標に沿った施策を掲げているところでございます。

こういった視点に基づき、令和４年度の市政運営における重要施策についての所信を、これまでも取り組んでまいりました産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興の７つの理念に沿って、御説明を申し上げます。

まず、第１の理念、産業振興でございます。

農業分野におきましては、令和元年度、農業担い手の確保・育成を目的として、ＪＡ高知県と共同で農業公社スタートアグリカルチャーすくもを設立しておりますが、これまでのところ４名の方が研修を終え、全員が市内で農業経営を開始しています。

また、現在、２名の方が研修を行っておりますが、本年６月にはさらに１名の方が研修を始める予定であり、農業公社を設立して以降、７

名の研修生を受け入れることとなります。今後も農業担い手の確保・育成を図るため、市内外から新規研修生の受入れを積極的に行い、本市農業の活性化に努めてまいります。

林業分野では、これまで地域おこし協力隊制度を活用し、自伐型林業の取り組みを推進してまいりました。

平成３０年度からこれまで、１０名の協力隊員が着任、自伐型林業を実践・展開しております。引き続き、実践活動を展開しつつ、林業に興味のある方向けの、すくも森林塾などの普及活動にも力を入れていきたいと考えております。

令和元年度より森林経営管理制度が始まり、森林経営の重要性が増す中で、林業担い手の確保が不可欠となってきておりますので、令和４年度は、新たに林業を始めたい方向けの研修支援制度を設け、林業振興に努めてまいります。

また、荒瀬山森林公園の一部を多くの市民の方々に活用いただけるよう、令和３年度には宿毛小学校の５年生に荒瀬山の整備について、様々な提案をいただきました。令和４年度には、それが形にできるようにしていくとともに、引き続き連携を図り、整備に向けた取組を行っていく予定です。

さらに、令和３年１０月２１日には、早稲田大学と荒瀬山生活環境保全林を早稲田の森という名称で、持続可能な森林保全活動などに取り組むことを目的とした覚書も締結いたしました。

令和４年度は宿毛小学校の児童や早稲田大学との連携を図る中で、荒瀬山森林公園の整備や、その立地を生かした森林保全活動、環境教育などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

水産業分野につきましては、令和３年度にすくも湾漁協において、高性能魚体選別機を導入し、安定した市場運営と魚価の向上を図りました。

また、沖の島に津波流出防止機能を備えた燃油タンクを整備したことから、既存の老朽化した燃油タンクを解体撤去することで、南海トラフ地震等による津波被害防止にも取り組んでまいりました。

さらに、藻津漁協には製氷を直接漁船に積み込める機能を有した新たな製氷施設が現在建設中であり、養殖業者の作業時間の短縮と利便性の向上が図られるものと考えております。

令和４年度も、高性能の魚体選別機の導入や老朽化の進む漁業施設の更新などを通して、さらなる安定した市場運営や魚価の向上を図るとともに、南海トラフ地震等への減災対策を後押ししてまいります。

また、地域の活性化や産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、新たな返礼品の拡充や近隣市町村との返礼品コラボ企画などにも取り組み、２月２１日現在では、昨年度の寄附額を上回る約５億６，９００万円の御寄附をいただいております。

宿毛市を応援してくださる全国の皆様に感謝申し上げます。

いただいた御寄附は、今議会に提案しています１８歳未満の医療費無償化事業などの様々な事業に、大切に活用させていただきます。

今後におきましても、本市の魅力を全国に発信し特産品や地域資源のＰＲに努めるとともに、より多くの皆様に宿毛市を応援していただけるよう、事業内容のさらなる充実を図ってまいります。

さらに、防災や観光振興に資することはもとより、産業振興の視点からも、重要な要素となる道路整備ですが、四国横断自動車道、宿毛内海道路につきましては、平成３１年に計画段階評価が完了し、令和３年１２月には都市計画決定がなされ、事業化に向けて着実に前進しております。

また、２月２５日には国土交通省から令和４年度予算に向けた新規事業採択時評価の手続の着手について発表があり、その中で、宿毛内海道路の宿毛新港～一本松間と、御荘～内海間の２区間を新規事業化候補として挙げていただいております。

今後、まだ、幾つかの審議を踏まえてからの新規事業化となりますが、令和４年度での新規事業化の吉報を期待しているところでございます。

宿毛内海道路の自動車道は、経済活性化のために必要不可欠な社会資本であるとともに、防災上の観点からも、命の道としての重要な役割を担う路線です。今後も、愛南町や国・県・関係機関との連携をさらに強化し、一日も早い事業化に向けて取り組んでまいります。

続いて、第２の理念は、観光振興でございます。

令和３年度も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、様々なイベントの中止や縮小を余儀なくされました。

そのような中、ウイズコロナの考えのもと、令和３年度は春の観光びらきや、産業祭、秋の宿毛まつりや秋宵の灯りなどを開催いたしました。

市街地への誘客を図る大事な観光資源の一つである、宿毛まちのえき林邸におきましては、指定管理者である、合同会社ドラマチックによる豊富なアイデアや斬新な催しにより、コロナ禍ではありますが来場者数が着実に増加の一途をたどっております。

また、昨年も幡多広域で取り組みました、はた旅クーポン事業につきましては、令和３年度も、はた旅クーポン事業第２弾を実施しました。

本市においては、昨年を上回る事業効果を上げることができ、コロナ禍の観光需要の喚起に寄与することができております。

観光産業にとどまらず、事業者支援策としましては、令和３年度も売上減少等の経済被害を受けている市内事業者を対象に、宿毛市コロナ対策事業者月次支援金を給付し、事業継続を下支えする対策も講じてまいりました。

令和４年度につきましては、引き続きコロナ対策を講じつつも、アフターコロナを見据えた観光振興策を展開してまいります。

現在、実施設計中であります道の駅すくもサニーサイドパークの再生事業につきましては、コロナ禍でアウトドア志向が高まる中、キャンプやバーベキューなどを楽しむことができる緑地スペースの整備やキャンピングカー専用のＲＶパークの整備、キッチンカーなどの移動販売業者が営業できるイベント広場の整備や地元産品・地元食材の販売及び観光情報の発信基地となる管理棟の建設などを予定しており、道の駅としての機能充実はもとより、市内外から誘客できる観光・交流拠点を整備してまいります。

今年度は、コロナにより開催を見送ったサイクリングイベント、すくもチリリンまんぷくライドにつきまして、令和４年度はさらに宿毛市の自然やおいしい食べ物を存分に満喫できるイベントとして磨き上げ、開催してまいります。

また、令和４年度の新たな事業者支援策としまして、コロナの影響を受けた中小企業者のアフターコロナを見据え、金融機関からの融資を受ける際の保証料及び利息について補助を行い、アフターコロナの生活様式に対応するために飲食店が行う新たな事業展開に対して、支援をしてまいります。

次に、沖の島・鵜来島と片島港を結ぶ離島航路、沖の島～片島航路においては、島民をはじめ、観光や仕事での利用で年間約１万４，０００人が乗船され、日常生活を支える輸送手段として、重要な役割を担っております。

現在運航しております市営定期船「すくも」

は、平成１５年４月就航から約１９年経過し、船体の老朽化も進んできており、さらなる安全性と利便性の向上のため、令和５年４月の就航を目指し、新たな船舶の建造に取り組んでいるところでございます。

第３の理念は、防災対策でございます。

近年、温暖化の影響により、全国各地で毎年のように甚大な被害をもたらす水害が発生しており、本市におきましても、平成３０年７月豪雨をはじめ、昨年７月にも急激に発達した雨雲がもたらした豪雨により、土砂崩れによる道路閉塞や建物被害が発生しております。

こうした風水害から命を守るために、平時から市民一人一人の備えが重要となります。

昨年、全戸配布しました洪水の浸水想定区域や、土砂災害の危険性が高い場所などを記した洪水ハザードマップ等により、引き続き防災知識の普及並びに防災意識の啓発に努めてまいります。

また、懸案となっております宿毛市街地の雨水排水対策としまして、令和３年度は旧国道５６号の歩道下にある排水溝の整備を行い、その後実施した流量調査で有効に機能していることを確認しております。

令和４年度は、本年度策定した雨水管理総合計画に基づき、さらなる冠水対策工事の実施に向け取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策としましては、本年夏までの完成を目指して２基の津波避難タワーの工事を進めております。それぞれ、三浦公園の隣接地と駅前公園内に建設することから、ベンチや遊具なども設置して、平時には市民の皆様の憩いの場となる公園として利用できるよう整備しております。

災害に強い街づくりを目指す宿毛市にとって、災害時の活用はもとより、市民の命を守るシンボルとして皆様に定着していくことを願っております。

津波避難については、津波浸水区域内の避難行動要支援者の方の個別避難計画を令和６年度末までの作成を目指し、引き続き命を守る取り組みを推進してまいります。

また、助かった命がつながるよう、速やかに支援物資を避難所へ届けるための物資配送計画を作成しており、今後は、高知県とも連携し、訓練の実施により実効性を高めてまいります。

次に、津波により土地の境界復元が困難となる沿岸部を調査するため、新たに小筑紫町栄喜地区の国土調査に着手してまいります。

また、地域防災の担い手であります消防団につきましては、令和３年度から消防団再編計画の策定に取り組んでおり、消防団詰所の統廃合や高台移転等の検討を行うとともに、引き続き、消防団車両の更新も計画してまいります。

こうした中、災害に強い街づくりというスローガンを掲げて取り組んでまいりました、新庁舎の建設が本年度で完了いたします。

４月２４日には、新しい庁舎と、きぼうが丘保育園の落成式を行うこととしており、当日は、施設を見学できる内覧会なども開催する予定ですので、多くの市民の皆様に足を、ぜひ運んでいただきたいと思っております。

現在、５月２日の新庁舎での業務開始に向けて準備を進めており、この新しい庁舎が災害時に司令塔機能を発揮することはもとより、平素より市民の皆様から末永く親しまれ、市民の御期待に沿える庁舎となるよう、職員一丸となり、これまでにも増して、きめ細かな住民サービスに努めてまいります。

また、移転後の現庁舎につきましては、支所機能や福祉、健康増進の拠点として、あったかふれあいセンターなどを配置するため、庁舎移転後に改修工事に着手をしてまいります。

長年の懸念でありました学校給食センターに

つきましては、松田川小学校跡地に建築すべく実施設計を行っており、令和４年秋頃の工事着手へ向けまして、取り組んでまいります。

第４の理念は、人口減少対策でございます。

移住定住に関する取組につきましては、遠方からの訪問や本市での暮らしや就業を実際に体験していただくことが難しい状況もありますが、国や県・近隣市町村とも連携し、ポータルサイトやイベント等を活用して、移住候補地としての本市のＰＲ、宿毛を知ってもらうきっかけづくりなど、移住促進の取り組みを進めてまいりました。

令和３年度におきましては、都市部で開催される移住イベントに加え、オンラインでの移住相談やイベントの活用、さらには移住ＰＲ動画を制作するなど、ウエブやＳＮＳ等を積極的に活用し、移住希望者や潜在層の目に留まる工夫をしてまいりました。

令和３年度は、１月末時点で４２組５０名の方々に県外から移住をしていただいております。

令和４年度におきましても、引き続き相談者に寄り添った移住支援を行うとともに、県や近隣市町村とも連携を図りながら、オンライン相談会への参加やホームページ・ＳＮＳ等を活用し、宿毛市での暮らしをイメージしていただけるよう様々なコンテンツでの情報発信をより強化し、新たな移住希望者の掘り起こしや、宿毛市を知ってもらうきっかけづくりに取り組んでまいります。

また、子育て環境や仕事、住まいの確保など、移住希望者ごとの多様なニーズに対応するため、庁内において子育てに関する窓口のワンストップ化を行うとともに、各関係機関との連携をより一層強化し、子育て世帯移住支援事業や、空き家バンクの充実など住まいの支援、婚姻に伴う新生活の経済的支援、さらには市外へ転出した若年層のＵターン及び定住を支援するため奨学金返還助成事業を新設し、地域における定住人口の増加、少子化対策を図り、さらなる人口減少対策に努めてまいります。

続いて、本市の企業誘致について申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地では、製造業２１社、物流センター協業組合２２社が操業、約８６０人が就労し、宿毛湾港工業流通団地では、造船会社など３社が操業、約５０名が就労しています。

また、若者や女性からの就職希望の多い事務系企業の誘致企業である株式会社ベネフィット・ワンにおきましても、現在、約３０名が雇用されるなど、雇用機会の創出はもとより、地域経済の活性化などに多大な貢献をしていただいております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、工業団地などの立地企業も先が見通しにくい状況ではありますが、立地企業の中には、新工場の増設に着手するなど、明るいニュースもございます。

今後におきましても、工業団地の立地企業と、これまで以上に情報交換を密にし、関係機関との情報共有を図るとともに迅速な情報提供に努め、企業活動を積極的に支援してまいります。

また、引き続き未売却地への誘致にも力を入れ、さらなる雇用の場の確保を図るとともに地元企業と高校との連携を促進し、若年層の市外流出・人材確保対策に取り組んでまいります。

第５の理念は、子育て支援対策でございます。

子育て支援に関わる取り組みとしましては、第２期宿毛市子ども・子育て支援事業計画を基に、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業を推進し、子供の健やかな成長のために質の高い幼児期の教育・保育の実施や地域の特性やニーズに沿った、子ども・子育て支援サービスの提供に努めているところでございます。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び子育て世帯等臨時特別支援事業を実施し、１８歳以下の児童がいる対象世帯の経済的負担の軽減を図りました。

令和４年度の新たな取組としましては、乳幼児等医療費助成の対象年齢を中学校修了までから１８歳年度末までの児童に拡大し、令和４年６月診療分から医療費を全額助成することで、児童の保健の向上と、さらなる子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、依然として深刻な社会問題となっております児童虐待対応につきましては、引き続き、子ども家庭総合支援拠点を軸に、関係機関との連携強化を図りながら、切れ目のない細やかな相談支援に努めてまいります。

そして、津波浸水想定区域内にある中央保育園、咸陽保育園、私立大島保育園の園児達が通える新保育園として、令和４年４月より、きぼうが丘保育園を開園いたします。

今後も、市内保育園の全ての園児が、安心・安全に通園できるよう取り組んでまいります。

次に、小・中一体型として整備を進めている宿毛小学校・中学校は、本年度末に全ての建設工事が終了いたします。また、西地区の小中学校移転につきましても、本年度末に適地調査業務が終了しますので調査結果を踏まえて、適地の決定をいたします。

第６の理念は、高齢化社会対策でございます。これまで本市では、高齢化が急速に進むなか、団塊の世代の方々が後期高齢者となる令和７年度を見据え、市民の皆様が健康で生きがいを持ち、心豊かに生活を営むことができるよう、様々な取り組みを推進してまいりました。

令和３年度は、主に６５歳以上の市民の皆様が、運動による健康増進や多くの方と交流が持てる集いの場として、すくもいきいきサロンを開設いたしました。

コロナ禍により密を避けるため、人との交流に制限をかける状況となってしまいましたが、多くの方々に御利用いただき、市民の皆様の健康意識の高さを実感いたしました。

今後は、開設時間の延長や運動が苦手な方にも楽しんでいただける催し等の企画により、さらなる利用促進を図ってまいります。

また、医療における地域の課題解決及び健康的なまちづくりの持続的発展を促すことを目的に、ＳＵＫＵＭＯオンライン医療実証事業を実施しました。

アプリを用いたオンライン診療とオンライン服薬指導、さらに地域医療情報ネットワークはたまるねっとの３つを組み合わせて行う実証事業は、全国に先駆けた取り組みであり、宿毛市モデルとして、多くのメディアで報道され注目いただいたところでございます。

実証事業で得た成果と課題を分析し評価して、医療のＩＣＴ化など地域医療の新たな展開を目指して取り組んでまいります。

令和４年度の新しい取り組みとしましては、高齢者の健診・医療の受診データや介護給付データを分析して得られた健康課題に対し、保健事業と介護予防事業の両輪で取り組む事により、健康寿命の延伸を目指す高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始いたします。

また、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けていただけるよう介護保険サービスの提供や、あったかふれあいセンター事業が実施されていない鵜来島地区において、訪問型生活支援サービスを受けられる体制を整備してまいります。

なお、各地域において、住民の皆さんが主体となって、いきいき百歳体操や地域元気クラブなどの活動が継続されております。

これらの健康づくり・地域交流活動のほか、

住民同士の支え合いの仕組みを引き続き支援していくほか、介護が必要になられた方が安心してサービスを利用できるよう介護従事者の就労支援策も進めることで、高齢になっても安心して暮らすことができる街づくりを進めてまいります。

最後に、第７の理念は、文化芸術とスポーツ振興でございます。

文化関連事業につきまして、文化芸術は、市民一人一人が心にゆとりと潤いを実感できる社会を実現していく上で不可欠なものであり、令和３年度も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けつつも、感染防止を図りながら、公民館活動はもとより、宿毛市美術展覧会や宿毛市市民講座、絵画教室などの文化事業を推進してまいりました。

令和４年度につきましても、少年少女ふれあい事業をはじめ、各種公民館活動や宿毛市市民講座を継続するとともに、新たにスマートフォン写真教室を開催するなど、文化の多様性を維持しつつ、時代のニーズに合わせた新たな文化活動参加者の開拓にも努めてまいります。

令和３年度は、宿毛歴史館及びまちの駅　林邸を活用し、廃藩置県１５０年特別展「地方長官を歴任した宿毛の人物群像」と企画展「大名墓をめぐる世界」を開催しました。令和４年度につきましても、企画展の開催や宿毛小学校敷地内に整備している歴史ふれあい広場や、林邸及び市内歴史スポットを巡るスタンプラリーを実施し、歴史的資源を活用した官民連携の取組による交流人口のさらなる拡大を図ってまいります。

令和３年度は、近代人権の父とも言われる大江卓没後１００年にあたることから、宿毛市人材のまちづくり基金を活用し、顕彰団体による記念講演会やマリア・ルス号事件を主題にした漫画の作成、すくも郷土かるたの増刷などの取り組みを支援いたしました。

今後も、関係団体と連携を図りながら、多くの功績を築かれた先人を広く市民に承継し、故郷を愛する心や地域への愛着の醸成に努めてまいります。

坂本図書館では、令和３年度に新型コロナウイルスなどの感染防止を目的に、図書除菌機を導入し、安心・安全な図書館利用を推進いたしました。

令和４年度は、図書資料の充実はもとより、市民ボランティアの方々との連携を強化し、市民の自主的な読書活動を推進するとともに、これまで休館日となっていた祝日につきまして、令和４年度より開館するなど、より市民に親しまれ利用しやすい図書館運営を目指してまいります。

スポーツ関連事業につきまして、令和３年度、本市においては、東京２０２０オリンピック聖火リレーが開催され、県内２カ所のうちの１カ所に選ばれた本市のセレブレーション会場では、点火セレモニーなどが行われました。

当日は、多くの市民の皆様に聖火リレーが行われた沿道やセレブレーション会場にお越しいただき、改めてスポーツへの関心を高めていただくことができました。

聖火リレーの実施に際しては、市内外の多くの皆様に御協力いただき、誠にありがとうございました。

また、例年の開催事業であります宿毛サイクルフェスティバルでは、小さな子供からお年寄りまで幅広い年代の方々に自転車に親しみ、サイクルスポーツを楽しんでいただくことができました。

さらに、スポーツ合宿や大会開催を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施数は減少いたしましたが、交流人口の拡大に努めることが一定できました。

令和４年度につきましても、より多くの市民の方々が参加いただけるように、参加料を軽減させた市民枠を設けました宿毛マラソンを始めとする各種イベントを引き続き開催し、健康増進や体力づくりを図り、心身共に充実した生活を送ることができるよう、スポーツ推進に取り組んでまいります。

また、各社会体育施設等について、民間の能力を活用し効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和４年度より指定管理者制度を導入しサービス向上に努めてまいります。

今後は、指定管理者と連携を図り、市内外の利用者の利便性の向上を図ることで、さらなるスポーツ振興に取り組んでまいります。

以上が、私の掲げる重点政策である、７つの理念の概要でございます。

このほかにも、令和３年１２月２４日に閣議決定された、デジタル社会の実現に向けた重点計画においても掲げられている、マイナンバーカードの普及の推進につきましては、昨年度に引き続き、マイナンバーカード交付率向上事業を実施し、継続した普及促進を図ってまいりました。

市民の皆様の御協力をいただきまして、令和４年１月末時点における本市のマイナンバーカードの交付率は７０．９％となり、現在、県下トップ、全国の自治体では第６位となっております。

マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付につきましても、市役所にて証明交付ができない休日の取扱や市外での交付実績も見られ、利便性を感じていただけるサービスにつながっているのではないかと考えています。

また、戸籍関係や税務証明につきましては、県下自治体で共同利用しております高知県電子申請システムを活用して、令和４年度中にオンラインにて請求ができるよう対応を行う予定であり、これによりさらなる利便性の向上が図られるものと期待をしております。

さらに、令和４年度におきましては、子育て関係、介護関係、転出届・転入予約の手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを利用してオンラインで手続が行えるよう、システム改修を実施してまいります。

これにより、市民の方が来庁することなく２４時間いつでも手続が行えることとなり、利便性が向上するとともに、窓口の密集・密接も緩和されるものと期待をしております。

地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の格差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受ができるデジタル田園都市国家構想の実現のため、トップランナーとして国と一体となりまして、マイナンバーカードの普及をはじめ、オンライン診療による医療のＩＣＴ化など様々な利活用について、宿毛市としても検討を進めてまいります。

そして、環境問題につきましては、ごみの不法投棄に始まり、温室効果ガスの排出や地球規模で広がるマイクロプラスチック汚染などは、私たちの生活と密接に関わっており、年々、その深刻度は増しているところでございます。

とりわけ、地球温暖化は生態系や人間の生活基盤に影響を及ぼす極めて深刻な環境問題であり、解決に向けて私たち一人一人の行動がとても重要となってきます。

本市では地球温暖化対策として、国の目標である２０５０年カーボンニュートラルの実現を１０年前倒しをし、２０４０年までにCO_2など温室効果ガスの実質排出量ゼロの実現を目指す、宿毛市２０４０ゼロカーボンシティ宣言を昨年４月６日に行いました。

今後は、再生可能エネルギーの導入促進やごみの減量化、自転車や公共交通の活用により、

自家用車の使用を減らす取組など、住民や事業者の皆様と共にチームすくもとして、２０４０年ゼロカーボンの達成とサステナブルな脱炭素社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

どうか市民の皆様にも、御協力のほど、よろしくお願いをいたしたいと思います。

社会を取り巻く環境は、引き続き新型コロナウイルスの影響を多分に受けるものと予測されますが、市民の生命及び健康を守るため、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいります。

また国の主導のもと、現在、急ピッチで進められている３回目のワクチン接種につきましても、市民の皆様に正しい情報を提供し、皆様が安心してワクチン接種が受けられるよう、国の基準に基づいた接種事業を速やかに実施してまいります。

宿毛市の未来を切り開くためには、コロナ禍からの復興は、単にコロナ禍以前の社会に戻るのではなく、人々の価値観や社会の変化に柔軟に対応しながら、多様性を持った持続可能な回復を成し遂げるサステナブル・リカバリーに取り組み、職員と一丸となって市民の生活を守るため、勇猛果敢に挑戦を続けてまいりたいと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、令和４年度へ向けての私の所信表明とさせていただきます。

また令和４年度、どうか皆さん、よろしくお願いをいたします。

○議長（寺田公一君）　以上で、市長の行政方針の表明を終わります。この際、５分間休憩いたします。

午前１０時４２分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時４７分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３「議案第１号から議案第６０号まで」の６０議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君）　それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

議案第１号及び議案第２号は、「令和３年度宿毛市一般会計補正予算」について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第３項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

まず、議案第１号の内容につきましては、国民宿舎椰子から下部法面に延びる排水施設の破損によりまして、緊急に予算補正する必要が生じたため、２６７万３，０００円を追加したものでございます。

次に、議案第２号の内容につきましては、ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で１億５，６４９万１，０００円を追加したものでございます。

議案第３号及び議案第４号は、「宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて」でございます。

まず、議案第３号につきましては、大相撲で豊ノ島関として長年活躍し、令和２年４月に現役を引退、現在は年寄井筒を襲名され、後進の指導にあたられている、本市出身の梶原大樹氏に、本市の名誉市民の称号を贈ることについて、宿毛市名誉市民条例第３条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第４号につきましては、平成１５年よりソプラニスタとして世界で活躍され、昨年開催された東京２０２０オリンピック閉会式においても、オリンピック賛歌独唱を務められ

るなど、様々な舞台で御活躍されている本市出身の岡本知高氏に、本市の名誉市民の称号を贈ることについて、宿毛市名誉市民条例第３条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第５号は、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現教育委員の名倉寛文氏が、令和４年４月１日の任期満了をもって退任となりますので、新たに秋場尚誉氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第６号は、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現監査委員の弘瀬徳宏氏が、令和４年３月３１日をもって退任することとなりましたので、新たに、松岡博之氏を選任することについて、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第７号及び議案第８号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

固定資産評価審査委員会委員３名のうち２名の委員が任期満了となりますので、現委員の山下博文氏につきましては、後任として、新たに谷　弘美氏を、三本義男氏につきましては引き続き選任することについて、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第９号は、「令和３年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で３億３，３００万６，０００円を減額しようとするものです。

内容としましては、決算額を見込んで、歳入歳出予算を補正しております。

議案第１０号から第１９号までの１０議案は、令和３年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

こちらも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第２０号は、「令和４年度宿毛市一般会計予算について」でございます。

総額で１３１億８，１９１万６，０００円を計上しており、過去最高の予算規模となった本年度当初予算と比較して１８．３％の減、金額にして２９億５，６８２万５，０００円の減額予算となっております。

これは、宿毛小中学校や、きぼうが丘保育園の新築工事などが、本年度で終了することによるものです。

令和４年度は、道の駅すくもサニーサイドパークの建設工事費や令和３年７月１８日に発生した豪雨に伴う災害復旧工事費等を計上しております。

そのほかにも、資料としてお手元に配付しております「令和４年度当初予算の概要」に各種新規事業や継続事業を記載しておりますので、詳細の説明は省略をさせていただきます。

議案第２１号から議案第３２号までの１２議案は、令和４年度各特別会計予算及び水道事業会計予算についてでございます。

１１特別会計の総額は、７０億３，８２８万８，０００円で、企業会計である水道事業会計は、８億７，７４７万１，０００円を計上しております。

議案第３３号は、「宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月１日から施行され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しを行うことができるようになったことから、本条

例を制定しようとするものです。

議案第３４号は、「宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について」でございます。

内容につきましては、現在進めている庁舎などの大型建設事業の財源の多くは市債によって賄っていることから、後年度の公債費に係る負担を軽減するための財源確保を目的として、本条例を制定しようとするものです。

議案第３５号は、「宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について」でございます。

内容につきましては、公共下水道の事業認可区域外の住民が公共下水道に接続する場合に、地方自治法第２２４条の規定による分担金を徴収するために必要な事項を規定するため、本条例を制定しようとするものです。

議案第３６号は、「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部が令和４年４月１日に施行されることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第３７号は、「宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、令和４年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第３８号は、「宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」、「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例」及び「宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」について、各条例で読み替え規定として引用している「宿毛市一般職員の給与に関する条例」を、議案第４０号のとおり改正することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第３９号は、「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、報酬の日額及び年額の支給方法を明確化するとともに、令和４年度から開園する「きぼうが丘保育園」の嘱託医の報酬を新たに規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４０号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和３年の人事院勧告に基づいて期末手当の支給割合を減額するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４１号は、「宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、職員以外の者が依頼出張で私有車を使用した際の車賃を支給できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４２号及び議案第４３号は、「宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について」及び「宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、橋上小学校を宿毛小学校へ、橋上中学校を宿毛中学校へ、それぞれ令和６年４月１日から統合するため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４４号及び議案第４５号は、「宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について」及び「宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、大島、平田、小筑紫及び沖の島にある公民館分館を廃止するため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４６号は、「宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、これまで「中学校終了前の児童」の医療費に係る自己負担額を助成してまいりましたが、令和４年６月１日から、対象を１８歳年度末までの児童に拡大するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４７号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が施行されたことから、所要の改正を行うものです。

議案第４８号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４９号は、「宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、すくもいきいきサロンについて、稼働日及び稼働時間の拡充を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第５０号は、「宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が、令和４年４月１日から施行されることから、所要の改正を行うものです。

議案第５１号は、「宿毛市公園条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛小学校の敷地内に整備しています歴史ふれあい広場について、令和４年４月１日より供用開始できる見込みとなったことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第５２号は、「宿毛市の行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について」でございます。

内容につきましては、本市の業務等に従事した方への災害補償について、現在は本条例を適用しておらず、今後も適用する見込みがないことから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第５３号は、「宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について」でございます。

内容につきましては、一般職員等の給与を期間限定で削減していましたが、期間も満了していることから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第５４号は、「幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について」でございます。

内容につきましては、認定審査会の執務場所について、令和４年５月１日に現庁舎から新庁舎へ移転することに伴い、本規約を変更するため、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５５号は、「高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について」でございます。

内容につきましては、高知県市町村総合事務組合の構成団体であります津野山広域事務組合

及び幡多中央環境施設組合が、令和４年４月１日より高知県市町村総合事務組合を脱退することについて、地方自治法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５６号は、「高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について」、そして議案第５７号は、「高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について」でございます。

内容につきましては、いずれも両組合が高知県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５８号は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、株式会社すくもグリーン企画を令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの間、蛍湖ゴルフパークの指定管理者として指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５９号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

内容につきましては、沖の島～片島航路の船舶建造工事について、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第６０号は、「特定事業契約の変更について」でございます。

内容につきましては、平成３１年３月２７日の議会議決を受け、宿毛学校ＰＦＩ株式会社と契約締結しました宿毛市における小中学校整備事業につきまして、校舎建築に際して、くい工法等を変更したことに伴う変更契約を締結する必要が生じましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第１２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君）　これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、３月１日から３月４日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、３月１日から３月４日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

３月１日から３月６日までの６日間休会し、３月７日午前１０時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前１１時０８分散会

令和４年

第１回宿毛市議会定例会会議録第２号

１　議事日程

第８日（令和４年３月７日　月曜日）

午前１０時　開議

第１　決議案第１号　ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

第２　一般質問

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　決議案第１号

日程第２　一般質問

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番	今城　隆　君	２番	堀　景　君
３番	三木　健正　君	４番	川田　栄子　君
５番	川村　三千代　君	７番	髙倉　真弓　君
８番	山上　庄一　君	９番	山戸　寛　君
１０番	岡﨑　利久　君	１１番	野々下　昌文　君
１２番	松浦　英夫　君	１３番	寺田　公一　君
１４番	濵田　陸紀　君		

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　　し

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	朝比奈　淳司　君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良　和美　君
議事係長	桑原　美穂　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中平　富宏　君
副市長兼 市民課長事務取扱	岩本　昌彦　君
企画課長	黒田　厚　君
総務課長	桑原　一　君
危機管理課長	上村　秀生　君

市民課長補佐	久保田　志　保　君
税　務　課　長	山　岡　敏　樹　君
会計管理者兼 会　計　課　長	佐　藤　恵　介　君
健康推進課長	松　田　まなみ　君
長寿政策課長	谷　本　裕　子　君
環　境　課　長	谷　本　和　哉　君
人権推進課長	山　戸　達　朗　君
産業振興課長	岩　本　敬　二　君
商工観光課長	長　山　敏　昭　君
土　木　課　長	澤　田　英　典　君
都市建設課長	小　島　裕　史　君
福祉事務所長	河　原　志加子　君
水　道　課　長	川　島　義　之　君
教　育　長	鎌　田　勇　人　君
教育次長兼 学校教育課長	和　田　克　哉　君
生涯学習課長補佐 兼人権教育係長 兼坂本図書館長	中　平　成　也　君
学　校　給　食 センター所長	平　井　建　一　君
選挙管理委員会 委　員　長	土　居　利　充　君
選挙管理委員会 事　務　局　長	児　島　厚　臣　君
総務課主監	有　田　　修　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１、決議案第１号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についてを議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

１１番、野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議文を提出するに当たって、提案理由の説明を行います。

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と打開に向けて、懸命な努力を重ねてまいりました。

しかし、２月２１日、プーチンロシア大統領は、ウクライナの一部である、（自称）ドネツク人民共和国及びルガンスク人民共和国の独立を一方的に承認する大統領令に署名し、２月２４日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵攻を開始しました。

国際社会の強い自制の求めにも関わらず、侵攻行為を継続し、一般市民への無差別攻撃が繰り返され、２，０００人を超える犠牲者が出ております。

また、３月４日には、欧州最大規模のザポロジエ原発へ攻撃を加えており、システムの故障や電源喪失が起きれば、欧州全土を巻き込んだ壊滅的な核事故につながりかねない行為であります。

原発への軍事攻撃は、ロシアも批准するジュネーブ条約で禁じられ、原子力の平和利用を目的にしたＩＡＥＡ憲章にも反する明確な国際法違反であり、ロシア軍は直ちに攻撃をやめるべきであると申し上げ、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議文を提出いたします。

以下、決議文を読み上げて、提案理由といたします。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

２月２４日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

宿毛市議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。

そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。

令和４年３月７日　宿毛市議会

以上、よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を求め、提案理由の説明といたします。

○議長（寺田公一君）　これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

決議案第１号　ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議については、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、決議案第１号は、原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第２「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　おはようございます。７番、髙倉真弓です。一般質問をいたします。

今回は、５項目、１０点についてお伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

１項目め、新庁舎の行程についてをお伺いいたします。

完成間近の新庁舎について、今後、どのような行程が、またどのような状態なのか、１番目に、現状、移転の行程についてお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　おはようございます。総務課長、髙倉議員の一般質問にお答えいたします。

新庁舎移転へ向けての今後の行程につきましては、現在、予定どおり工事も進み、令和４年３月２９日が新庁舎の引渡予定日となっております。

引渡しを受けまして、４月中旬には机や椅子等の備品の搬入等を行う予定です。

令和４年４月２４日、日曜日に、きぼうが丘保育園と新庁舎の落成式及び内覧会を実施する予定としております。

その後、令和４年４月２９日から５月１日に引っ越しを行い、令和４年５月２日月曜日から新庁舎での業務を開始する予定としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　７番、了解いたしました。

大所帯の大移動です。重要な書類の取扱いなどに不備がないように、お願いを申し上げたいと存じます。

次に、先ほどおっしゃいました、市民の皆様に御覧いただく機会、内覧会とは、お披露目について、もう少し詳しくお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答えいたします。

市民の方々への新庁舎のお披露目につきましては、業務開始前に見ていただくために、令和４年４月２４日、日曜日に、落成式及び内覧会を予定しておりますので、きぼうが丘保育園と併せまして、多くの市民の皆様に御覧いただきたいと思っております。

なお、詳細の日程につきましては、広報４月

号で周知をさせていただく予定としております。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　普通、落成とかだったら、おもち投げとか、ああいうものもあったりして、若干、コロナがなかったら、皆さん方笑って、手を取り合ってお祝いできるのですが、どうぞコロナが落ち着いてくれるようにと、今は願うばかりです。

高台から見ていただくと、市民の皆様に喜んでいただけると思いますので、内心わくわくしながら待っております。よろしくお願いします。

現庁舎では、平成３０年の災害のときに、夜遅くまで灯がついて、大変そうやったでと。なんぼ若いといっても、毎晩毎晩大変やろうねということを、市民の方からお聞きしました。

新庁舎では、そういう面では、少し寂しいことはやむを得ません。

３番目に、新庁舎の危機管理体制についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答えいたします。

まず最初に、新庁舎の防犯体制について、少し御説明をさせていただきたいと思います。

新庁舎におきましては、今後、防犯カメラ及び機械警備を整備して、セキュリティ対策を実施してまいりたいと思っております。

業務を開始してからも、今までどおり休日及び夜間につきましては、宿日直を配置することとしております。両面で取組をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　庁舎の管理などは、了解いたしました。

セキュリティ対策は、取れるということ。そして、プラス人的配置もということですね。了解いたしました。

新庁舎の高台移転問題は、南海トラフに対する備えにありました。

再質問いたします。

南海トラフ巨大地震に、また最近の災害に対しての危機管理体制をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、７番、髙倉議員の一般質問にお答えいたします。

津波の被害を受けない希望ヶ丘の高台に移転する新庁舎は、南海トラフ地震発生後、復旧復興の司令塔として、迅速な対応を行うための環境整備を図っており、災害対策本部となる会議室は、市長室や危機管理課と同じフロアにある３つの会議室を１つの大会議室にして、十分なスペースを確保し、災害対応支援システムをはじめとする複数の災害情報を表示するマルチディスプレイを配置するなど、情報収集・共有の効率化を図り、災害対応の指揮を行うための機能を強化しております。

主な防災対策の機能につきましては、停電時に対応するための非常用発電機を設置し、発電に必要な燃料７日分を敷地内に備蓄する予定でございます。

また、給水が遮断した場合に備え、断水しても７日間対応できる受水槽等を設置いたします。

そのほかにも、災害発生時に救助・救出活動及び復旧活動を迅速に行うための緊急用ヘリポートの整備や、災害時に簡易トイレとして使用可能なマンホールトイレの設置、倉庫棟には備蓄倉庫を設け、食料や毛布などを備蓄することとしており、隣接するきぼうが丘保育園につきましても、避難所としての機能を有する施設となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　３月１１日で東日本大震災から１１年になります。復興庁によります

と、全国では、宿毛市の人口よりも多い３万８，０００人の方が、今なお避難を余儀なくされているそうです。

新庁舎に戻ります。

お聞きして安心いたしました。市民の皆様の安心・安全のために、また事前復興の考え方から、とにかく打てる対策は事前に、早目によろしくお願いしたいと存じます。

次に、もっと具体的に、いまだ猛威をふるっております新型コロナウイルス感染症など、今後も予想されると思います。

４番目に、新庁舎内のコロナ対策についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答えいたします。

新庁舎でのコロナ対策につきましては、現庁舎と同様に、入口付近に非接触型の手指消毒及び検温器を設置いたします。

また、各階窓口におきましても、全てのカウンターに飛沫拡散防止のパネルを設置いたしまして、感染対策をこれまで以上に整えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　何事も、いつまでも大変ですね。

新庁舎のエントランス部分を通過いたしますと、自然に消毒・殺菌され、きれいな空気と共に、庁舎内にお入りいただけるというような、例えばミストシャワーのような、そういうものを考えたのですが、なかなか難しいかもしれません。

今は一にも二にもマスク、手指消毒をはじめ、お一人お一人にお願いをいたしまして、この困難を乗り越えていかなければならないと存じます。

続いて、２項目め、遊具についてをお伺いいたします。

公園、学校などの遊具について、正直、恥ずかしいことですが、最近まで遊具の果たす役割、また優位性を余り深く考えたことがございませんでした。

息子が送ってくれます孫の動画から、発達段階において、大きな役割をしていることを再確認しました。

その観点から、市内の公園を改めて訪問し、十分といえるかどうか、いろいろと考えてまいりました。

そこで、１番目として、新しくなるサニーサイドパークの観光面から集客を促し、お子様を持つ市民の御期待に沿えるものになっているのかをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　髙倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

道の駅すくもサニーサイドパークのリニューアルにつきましては、当市の観光拠点となる道の駅としての機能の充実はもちろんでございますが、長く市民の憩いの場として親しまれてきた公園機能についても、再整備を行おうとするものであります。

どのような遊具を設置するかにつきましては、現在、実施計画の作成中であるため、具体的に決まっておりませんが、構想といたしましては、サニーサイドパークの持つ広大な緑地スペースの一角に、地形を生かした遊具を設置をいたしまして、特徴ある海辺の公園とすることを検討しているところでございます。

また、遊具エリアには、休憩所としてあずまやを設置し、子供連れの利用者が、安心して子供を遊ばせることができる、そういった空間、子供の発達上において、先ほど、遊具が非常に有効だというお話がありました。それと同時に、ぜひ保護者といいますか、連れてきた大人の方

も、そこで気が休まるような、そんな空間をぜひ創出してあげたいなと、このように考えているところでございます。

以上のように、道の駅を利用する観光客や、そして子育てをする市民の皆様が、気軽に立ち寄ることができる、そういった憩いの場となるよう、整備を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、また御意見もいただきながら、整備を進めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　大変期待しておりますので、よろしくお願いします。

芳奈の公園に２歳半ぐらいのお嬢さんとお父さんがいらっしゃいまして、お尋ねいたしますと、小学校５年生ぐらいのお兄ちゃんがおいでるそうです。ここで遊ぶのは、ちょっと大きなお兄ちゃんに対しては、物足りないかなって。咸陽島はもう少しいいですよとおっしゃってくださいました。

せっかく新しくなる公園ですので、幼い方から、さっき市長もおっしゃった、大人も安らげるような、またときには滑り台やブランコを乗ってみようかなと思わせるような遊具を期待いたします。

次に、学校は体育の先生もいらっしゃって、よりよい指導が行われると思います。

２番目といたしまして、学校における遊具の役割、有用性についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、髙倉議員の一般質問にお答えいたします。

学校の遊具は、鉄棒、うんてい、ジャングルジムなどを設置しています。その中で、鉄棒につきましては、体育の授業で使用することもあり、全ての小学校に設置しております。

学校における遊具の役割につきましては、授業での使用をはじめ、休み時間に利用することによる友人とのコミュニケーションや、心身の健康の保持増進、体力の向上などに役立っていると考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　図らずも、そのとおりの風景を拝見いたしました。

２月２４日、午後１時少し過ぎですが、咸陽小学校のことです。教育長におかれましては、すぐ映像になると思いますが、校庭の東側では、ボール投げやサッカーを、西北にある滑り台で、高学年と思われる児童の方が４名ほど、滑り台にいました。

小さい方ならわかるのですが、大きい方が滑り台にいることに、ちょっと驚きを覚えましたので、サニーサイドパークの件にこれがつながっていくのだなって思いました。

また、東平の公園にいらっしゃった若いお母さんは、学校では、先ほどお答えにもあったように、鉄棒が授業であるので、この公園にあってうれしいとおっしゃられましたので、行く先々の公園で、ここは鉄棒があるかなというふうに、見るようにしておりました。どなたも健全なお子様にお育ていただきたいと願っています。

３項目めに入ります。

コロナにおける教育の損失についてをお伺いいたします。

コロナ感染症の影響による学力低下で、世界全体の損失額が１７兆ドル、約２，０００兆円に上る可能性があると、本年２月７日の高知新聞に記載がありました。

１番目に、現在の宿毛市の学校現場の状況をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

議員おっしゃられたように、令和４年２月７日付の高知新聞には、世界銀行の試算として、新型コロナウイルス禍の学校閉鎖などによる学力低下で、生徒らが生涯を通じて得られるはずだった収入を失い、世界全体で損失額は１７兆ドル、約２，０００兆円にのぼる可能性があると報道されているところでございます。

この試算方法の詳しい内容については、承知しておりませんが、記事には、日本は休校期間が他国より短く、損失は小さいだろうとの見方も示されております。

本市の新型コロナウイルス感染症における学校閉鎖等の状況につきましては、令和２年度の全国の小中学校の一斉臨時休業に伴う不足分は、市内全小中学校で、夏休みを短縮し不足時間数を確保いたしました。

また、令和３年度につきましては、宿毛中学校１・２年生が２日間の学年閉鎖、咸陽小学校では３日間学校閉鎖をいたしましたが、いずれも短い期間で再開できております。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、児童・生徒に陽性者や濃厚接触者となるケースもあり、その場合には、学びの保障をしながら、昨年度導入したタブレット端末を持ち帰って活用するなどの取組をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　先ほどの新聞記事には、変異株、オミクロン株の急拡大で、１月２６日の時点で休校等を実施した公立小中学校や幼稚園は、５，８４１校あり、コロナによる休校や親の仕事の減収により、教育格差を生み、生涯所得の減少につながるとあります。

２番目に、本市の学校閉鎖やオンライン学習による影響についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複いたしますが、現在のところ、本市では学校閉鎖、学級閉鎖等による学力の低下はなかったのではないかと考えております。

しかし、学校では、現在も新型コロナウイルスへの感染対策を取りながら、日々の学習も続けており、特に班学習や合唱等を伴う音楽活動、家庭科の調理実習、密集する体育の授業等は感染リスクが高いとされ、実施が難しく児童生徒もストレスを感じているのではないかと思っております。

このように、教育活動に制限がかかり、現場の負担も増えていますが、タブレット端末などを活用するなど、できる限り教育活動の質を低下させないように、取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　修学旅行が中止になったりとか、校外活動に影響が与えられて、本来なら楽しい学校生活を我慢しなければいけない児童生徒さんですが、本当に考えたら、かわいそうというのは、言葉が悪いのですが、何かお気の毒に思えます。

また、今は現場の先生方、関係者の皆様には、ウイルス対策を取りながらの活動で、御心労も多いかと存じます。

現場が一番理解できる教育長におかれましては、大変な状況です。児童生徒さんはもとより、先生方への御支援、お心配りをよろしくお願いしたいと思います。

続いて、４項目め、行政無線難聴地域解消についてをお伺いいたします。

これまでも、議場、委員会などを通じまして、多くの方から質問、意見を述べてきた経緯があ

ります。なかなか難しい問題ですが、このまま看過するわけにはまいりません。

どのような対策をとられるのかをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、７番、髙倉議員の一般質問にお答えいたします。

災害時の情報伝達につきましては、平成２７年度に新たな情報伝達システムの整備を実施し、屋外スピーカーにつきましても、より高性能な物を整備いたしまして、現在、緊急時における災害情報の伝達や平時における行政情報の広報などに活用しております。

この屋外スピーカーの放送範囲につきましては、津波想定地域を中心に整備されていることから、特に津波想定地域外におきましては、放送が聞こえないエリアがあり、全ての住民に音声で情報伝達を行えるシステムにはなっておりません。

また、昨今、気密性や遮音性の高い住宅が増加しており、かつ風雨等の強い条件下におきましては、音声放送のみでは情報伝達に限界があると考えております。

一方、現在、Ｊアラートをはじめ、豪雨時の避難情報などの災害緊急情報が、どのような手段で発信されているかといいますと、屋外スピーカーだけでなく、テレビやラジオ、携帯電話、スマートフォンなど、広く普及しているメディアを通じて発信されております。

こうした状況を踏まえ、本市では、携帯電話やスマートフォンなどに文字情報として、防災情報を伝達する宿毛市防災アプリを主要な伝達手段として運用しており、このアプリの登録者を増やしていく取組を推進しているところでございます。

しかしながら、携帯電話等をお持ちでない高齢者世帯の方など、防災アプリで情報を受け取ることができない方に対して、どのように情報を伝達していくかにつきましては、本市としても課題と捉えており、これまでの対策といたしましては、情報を受信できないという課題を解決するため、昨年度、防災アプリで伝達する情報を固定電話で受信できるＣＴＩシステムを導入し、携帯電話の電波が入らない地域に対しまして、運用を開始しております。

さらに、来年度からは、放送がよく聞こえなかった際に、指定の電話番号に電話をすることで、放送内容を聞き直すことができるシステムの運用も予定しているところでございます。

また、本年度、スピーカー設置業者に依頼しまして、山の地形などを加味して、立体的に放送範囲を確認できるデータを作成いたしましたので、このデータを基に、難聴地域の分析も行い、今後におきましても、情報伝達手段の調査、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　例えば、スピーカーの位置とか、方向を変えるだけでも、改善が見られる可能性があります。今、検討していただいておりますことを踏まえて、１年に１基でも設備設置改善をして、一人も取り残さない対応、対策を期待いたします。

５項目めに入ります。

平成２３年に改正されました障害者基本法等におきまして、手話が音声言語と同様に言語であることが位置づけられております。宿毛市における手話言語条例についての考え方、今後の対応についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

聴覚に障害のある方々が、日常生活の中で必要な情報が入りにくく、様々な不便を感じてい

るということは、認識をさせていただいているところでございます。

現在、宿毛市では、病院などの手続の際に、手話通訳者を派遣する意思疎通事業を実施をし、生活の支援をしているところでございますが、コミュニケーションの手段の一つである手話が、私たちの日常生活の中に普及していくことで、これまで以上に幅広く情報が取得でき、生活環境が改善をしていくものだと考えているところでございます。

宿毛市におきましては、今のところ、手話言語条例を制定する予定はありませんが、幅広く情報が取得できる、そういった環境の整備について、引き続き、取組を進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　７番髙倉真弓君。

○７番（髙倉真弓君）　奉仕員の育成講座に、２回ほど受講いたしました。

担当の所長は、開校、閉校式はもとより、常に育成講座にお心を配っていただきましたが、何しろ生徒約１名、ここにおりますが、なかなか覚えられずに今に至って、御期待に沿えてなく申し訳ないと思っています。

でも、一つだけよい知らせもあります。

ＡＩが手話を読み取り、通訳してくれるそうです。ですが、予算確保となると、これがなかなか、クエスチョンマークがつくと思います。

でも、もう一つ方法があります。大丈夫です。一緒に受講しました市役所の若い職員さんもいらっしゃいました。保母さんもいらっしゃいました。今後とも、人と人の温もりが伝わる、育成制度の充実を期待しております。

このことだけではなく、困難を抱える方はたくさんいらっしゃいます。どなたにも最善を尽くせるのが理想ですが、全部一緒に解決はできないと存じます。また、それぞれに時間もかかると思います。

時間がかかるからこそ、少しずつでも前進をしていただくことを期待いたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午前１０時３７分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時４９分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　１番、今城です。今回もよろしくお願いいたします。

早速ですが、まず最初に、狩猟鳥獣の放置の問題について伺っていきます。

昨年の１１月、福良山中への狩猟鳥獣の放置について、どのようなことであったのか、事実確認をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、１番、今城議員の一般質問にお答えさせていただきます。

質問議員の言われております案件は、山林所有者が自身の土地に鹿の死骸が放置されているのを発見、猟友会へ報告し、猟友会長、鳥獣保護管理員、山林所有者の３名で現場を確認したと聞いております。

その後、山林所有者の方から、宿毛市にも同様の連絡があり、猟友会長、山林所有者、職員で再度、現地確認を実施、放置と思われる鳥獣を確認いたしました。

後日、山林所有者のほうから、宿毛警察署へ相談、立会を求められたため、職員が署員と共に現地を確認いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　まず、山の地主が発見し、猟友会とかに連絡したと。結果的に、地主、それから市担当課職員、それから警察署員、鳥獣保護管理員等が一緒に現場確認を行った。こういうことでよろしいでしょうか。

私は地元ですので、その後、警察の指示の下に、現場に鹿を埋設したというようなことは聞いていますが、それでよろしいかということ。

それから、追加質問です。

市担当課は、このことに報償金を出しており、この狩猟者も把握しているということでよろしいでしょうか。確認させてください。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

まず、警察のほうからは、捜査情報は得られませんので、その後、該当者と思われる方に確認をし、関係者に聞き取りを行いました。

聞き取った内容によりますと、狩猟者は埋却処理が不十分なまま鹿を放置したことを認め、地権者に謝罪の上、別の場所に埋却したことを確認しております。

ということですので、追加で質問されました該当者については、把握しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　それでは、これについて、法令に基づく措置とはどのようなものかを確認したいと思います。

狩猟鳥獣の放置は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる狩猟法に違反なのではないかということですが、確認したいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えします。

土地の所有者から警察に相談されている状況ではありますが、現状では、刑罰等の対象になったという事実は確認できておりません。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の違反に該当するとの認識には至っておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　これは、埋設が不十分だったというようなことですが、この写真から見ると、埋設をしたようには見えていません。

そういうことも含めて、これが違反であるかどうかという論議は、ここでは避けたいと思います。

しかし、違反であれば、違反としたときに、どういう措置がとられるのか、ここを確認していきたいと思います。

これが捕獲鳥獣の放置であるならば、狩猟者・狩猟事業者に対し、法令上どのような措置が取られることになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の中の処分等の規定としましては、第１０条第２項で、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、鳥獣の保護、管理のため必要があると認めるときや、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認められるときは、その許可を取り消すことができるとされており、第５２

条第２項では、管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したときや狩猟について必要な適正を欠くに至ったことが判明したときのいずれかに該当するに至った場合は、その者の狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又は１年を超えない範囲内で期間を定めて、狩猟免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる、とされております。

また、第８３条から８６条で、最大１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処することとされており、さらに第８７条で、捕獲の許可又は狩猟免許を受けた者がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたときは、その許可又は狩猟免許は効力を失うものとする、と規定されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　私も狩猟法をざっと見てみました。結構、いろいろな項目があるので、ここが当たるのかなというのは、いっぱい、かするようなところがあるのですけれども、私が目についたところ、今言ったことも入っていますが、ないところもあります。

まず、１８条は、鳥獣の放置等の禁止というのが書かれていて、当該捕獲又は採取等をした場所に、当該鳥獣を放置してはならないという規定が書かれています。

そして１８条に違反する項目にひもづくものを探してみました。

そうすると、８６条に、次に該当する者は３０万円以下の罰金に処するということで、それに１８条が書かれていました。１８条違反。

つまり、この鳥獣の放置は、３０万円以下の罰金に処するという項目に当てはまります。

そして、４０条５項、罰金以上の刑に処され、３年を経過しないものには、狩猟免許を与えない。免許を取るときの欠格事項が書かれていました。

罰金刑を持っている者には免許を与えない。

そして、５２条には、知事は、さっき言われたことですね、この法律に基づく命令に反したとき、狩猟免許を取り消すことができる。両方に、さっきのものとかかってくるのではないかと思います。

６３条、知事は、狩猟免許は取消、停止、失効したときは、当該狩猟者登録を抹消しなければならない。

そして、１８条６の２、知事は事業者が基準に適合するよう措置を命ずることができる。こういうのを拾いました。

そこで確認したいと思います。

この条文を読み解くと、そのままですけれども、まとめて言うと、狩猟鳥獣の放置等を行えば、その狩猟者を３０万円以下の罰金に処し、狩猟免許を取り消し、狩猟者登録を抹消する。そして、その狩猟者の所属する鳥獣捕獲等事業者に対しても、適正な運営がなされるよう、行政指導を行うことになると。

今言った法の条文から、そのように読み取れましたが、そのようなものでよろしいでしょうか。

もう一度言ってみましょうか。いいですか。もう一回読み上げましょうか、いいでしょうか。構いませんか。

もう一回言います。確認します。

狩猟鳥獣の放置を行えば、１８条の関係で、３０万円以下の罰金に処される。そして、狩猟免許は取り消されることになって、よって、取り消されれば、狩猟者登録も抹消されると。

その狩猟者の所属する鳥獣捕獲事業者、つまり猟友会でしょうか、に対しても、適正な運営がなされるよう、行政指導が行われることにな

ると。そういうふうに読みとれますが、それでよいでしょうか。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

今城議員が先ほど言われました、最初の前段の部分ですね。罰金とか、狩猟の免許の取消等という部分は、自分も説明させていただいたとおり、そういうこともできるという規定があります。

それから、後段で言われました、事業者は所属する狩猟者が違反等をしたときに、その事業者に処分というか、そういったものが科されるという部分につきましては、認定捕獲事業者というのがありまして、県の猟友会そうなっていますけれども、宿毛市ではそういう事業を行っていませんので、猟友会等に命令とか、そういったものはできるような規定にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　猟友会が狩猟者に対して、違反とした場合ということですよね。前提として違反であった場合ということで、猟友会が狩猟者に対して、その規定はないということはそうかもしれません。

私が言ったのは、知事が猟友会、組織の問題として、こういうことが適正に行われていない事実ということがあったら、猟友会に対して適正に行われるよう、行政指導を行うことができると、こういう条文になっていたと思います。

事業者に対して、適正に行われるよう、指導を行うことができると、というような条文だったと思いますので、そうなんだろうと思います。

じゃあ、質問します。

狩猟法の施行に関わる事務については、有害鳥獣捕獲の許可や報償金などについて、市が関与していますが、市は当該狩猟者及び事業者に、何か措置とか指導とか行いましたでしょうか。行っていましたら、報告してください。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と少し重なる部分もありますけれども、お答えさせていただきます。

土地の所有者からの相談を受け、現地確認や関係者への聞き取りを行い、その後、土地の所有者が警察へ相談しております。

警察からは、捜査情報が得られませんので、その後の状況について、発見者に聞き取りを行いました。

聞き取った内容によりますと、先ほども答弁させていただきましたとおり、狩猟者が埋却処理が不十分なまま鹿を放置したことを認め、地権者に謝罪の上、別の場所に埋却したことを把握しております。

狩猟者に対しましては、今後このようなことがないよう指導を行いましたが、今回の事案をもって、有害鳥獣捕獲許可の取消ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　今の話では、警察にも連絡して、埋設処置を行ったということなのですが、これは警察に伝えて、一般ごみと同様の不法投棄扱いにしているということになろうかと思います。

これは、民事不介入で、両方の示談的処理があれば、それで済むということにはなろうかと思うんですけれども、それで終わっているのではないかと思います。

しかし、今、問題にしているのは、狩猟法の問題です。狩猟における問題点がなかったかということの確認が、十分になされていないので

す。

狩猟法が適用されずに、これは放置してよいのかという問題に、今、ここの場で訴えているわけです。

市は、問題を知って注意はしたということは、今聞きました。

質問します。質問というかお願いですね。

市は県から委嘱された宿毛担当の鳥獣保護管理員、その場に居合わせたということですので、鳥獣保護管理員も承知している事実ということになると思いますが、鳥獣保護管理員と連絡を取り合って、狩猟法に基づいて適切な措置がとられるようということですね。この本件事実を県の担当課に伝えていただきたいのです。

この現場で済まして、スルーではなくて、まずこの事実を県の担当課に伝えてほしいということなのです。

これ、いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

最初の答弁でもお答えしましたように、鳥獣保護管理員も現地確認等を行っております。

鳥獣保護管理員は、高知県が市町村の推薦等に基づき、配置しているものですので、県担当課への報告が必要と判断されれば、管理員において報告がなされるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　この処理は、鳥獣保護管理員の判断だというような意見に聞こえましたが、昨年１１月、私が散歩をしていると、路側近くにわなが仕掛けられており、イノシシがかかっているのに遭遇しました。大変危険な状況だと思いました。住民の散歩コースです。

余りにも近いなということですよね。これも違法ではないのかと考えたりします。

福良では、このようなことが実は続いています。同じような案件が、１０年ぐらいの間で３件知っています。山を歩いて、何か臭うよと思ったら、放置していた事実も私も見た記憶があります。

ですから、このようなことが続いていることにおいて、住民から非難の声が上がっているという現状があるわけです。地域を守ってくれるはずの狩猟者が、法令を守らずに地域に迷惑をかけているとしたら、狩猟者に許可を与える市は、毅然と対応すべきではないかと思うわけです。

もし、市が動かないなら、行政手続法に基づいて、住民から県に処分の求めを提出することになろうと思います。そうすると、無条件に市は調査、県は調査に入るでしょう。

もう一度聞きます。

そういうことよりも、住民からではなく、市のほうから確認している事実を適正に県に伝えるべきと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

１点目の写真の部分のわなの件に関しましては、今初めて見させていただきましたので、確認しておりません。

今城議員が撮ったといわれることでございますけれども、いつ、どこのものかも分かりかねますので、答弁は控えさせていただきます。

２点目の県へ伝えるつもりはないかという内容の質問だったと思います。先ほども答弁いたしましたが、鳥獣保護管理員が判断して県へ報告されるものと考えますので、その後、高知県のほうから報告を求められれば報告はいたしますが、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　わかりました。

鳥獣保護管理員が本来すべきものというのは、実際、そうだと思います。

地域社会の秩序を守るためにも、ぜひ市にもこういう案件があったら連絡したいと思いますので、適切な対応を今後とも期待したいと思います。

恐らく、このままになるのなら、さっき言ったようになるのだと思いますので、また求められれば、市のほうから正確に情報をお伝えくださるようお願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移っていきます。

遠隔医療及び離島山間部の医療・介護、生活支援等について伺っていきます。

まず、ＳＵＫＵＭＯオンライン医療実証実験で得られた成果、そして課題についてお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、１番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

ＳＵＫＵＭＯオンライン医療実証事業について、御説明いたします。

本事業は、令和３年６月２８日から令和３年１２月２８日を事業期間として、専用アプリを活用したオンライン診療とオンライン服薬指導、さらに地域医療情報ネットワーク高知家＠ラインはたまるねっとを組み合わせた検証を特定医療法人大井田病院が運営主体となり、実施いたしました。

実証は、宿毛市在住で大井田病院に定期通院している方、または訪問診療を受けている方で、病状が安定している慢性疾患の方を対象に行い、オンライン診療実証件数４８件の実証事業となりました。

オンライン診療、オンライン服薬指導とは、患者が御自身のスマートフォンやタブレットなどに専用アプリをダウンロードし、医療機関の予約から診察、決済までを行うもので、処方された薬は、郵送や配達により受け取ることができるものです。

本事業は、主に３つの項目について検証を行いました。

１つ目は、医療アクセスの向上です。定期通院が必要ではあるが、医療機関までの移動手段の問題や時間的な負担など、様々な事情により通院を中断してしまい、疾患が重症化してしまう状況の改善についてです。

実証の成果としましては、待ち時間を気にすることなく、自宅や仕事の休憩中に診察を受けることができ、通院する負担が減ったなど、利用者の満足度は大変高いものになりました。

２つ目は、重複投薬などの低減です。

在宅の高齢者における多剤服用や重複投薬の防止についてです。

はたまるカードの名前で普及している地域医療情報ネットワークを活用することで、医師と薬剤師等が情報を共有して、オンライン診療、オンライン服薬指導を行い、処方薬の調整などを期待するものですが、今回は、実証件数も少なく、大井田病院をかかりつけとする患者のみの実証であったため、検証結果があげられるものとはなりませんでしたが、高齢化の進む本市にとりましては、重要度の高い取組です。

３つ目は、医療提供側の効率化です。

医師が往診にかかっていた時間を効率的に利用できることや、患者の自宅とオンラインでつながることで、日常生活の様子が画面越しに伝わり、暮らしの中での様々な情報が得られるメリットがあったと、医師からも今後を期待する報告がありました。

また、３つの事項に着目したものとは別に、

実証期間中に大井田病院が行ったアンケートによると、オンライン診療に必要となるスマートデバイスやクレジットカードの保有率が、７５歳以上の高齢者になると極端に低いことがわかりました。

さらに、本市のオンライン医療実証事業の特徴は、はたまるねっとを組み合わせた事業であることに加え、大井田病院のコミュニティナースがタブレットを持参して、患者のオンライン診療及び服薬指導を介助する方法を実施しました。

その結果、アプリの操作支援だけではなく、身体的な介助や患者と医師との通訳の役割を看護師が担うことで、より質の高いオンライン診療、服薬指導の実施ができました。

しかし、医療機関側からは、病院経営が継続できなければ、医療サービスの提供は不可能との意見もありましたので、診療報酬の改定など制度的な課題解決も求められるところです。

今回の実証事業では、スマートデバイスの普及促進という課題も見える中、コミュニティナースを活用したオンライン医療の実証により、ＩＣＴを活用しながら、多職種連携の医療を行うことで、お互いの長所を生かしつつ短所を補うハイブリッドな地域医療の形も見えた実証事業となりました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　ネット検索すると、このようなという言葉ではあれですけれども、出てきます。今言った概略が、納得できる図になっています。

今の説明を聞くと、大変効果的であるという印象を受けました。ただ、問題が高齢者のスマートフォンの活用だとかクレジットカード、それからオンライン診療が、自身でできるようになるまで指導が必要だということになろうと思います。

ここの壁を、今、恐らく高齢者にいかにするかというのが、大きな問題と考えますので、それだけではないのですけれども、スマホの使い方、クレジットカードの作り方も含め、診療が自分でできるように指導体制、これは今後の展望、次の質問になるかもしれませんが、先に聞かせてください。指導してくれるという形でしょうか。伺います。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、今城議員の御質問にお答えいたします。

今後の展開としましては、高齢者のスマホの使い方でありますとか普及のことに関しては、スマホ教室等、長寿政策課のほうでも、現在、行っておりますので、高齢者の方のスマホの使い方でありますとか、そういったことは、そういった事業も参考にしながら、考えていかなければならないかなとは思っておりますが、オンライン医療実証事業で行われた成果としましては、高齢者にとってハードルが高いスマートデバイスの活用につきましては、何かしらの介助等、そういったことも併せて検討する必要があることがわかりましたので、今後、そういったことを含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　今、さきに展開について聞いてしまい重なってしまったかもしれませんけれども、再度、聞きたいと思います。

それでは、特に離島などでのオンライン医療、それから市内全般のオンライン医療について今後の展開があれば聞かせてください。

お願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　今城議員の一般質問に

お答えをさせていただきます。

市内のオンライン医療の状況として、全体的にお話させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、医療機関の受診が困難になることを鑑みて、特例的な取り扱いができるようになったことに伴いまして、電話やオンラインによる受診が可能な医療機関は、沖の島診療所を含む９件となっているところでございます。

利用可能な診療の内容や受診方法は、医療機関により様々でございますが、沖の島診療所では、医師が不在時の対応として拠点病院の医師とオンラインでつなぎまして、先ほど御説明いたしました大井田病院のコミュニティナースのような役割を診療所の看護師が担いまして、診療を行っているところでございます。

タブレット等の使い方、スマホ教室等も当市として、今、進めているところでございますし、また、いろいろなＤＸ化という形の中で、そういったタブレットを使った、スマートフォンを使った診療、またはコミュニティナースのような方々に出向いていただく診療、さらにはそういった医療機関が、医療機器を乗せたような車を整備をいたしまして、その車で患者さんの住むエリアまで行って、そこで医療を行う方法、いろいろな方法を宿毛市として、今、考えて進めているところでございます。

そういった状況の中、オンライン医療の今後の展開につきましては、実証事業で得た結果も参考にいたしまして、医師会等の関係機関と情報共有をしながら、医療における地域の課題解決及び健康的なまちづくりの持続的な発展を目指していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　随分、イメージが湧きました。オンラインについても、コミュニティナースが訪れて指導したり、関わっていきながら進めていく。そうすると、利用者というか、利用者同士の教え合いもできるだろうし、どんどん広がっていくことが予想されます。期待しています。本当にいいなと思いました。

それでは、オンライン医療については、了解しました。

次に、離島山間部の医療・介護等全般の課題と対応について、伺いたいと思います。

昨年度来、度々質問してきましたが、医師のいない鵜来島の介護、医療等の現状、課題について、行政としてどう見ているか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君）　長寿政策課長、１番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

鵜来島地域での介護等に関する課題の認識というところでございます。

まず、鵜来島地域での現状について、簡単に説明させていただきます。

鵜来島地域での介護保険サービスの利用状況は、自宅で生活するために必要な介護保険サービスである住宅改修や福祉用具の購入等を使っていただいております。

そのほかの介護保険サービスとして、市内の介護保険サービス提供事業者に対し、訪問介護員（ヘルパー）の派遣を依頼はしておりますが、移動手段の制限や事業所の人材不足等の理由によりまして、訪問介護等のサービスの充実が難しい状況にあります。

そちらのほうが大きな課題になっていたという認識でございます。

現状では、鵜来島に居住する集落支援員による生活支援や、毎月、保健師が訪問し行っている健康相談、生活相談等のほか、高知県が実施する無医地区診療等で支援をさせていただいて

おります。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　介護保険の利用が、住宅改修とか用具とかの活用にとどまっているということですが、ヘルパーなどの活用が、今はできていないと。

今回、今議会で鵜来島の訪問生活支援の案が出ているということについては、大変期待しておりますので、また審議を経て、自分も意見というか賛成したいと思っています。

その他のところにいきたいと思います。

その他、離島山間の医療・介護や生活支援等の課題があれば、その対応を伺いたいと思います。市内全域で構いません、よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君）　長寿政策課長、１番、今城議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、令和４年度の当初予算のことに触れていただいておりましたので、先ほど答弁いたしましたところの補足で説明させていただきます。

来年度に向けて、介護度が要支援１及び２の状態等におられる方を支援する事業といたしまして、介護予防を目的に、今、できていることを維持しつつ日常生活のお困り事に対して行う生活援助、訪問型サービスＡといいますが、具体的には、掃除ですとか洗濯ですとか買い物等を予定しておりますが、そういったサービスの実施に向けてまして、令和４年度当初予算といたしまして係る費用を計上させていただいています。

この事業の活用によりまして、鵜来島地域にお住いの方々が、できるだけ長く住み慣れた場所で過ごしていくための生活課題の解消ですとか、不安感の軽減につながるのではないかと考えております。

続きまして、医療も含めて、離島山間地域の医療・介護の課題というところを説明させていただきます。

最初に、医療のほうになりますが、本市は、面積が広く集落が点在しているため、自家用車を運転できない高齢者等は、医療機関への通院も移動手段の確保が困難な場合がございます。

そこで、山村振興法による振興対象地域の無医地区の住民を対象に、無医地区対策タクシー利用助成事業を実施しています。

この事業は、医療機関に定期通院されている方で、同居家族に運転免許を所有する者がいないこと等を条件に、月に１万２，０００円を上限として、タクシーチケットを交付しているものです。

また、医療資源が限られる鵜来島におきましては、保健師等が行う保健活動が住民の健康を支える上で、重要な役割を担っております。そこで、タブレット等を活用して、オンラインで健康相談や保健指導をはじめとする様々な保健活動を行えるようにすることで、離島であってもすぐに保健師がつなげられる体制づくりに努めています。

なお、タブレット等の通信機器の操作には、地区長等の地域の方々に御協力いただいておりまして、住民と保健師をつなぐ支援を行っていただいています。

続いて、介護に関する課題ですが、離島や中山間地域に限らず、市民の皆さんが必要な介護サービスを受けられるよう、介護人材を確保することが喫緊の、そして将来的な課題でもあると考えています。

本年度予算で、ケアマネジャー（居宅介護支援員）の就業を支援する助成金事業を実施しておりますが、今後におきましても、介護従事者の就業支援及び負担軽減につながる効果的な事

業を検討、実施してまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　了解しました。着実に対応が進んでいる感覚を持ちました。ぜひ今後とも、高齢者が住み慣れた地域で、医療・福祉に欠けることのない生活が送れるよう、尽力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の項目に移ります。

県の健康政策部健康対策課の放射線被曝を理解するシンポジウム（ビキニ水爆実験等）が、３月１２日、土曜日、１２時３０分より高知城ホールで行われます。

そして、オンラインでも同時配信されるということです。そのパンフレットを読みます。

１９４６年から１９６８年にマーシャル諸島で水爆実験が行われ、１９５４年には第五福竜丸の乗組員が被曝しました。

水産庁の資料によると、同時期、周辺地域で被害を受けた漁船は、１，４２３隻、汚染されたマグロを廃棄した船は延べ９９２隻にのぼっています。その中には、１００隻を超える高知のマグロ漁船も含まれています。

また、その他の地域で操業中に水爆実験によって被曝したとされる方々もいます。こうした方々の健康不安に寄り添うとともに、放射線被曝について理解を深め、再びこうした被害が起きないことを願ってシンポジウムを開催します。これが開催の趣旨ということです。

当時、宿毛市の多くの船員が、水爆実験海域で操業していました。ぜひ、宿毛市職員にこのシンポジウムを周知していただき、自主研修として、オンライン視聴ができる体制を作っていただきたいと思っています。

併せて、急なことではありますが、市民にも見ていただけるよう、サテライト会場を設置できないか、伺います。両方重ねて、お答えください。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、今城議員の質問に、まず職員に関して私のほうから答弁をさせていただければと思っております。

議員からお話をいただきましたシンポジウムにつきましては、高知県健康政策部健康対策課の主催で開催されるというふうにお聞きしております。

先ほど議員のほうから、開催趣旨等も御説明いただきましたけれども、そういった趣旨、内容をはじめ、高知県のホームページには、日程や概要等も掲載されておりますので、本市の職員におきましても、ビキニ環礁水爆実験等の放射線被曝についての理解が、より深められるように、今回のシンポジウムについては、職員のほうに周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

市民への周知の状況としましては、健康推進課のほうでお答えさせていただきます。

市役所、文教センター、福祉センターにポスターの掲示を行っております。また、御提案いただきましたサテライト会場の設置につきましては、開催日が３月１２日とのことで、広報の期間も短くなることから、設置は考えておりません。

今後、このような機会がございましたら、市民への周知方法等、検討してまいりたいと考えております。

なお、今回のシンポジウムにつきましても、視聴方法等、市民の方からのお問い合わせがありましたら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　ありがとうございます。研修の件、ぜひ皆さんに見ていただき、理解が深まると、何らかの相談を受けたときの窓口対応も共感的なものになってくると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

本当にあと１週間ですので、なかなか難しいとは思います。自分も今、考えています。自分が会場を借りてやってみても、１０人ぐらいは集まるだろうかと思ったりしますけれども、もし相談したときに、協力していただけるかということなんです。会場とか機材とか、聞きたいと思います。

私個人として、会場を設置しようかなと思ったときに、また相談してよろしいかどうか、よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、今城議員の質問にお答えいたします。

文教センター等で、そういった研修等を自主的に行われるということであれば、会場を使っていただく趣旨に沿えば、使っていただくことも可能ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　それは当然なわけです。それは何であっても、当然なわけなんですが、個人として、今のたてつけで、誰でも自由に頼めるんですけれども、何らかの、本来なら行政主催のものでやることですから、本来なら、市として何らかの対応をしていただきたいというのが、本筋の意見としてあるわけです。

けれども、物理的に難しいということはよくわかりますので、できれば、私も動いて会場などを設置してということができたらいいなと、自分のスケジュールと合わせて考えております。

ということで、そこも含めて、市として対応できることがあったら、相談に乗っていただきたいなと、そういうことですので、よろしくお願いしたいと思います。この件は以上で終わります。

最後の項目に移ります。地域公共交通に移っていきます。

平成２９年の宿毛市地域公共交通網形成計画というのがありました。

その表紙に、次の目標が書かれていました。４つありました。

利便性の高い公共交通網の実現。まちづくりと連携した公共交通網の実現。いつまでも持続する公共交通網の実現。人にやさしい公共交通網の実現。この４つの目標を踏まえて、伺っていきたいと思います。

まず、はなちゃんバスについて、伺います。

はなちゃんバスの路線、運行形態、ほかの交通との連携、交通料金、利用率など概要をお聞かせください。お願いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、１番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

本市のコミュニティバス（通称）はなちゃんバスでございますけれども、月曜日から金曜日まで、それぞれ曜日ごとに楠山線、栄喜線、舟ノ川線、出井線、藻津線の５路線で運行しておりまして、各路線とも、１日４往復の運行を行っております。

また、既存の路線バスや鉄道との乗り換えの利便性の確保を図るために、宿毛駅を中心として、鉄道、路線バスとの一定時間内での接続にも努めているところでございます。

利用料金につきましては、宿毛駅を中心とした市街地の循環区間では、１回当たり１００円、郊外区間の例で申しますと、楠山から街区までは６１０円、また栄喜から街区までが５００円

の利用料金となっております。

利用者数につきましては、令和２年１０月から令和３年９月の１年間で、７，９０７人と、多くの方に御利用いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　曜日に分けて、同じコースを１日４便ということで、５路線で大体１日の４往復、それぞれ大体３０名前後で乗っているというところになると思います。

それでは、質問します。

現状の課題をどのように捉えているのか。そしてまた、その改善策について、考えがあればお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

現在のコミュニティバスにつきましては、民間の路線バスの運行が廃止となりました楠山方面や栄喜方面、そして西方面などを中心に運行を行っておりまして、これにより、公共交通空白地域の解消に一定の成果があったものと、そのように考えているところでございます。

本市におきましては、国道５６号、国道３２１号の幹線に沿って、高知西南交通、土佐くろしお鉄道、宇和島バスが運行をしておりまして、それに加えまして、市コミュティバス、タクシー事業者の運行により、公共交通のネットワークが形成されておりますが、公共交通空白地域全てをカバーするには至っていない状況でございます。

また、地域の方々の公共交通に対する将来的なニーズ確保の不安を考え、今後も取組を進めていく必要性があると考えているところでもございます。

公共交通が通っている幹線道路から離れた地域の移動手段の確保なども、今後の課題でありますが、まず公共交通の確保、維持を最優先といたしまして、地域の実情に応じた充実と利用促進を図っていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

そのため、今後におきましても、他の公共交通機関との連携、そして役割分担を図りながら、先進事例の取組も参考にさせていただき、コミュニティバスの増車、運行ルートの再編、また幹線道路からのラストワンマイルの移動手段として、シニアカーや電動アシスト自転車の活用の検討も行うなど、利用者の利便性の向上、公共交通空白・不便地域の解消に向けまして、今後も引き続き取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　了解しました。

まず、空白地域になった場所の解消と、それの充実促進をしながら、さらに減らしていくと。空白地域を減らすということだと思います。

関連質問をいたします。

我が家は福良で、舟ノ川線が近くを通っています。水曜日に１日４往復し、私もすれ違うこともありますが、宿毛辺りでは、人が乗っているのをあまり見ないという状況になります。

１日４往復で３０人ほどの乗車というのは、私がすれ違うところの乗車率から見ると、その多くが町なかでの利用ではないかと考えてしまいます。町の中を巡回するときに、町の人が利用することのカウントが３０に近い。半分ぐらいが周辺地域かもしれません。

そういうことで考えると、そもそも必要とする人が少ないのか、そうではないとは思います。利便性の問題で利用しないのか。それとも、利用が定着していないため、活用に至っていないのか、そういうことがあると思いますけれども、どのようにお考えか、この場で考えたこと、そ

んなに正確ではなくてもいいですので、持っている情報でお聞かせ願えたらと思います。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

まず、舟ノ川線、福良周辺で、なかなか乗客の方が少ないという話でございますけれども、舟ノ川線につきましては、確かに全体的な路線とすれば、利用客の方は少なかったという現状があります。

小筑紫方面でいいますと、もう一本、栄喜線というものがありまして、栄喜線の場合は、乗客の方が満員で、乗れなかったというケースも多々ありました。

それが栄喜から大海経由で町のほうへ入ってくると。そういった、乗客の方が乗れなかったということをなくするために、舟ノ川線から再度、大海のほうに入って、そこで利用される方を乗せているというふうに、ルートの変更も行っておりますので、決して街区周辺だけでお客様が多いという線ではございません。

そのことをまた、御了解をいただきたいというふうに思います。

また、それに関連いたしまして、はなちゃんバスの利用客の問題でございますけれども、四国運輸局等からの情報によりますと、コミュニティバスのほうは、利用頻度が一定あるというふうに言われております。

ちなみに、宿毛市のほうのはなちゃんバスが、大体、１運行当たりの輸送人員でいいますと、６人から８人程度の平均となります。そして、少し計算方式は違いますけれども、民間事業者のバスの宿毛市内を走っております路線の運行密度、乗車密度のほうは、大体、２人前後というふうになっておりますので、コミュニティバスのほうが、一定の利用客があるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　了解しました。

私が見るのは、あと大海に回りますので、大海のほうへの乗客は、むしろ、田ノ浦から向こうで私がすれ違うときに見る状況になるのだと思いますので、私が見る伊与野から小三原、石原にかけての路線は、ほとんど空で回しているなという感じがしていました。それで安心しました。

それでは、提案をしていきたいと思いますが、質問に答えてください。

はなちゃんバスの定着、利用促進はしていかなければならないと思います。利用促進のきっかけに、ふだん、車に乗っている人も積極的に地域の人に声をかけて、一緒に乗ってみるのも必要ではないかとも考えます。

そして、市職員が通勤等に利用し、利用者意見をリサーチすることも大事ではないかと考えます。

市職員が乗ることによって、ほかの人が乗れないという状況は当然困るわけですけれども、空白地域の路線というのは、比較的人が少ないことがありますので、そこの職員が地域の人に声をかけて、利用してみませんかというようなことの営みというのは、結構、大事なんじゃないかなと思ったりしています。その提案、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

利用者の意見のリサーチということでございます。利用者の方々の意見、そしてまた利用をしていない方々の意見というのも、今後の利用に向けて、リサーチ必要だというふうに思っております。

利用者の意見につきましては、コミュニティ

バス運行当初から、利用者の移動ニーズにマッチしているかどうかを確認することを目的といたしまして、運行している各地区で意見交換会も実施をしているところでございます。

最近は新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、意見交換会はなかなか実施することはできていなかった、そういったことから、利用者の方々へのアンケート調査などによりまして、利用者の御意見をお聞きをしているといった状況でございます。

また、必要に応じまして、実際に担当職員が乗車をいたしまして、利用状況の把握なども行っている、そういった状況でございます。

なお、コミュニティバスにつきましては、郊外区間から、市街地へ来られる方々の利用が多いため、午前中の上り便の利用者が多くありまして、これまでも満員のため乗車できなかったケースもあることから、利用客の利便性を重視いたしまして、現在、利用されている方の多い時間帯に職員が同乗することは控えている、考えていないところでございますが、先ほども申し上げましたように、現在行っております意見交換会やアンケート調査などを通じて、今後も幅広く様々な御意見をお聞きする中で、よりよい運行を行って、利用者の利便性を図っていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　関連質問をさせてください。

大井田のコミュニティナースの中野さんが、不定期にはなちゃんバスに乗り込んでいるようです。

地域の高齢者の健康や生活をサポートしているようですが、はなちゃんバスの運行について中野さんからのリサーチとかは、何か得られていますでしょうか。もし聞いていましたらお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきたいと思います。

通告を受けていませんでしたので、確認がとれていないということであります。

いろいろ話は、当然、聞いているとは思うのですが、この場で答弁できるような形になっておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　通告がないと答えられないことも、当然あろうかと思いますが、聞きたくなりましたので、聞きました。

なぜかというと、医療に関わってくれる人がなかなか、本音が聞き出せる方だと思いましたので、こういう接触、ケアをしている方が、はなちゃんバスについてのアドバイスが届けばいいかなと思っていました。

はなちゃんバスを市民生活に根づかせていくという営みは、私たちに大事な視点を与えてくれるのではないかと、今回、質問をつくるに当たって思ったわけです。

関連質問をいたします。

はなちゃんバスを媒介にして、人々の命と生活を守る、これが筋ですので。はなちゃんバスを媒介に、人々の命と生活を守り、それからコミュニティーを再構築する。そして、人に優しく、持続可能なまちづくりを進めることができると考えます。ここを材料にして、結局、そういう視点を持つ場になりはしないかということです。

このまちづくりを進めるに当たって、はなちゃんバスを媒介にして考えるという取組、これはいかがかということです。もう既にしているかもしれませんが、答えられましたらお願いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

まちづくりと連携した公共交通ということでございます。

まず、まちづくり、一つは中心市街地の移動手段の整備、回遊する移動手段の整備ということが一つになろうかと思います。

そして、外出支援の一環となるということも、公共交通、コミュニティバスの役割だと思っております。

また、子供たちの公共交通の利用環境の促進という点も、挙げられるのではないかというふうに思っておりまして、ほかの交通利用者の連携による各種のいろんな事業の実施でありますとか、また産業祭等によって、コミュニティバス等の存在のＰＲ、そうしたこともまちづくりの一環になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　雑多な提案をしてみます。こういうことに活用してみてはどうかということで。

ただし、さっきも言ったように、多い時間帯にいろいろ移動手段がある方が利用して、はみ出して、必要な方を乗れないようにするのは困りますが。

利用促進のためとか、まちづくりのための案とかということで、考えてみました。軽く聞いてください。

気候変動防止ゼロカーボンの視点からも、車を持っている方も、積極的にはなちゃんバスの活用を考えてみると。そういう目的を持って、異動を考えている。

もう一つ提案します。

ときには、地域の仲間とはなちゃんバスを利用したプチ観光をしてみると。地元の人が地元の地域の、ふだん行っていなかったところに、楽しみに行ってみると。当然、平日です。

これは、中心部から離れたところに行くわけですから、宿毛駅集合になろうかと思いますが、考え方として。時間帯を見れば、９時５６分発というのが始点になろうかと思います。

宿毛駅集合、９時５６分発で、１０時半ごろ一番離れたところ辺りに着きます。

３時間ほど観光ができて、そしてその現地を１４時過ぎに出発し、１５時には宿毛駅に着と。

これを、市民が楽しみながら、何かの集いに行ってみるという、こういう活動も広げると、利用者が定着するのではないかと思ったわけです。

観光とするならば、例えば、木曜日は出井観光、それから火曜日なら栄喜に行って港づりをして、おいしい弁当を食べて帰ってくるとか、それから、舟ノ川線余りなさそうですね。舟ノ川線は、伊与野でイチゴ狩りとかができるでしょうか。野菜狩りとかというのが、やっている農園がありましたが、そんなところに行ってみる。できないことはないと思います。

金曜日は、宇須々木で戦争遺跡を見たりとか、果樹園観光をしたりとか、ということで、当地の方と連絡し合いながら、観光パッケージを提案すれば、行ったときにいろいろつながりができたりして、面白いかなと思ったわけです。

提案例はともかくとして、はなちゃんバスに乗せた理想や夢、楽しみ方を、市民と行政が一緒になって企画しませんかという提案なんです。いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

少し答弁書が、観光とかを市民対象より、よそから来られた方々みたいな形の答弁になっていますので、少し自分のほうで、今、質問を聞

いて答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、最初、言っておられた地域のコミュニティーとか、いろいろな形の中で、このコミュニティバスを使えるんじゃないかということでもありました。

こういった事例がありました。はなちゃんバスができた当初に、林邸のカフェのほうで、地域の方、自分の地元の方々にお会いをして、どうされたんですかと言うと、はなちゃんバスが運行するようになったので、このはなちゃんバスを利用して、モーニングを食べに来ているんだと。そのためだけに来ているんですかと聞いたら、そのためだけに来ていますということで、帰りにちょっと買い物でもしてということがありました。

そういった形の中で、まちの中心部からは、それぞれの地域へということも含めて、いろいろなことにはなちゃんバスを利用できるのかなというふうに思って、質問のほうを聞いていたところでした。

ただ、このはなちゃんバスにつきましては、やはり移動手段を持たない方々が多く利用されているということで、自家用車等を持っている方は、自家用車を利用されるのかなということもありますので、そういった移動手段を持たない方々が、市内のいろいろなところに出向くのにどう使えるのか。また、そういったことも含めて、先ほどもアンケートというお話もさせていただきましたが、地域に入って、いろいろな御意見を聞いていきたいなというふうに思いますし、また、そういったものが、しっかりできたら、市民の皆様方に広報もしていきたいなというふうに思ったところでございました。

また、宿毛市内にはタクシー事業者であるとか、それぞれ市民の方々の移動手段を守っていただいている方々もおられますので、そういった事業者の方々とも、また相談をしながら、進めさせていただきたいというふうに思いました。

それから、先ほど、一番最初にラストワンマイルという言葉でお話をさせていただきましたが、やはりバス停を降りてから目的地まで行くとか、降りてから自宅に帰るとか、ここの移動手段というのを、しっかりと作り上げていく必要があるというふうに思いますので、シニアカーであるとか、また電動付のアシスト自転車、こちらも三輪車であるとか、いろいろなものが、現在、どんどん出てきておりますので、そういったものも活用しながら、多くの方々にはなちゃんバスを利用していただいて、地域のコミュニティー、そしてできるだけ外出の誘発といいますか、外出をしていただけるような機会をつくるように努めてまいりたい、そのように思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　それでは、最後にその他の公共交通について、伺っていきます。

まず、島の人がけんみん病院に通うときの件の相談も受けたので、そのことを言っておきます。

島の人がけんみん病院に通うには、定期船と公共交通の接続が問題になっていると、話を聞いて思いました。それは次のようなことです。

病院の行きについては、定期船着が９時半、それで西南交通につながっていて、駅に９時４０分に着きます。それから、けんみんに行くのに、駅で１時間ほど待って、けんみん病院に１１時１分に着くと。

診療を終えたら、そのまま１３時３０分にけんみん病院からバスに乗ったら、定期船乗り場に直行です。もう船に乗って帰らなければならない。

生活用品も買う時間があればいいのになと、

せっかく来ているのに。何とかならないかなという話を聞きました。

これは、島民からしたら切実な訴えだと思って、私は聞きました。

これ、みんなで知恵を出して解決したいですねということですが、何か解決手段はあるでしょうか。もし何かあるようでしたら、教えてください。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　まず、現状についてお答えをさせていただきたいと思います。

市営定期船と公共交通機関との接続につきましては、昨年５月に高知西南交通片島線のバスの運行ダイヤを、フェリーに合わせていたものを市営定期船朝便の片島港への到着時間に合わせてダイヤ改正を行っていただきまして、定期船とバスの乗り換えの接続により、定期船利用、また島民の利便性の向上を図ってまいったところでございます。

定期船乗り場から幡多けんみん病院までの公共交通機関を利用した移動につきましては、余り時間の余裕がなく、買い物などもできず、不自由な思いをされている方がおられるということでありまして、その解決策といたしましては、路線バスのダイヤの変更も一つの手段だというふうに考えられるところではございますが、こちらにつきましては、宿毛市内の路線の問題だけではなくて、市外も含めた様々な路線、交通機関との接続の関係や、現ダイヤでの利用者の利便性についても関係することとなりまして、大変難しい問題であるというふうに考えているところでございます。

そういった形の中で、本当に利用されている方々の自由度が低くくて、買い物ができないといったお話でもございます。御不便をおかけしていることは、大変申し訳ないと思いますが、なかなか難しい現状であるということでございます。

いろいろな意見を聞きながら、できる限り、多様な利用方法がとれるような形で、これからも運行に向けて努力をしていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　いろんな知恵を出して、抜け道があるかもしれませんので、またよく考えてください。

最後の質問に移ります。公共交通の現状の空白地域、具体的にどのような地域になるか。その地域住民へのデマンド化やタクシー割引支援など、検討はしないのでしょうかということになりますが、答えられる範囲でお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

本市の公共交通空白地域の基本的な考え方につきましては、バス路線、鉄道から４００メートル以上離れた地域を、公共交通空白地域と位置づけまして、これまで取り組みを行ってきたところでございます。

現在のコミュニティバスの運行前の平成２５年度におきましては、西地区、藻津地区から小深浦地区でございますが、こちらではデマンド乗合タクシー方式、また南地区におきましては、舟ノ川地区から石原地区ということでございますが、こちらにつきましては、タクシーチケット方式の助成事業の実証運行を行いました。

しかしながら、地域の方からは、デマンド型ではなく、定時定路線の移動手段のほうに、生活を合わせるほうが受け入れやすいという御意見や、実証運行における課題等も踏まえた結果、現在の運行体制になっているという現状がございます。

また、平成２８年のコミュニティバスの実証

運行のスタート時には、一部の地域でデマンドタクシーの運行を実施をいたしましたが、利用者がいなかったことから、地域と協議を行った結果、運行を中止したといった経過もございます。

本市におきましては、現時点では、タクシー等の助成、運行は検討していないところではございますが、今後においても、どういった方法が住民の方々の一番利便性がいいのか、そういったことも聞きながら、検討を進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　最後のまとめで、終わります。もう質問は終わりました。

最後に、はなちゃんバスの運行については、私もこれまでいろいろ、離島とか、片島、大島、福良、内外ノ浦、坂ノ下、その他様々な方から相談を受けてきた経緯はあります。

なかなか無理ですねと言いながらも、聞くと切実ですね。生活の状況を合わせてみると、切実です。

ですから、いろんなアイデアを出しながら、それが解消できる糸口が、何かあるんじゃないかとも思います。相互の作用によって、解決できることがあるんじゃないかとも思いました。今後を期待したいと思います。

私はまだ、はなちゃんバスに、実は乗ってないのですね。早速乗ってみて、どんなにいいものか、それから使いづらいところがあるのか、試してみたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　この際、午後１時半まで休憩いたします。

午後　０時１７分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　１時３０分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　１２番、松浦でございます。

ただいまより、通告いたしております内容について、市長並びに教育長に対し一般質問を行います。

現在、ロシアのウクライナへの軍事侵攻が大きく報道されております。

また、本議会においても、ロシアのこうした行為に、全会一致をもって非難をする決議がされました。

世界の各地から、ロシアのウクライナ侵攻に対し、非難の声が上がっています。反戦の集会も、高知県下をはじめ、世界各地で行われております。いかなる理由があろうとも、主権国に軍事力を行使することは、国際法に違反をしています。

日本国憲法９条には、正義と秩序を基調とする国権の発動たる戦争と、武力による威嚇、または武力の行使、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するとうたわれています。

日本が引き起こした過去の侵略戦争の反省から生まれた憲法９条の理念は、まさに今日、国際社会での崇高な理念でもあり得ると考えます。

私たち社民党は、平和憲法を守るとの立場から、一切の戦争に反対する、そうした立場を明確にしておきます。

そして、私が初当選したのは平成１９年４月でありまして、平成１９年６月議会から、これまでこの議場で一般質問を行ってまいりましたが、この議場で行うのも今回で最後となりました。非常に寂しい思いをするところであります。

今回、質問をするのは、２点についてであり

ます。新型コロナウイルスの対策、そして市役所庁舎の高台移転問題であります。

特に、教育長に対する質問については、午前中の髙倉議員の質問と重複する部分がありますが、下記のとおり、私なりにお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめは、新型コロナウイルスの対策についてであります。

コロナウイルス対策について、市長にお伺いいたします。

宿毛市は、昨年の４月１５日付で非常事態宣言を発しております。県下の自治体の中では初めてであります。新型コロナウイルスの感染者が、市内で初めて発生したことを受けてのことであります。

これは、市長の市内から感染拡大を何としても防ぎたいとの強い思いからであったと思います。

私としては、中平市長の一種のパフォーマンスではなかったかと受け止めましたが、市民の皆さんは、宿毛市の非常事態宣言を受けて、強い危機感を抱き、市内での感染を防止しなければならないとの観点から、手洗いや消毒の励行、そしてマスクの着用、３密を避ける等、対策を講じてまいりました。

このように市民に強い危機感をもたらしたとの観点からすると、一定、評価をするところであります。

今日、第６波の感染拡大が広がっていると言われています。今日の感染の拡大について、多くの専門家が言われるには、これまでのデルタ株から感染拡大が広く進むといわれているオミクロン株にシフトしているようであります。

最近では、幡多郡一円に感染拡大の状況が見られ、連日、新聞をにぎわせています。市長の責務は、市民の生命と財産を守ることであります。このように、高知県下をはじめ、幡多地域で拡大が広まっていることについて、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、答える前に、ウクライナ、非常に大変な状況になっています。やはり戦争と言いますか、争いというのはなくなっていただきたい、そのように思うところです。

自分以外の他を認めない、そういったところから、いろいろな争いが発生をしているのだというふうに思います。

今、多様性が求められている社会でもあります、相手のことをしっかり考えながら、誹謗中傷することなく、この世の中が平和になることを願うばかりであります。

本市のコロナウイルスの関係です。本市における最近の感染状況につきまして、まず御説明をさせていただきます。

県が発表している感染症患者の発生状況の資料によりますと、居住地が宿毛市の方は、１月に２７名、そして２月に５５名となっているところでございます。

県内や幡多地域においても、１月下旬から２月上旬にかけましては、連日、多くの感染症の患者が確認をされていると報告をされ、県全体では、依然として高止まりの状況が続いております。

幡多地域におきましては、減少傾向が見られるといったものの、感染症患者の確認は続いておりますので、引き続き、感染対策の徹底が必要であると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　県下全体では、高止まりの部分があろうというのが、市長の見解で

ございます。

それでは、次に質問させてもらいますが、昨年、非常事態宣言を出したときは、市民や職員も強い危機感が現れていたと思いますが、私としては、今日の宿毛市の感染拡大の状況は、はるかにそれを超えているほどの勢いではないかと感じております。

しかし、今日の状況を見ると、昨年の非常事態宣言を発した時と比べて、危機感が感じられないのではないかと思っています。

感染拡大が続く今こそ、市民に対し、再度強いメッセージを発するときではないかと考えますが、そのことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

令和２年４月に発出をしました非常事態宣言は、市民の生命や健康を守るために、市長といたしまして、強いメッセージが必要と判断いたしまして、発出をしたものでございます。

現在は、新型コロナウイルス感染症に関する情報も増え、マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策を行うことを当たり前のこととして生活をされていますので、約２年前の情報が少なかったころからすると、市民の皆さんの意識も変わってきていると、そのように感じているところでございます。

また、ワクチン接種も進みまして、本市における２回目の接種率は８６．３％、現在、３回目のワクチン接種も実施をしているところです。さらに事業者の皆さんの協力によりまして、日常の生活の中でも、キャッシュレス決済や店内の感染対策、そして仕事面でもリモート会議を行う機会が増えるなど、感染対策となるツールを多くの方が利用するようになってきたところでございます。

まさに、新しい生活様式の定着を実感をしているというところでございます。

このような状況と現在の感染状況を鑑みて、非常事態宣言を発出する段階ではないものと考えておりますが、本市といたしましては、今後もワクチン接種を推進しながら、様々な場面で感染対策の啓発を引き続き行っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　１２番、松浦でございます。

市内で感染拡大が多く出ているわけでございますけれども、これは専門家が言われているように、オミクロン株による感染であると考えますか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、１２番、松浦議員の御質問にお答えいたします。

現在の感染状況が、オミクロン株によるものなのかという御質問ですが、県が公表している資料の中に、県全体のゲノム解析結果はありますが、市町村別の情報はありませんので、市内の感染はオミクロン株によるものなのかどうかは、判断いたしかねます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　県全体ではわかっても、市町村単位ではわからない、報告がないということであります。

先ほども市長のほうからも答弁がありましたが、宿毛市内では、ワクチンの３回目の接種が始まっております。私も先日、３回目のワクチンの接種を済ませました。

これまで、３回目のワクチンを接種した方の人数及び接種率はどのようになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の御質問にお答えいたします。

３回目のワクチン接種につきましては、昨年１２月から医療従事者の接種を開始し、今年２月からは高齢者の接種も開始しております。

２月２８日現在、６，８８０人の方の３回目接種が完了しており、全体で３７．６％となっております。

なお、接種率は、国や県の公表の仕方に合わせまして、令和３年４月１日現在の人口を母数として、算出しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　２月２８日現在で６，８８０人、３７．６％、これが高いかどうかという部分については、それぞれあろうかと思いますけれども、３回目のワクチン、急いでいただきたいというふうに思います。

それでは、ワクチンの接種は、希望する方のみ接種することになっておるというふうに思いますが、希望される方への接種について、宿毛市の今後の計画について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

医療従事者及び昨年９月末までに２回目接種を終えた高齢者、昨年８月までに２回目接種を終えた６４歳以下の対象者には、２月末までに接種券をお送りしております。３月には、多くの高齢者の接種が完了する予定となっております。

また、３月中旬には、昨年１０月に２回目接種を終えた高齢者及び昨年９月から１０月に２回目接種を終えた６４歳以下の対象者に、接種券をお送りする予定となっておりまして、４月末までに３回目接種の対象となる方のうち、希望する方全ての方に接種が、４月までに終えられるよう、接種計画を立てております。

また、５月以降に新たに３回目接種の対象となる方もおられますので、医療機関と調整して、接種機会の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　先ほども申し上げましたけれども、御案内のとおり、ワクチンの接種は希望する方のみとなっています。私としては、市内での感染を防止するという観点からすると、全市民が接種することが重要でないかというふうに考えます。

そこで、未接種者への対策なり、フォローはどのように行っておるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

未接種者へのフォローということですが、新型コロナワクチンは感染や重症化を予防する効果も確認されているワクチンですので、本市としましても、できるだけ多くの方に接種を受けていただきたいところですが、接種は努力義務となっており強制ではありません。

病気や様々な理由で接種を受けられない方もおられますので、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることのないよう、啓発を行っております。

未接種者対策としましては、一、二回目の接種を希望される方につきましても、３回目接種と並行して、接種を受けられる体制を整えておりますので、接種を希望される方の申込受付は、健康推進課のほうで行っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　このワクチンの接種の問題で、今、問題となっておるのは、５歳から１１歳までの子供さんへの接種の問題であると思います。

この問題については、保護者の皆さんも、副反応について大変危惧をしていますが、宿毛市では、どのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

５歳から１１歳の小児接種につきましては、既に接種券を発送して、予約を受け付けておりまして、明日３月８日から、保護者同伴のもと、接種を開始する予定です。

なお、計画としましては、過日、テレビのほうでも報道がありましたが、幡多地域に小児科が限られていることから、フジ宿毛店で実施する宿毛市臨時診療所の集団接種を、広域接種会場として、幡多地域の各市町村で行う日程で接種を受けられないお子さんや、幡多けんみん病院をかかりつけ医とするお子さんについて、宿毛市での接種を希望する場合は、受け入れる予定となっております。

なお、宿毛市臨時診療所での小児接種は、幡多けんみん病院の小児科医師が問診医として御協力いただけることとなっております。

また、松浦議員の御心配されるように、小児につきまして、副反応等の御心配があるかとは思いますが、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　土曜日の高知新聞にあったわけですけれども、保護者の皆さんが心配をしておるのは、ただ副反応の問題だけではなしに、科学的根拠に基づく正しい情報を、保護者の皆さんに発信をしていくことが重要ではないかというふうに考えますが、この情報発信について、どのように考えておるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の再質問にお答えします。

情報発信につきましては、接種券の中に案内文書、厚労省がつくりましたパンフレット等を同封しておりますので、そちらを保護者と、また年齢にもよると思いますけれども、お子さんとも相談しながら、接種のメリット、デメリットをよく考えて、判断してくださいという形の内容のパンフレットを同封しておりますので、そちらのほうで御判断いただけるものと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　保護者の皆さんにおかれましても、中に入っている案内の文書等を的確に判断して、対応していただきたいというふうに思います。それでは、次の質問に移ります。

新聞等によりますと、３回目の接種について、国の対応が遅く、自治体の中にはワクチンの確保が厳しい状況であるとの報道がありますが、宿毛市の確保状況といいますか、ワクチンの確保状況はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の御質問にお答えいたします。

現在、計画している４月末までに３回目接種の対象者数分のワクチンは、確保できております。

ただし、ワクチンは２種類ありますので、接種時期によっては、ワクチンの種類を選べなく

なる可能性があります。ワクチンの接種につきましては、市町村が選択して要求することができませんので、市民の皆様には、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　ワクチンについては、確保は４月中の分については、確保できておるということでございますので、よろしくお願いします。

次に、医療機関の問題について、若干、質問をさせてもらいますが、全国的には、医療機関が逼迫しているとの報道がなされております。幡多郡での医療機関として挙げられるのは、宿毛市を見ると、幡多けんみん病院が挙げられますが、今日のように、土佐清水市をはじめ、幡多郡内全域で感染者が確認されていることを考えると、市民の中には、けんみん病院は大丈夫であるのか、受入についてとか、そこら辺り含めて、不安に感じている方も多くいるのではないかと思います。

これは、高知県の対応なり、取組でありますが、現在の幡多けんみん病院の状況と合わせて、幡多福祉保健所の対応について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、松浦議員の御質問にお答えいたします。

高知県の病床占有率は３月３日現在、３１．４％ですが、医療機関ごとの詳細は公表されておりませんので、幡多けんみん病院の状況は把握できておりません。

また、保健所における対応状況についてという御質問ですが、松浦議員のおっしゃる対応といいますのが、濃厚接触者とその他の保健所の調査の範囲のことを御質問されているかと受け止めておりますので、そのことにつきまして、御説明いたします。

また、保健所における濃厚接触者の考え方や、調査の範囲等につきましては、具体的な基準などが示されておりませんので、お答えすることができませんが、国の方針を基準に、県内の感染状況を踏まえて、そのときの状況に合わせた対応がとられているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　なかなかはっきりした答弁が返ってきませんけれども、県と一体となった取組という部分が必要になってくる問題でございますので、連携を密に、本当に密にして、分かる情報は市民に明らかにしていただくよう、強く求めておきたいと思います。

次は、教育長にお伺いします。

先ほども言いましたように、重複する部分があろうかと思いますけれども、この点、よろしくお願いします。

教育委員会としては、児童・生徒の感染対策については、全力で講じられているものと考えます。しかし、コロナウイルスの感染拡大により、市内でも咸陽小学校が休校という状況が発生しました。誠に残念でなりません。

そこでお伺いいたしますが、市内における学校現場の状況はどのようになっているのか。市内の他の学校はどのような状況であるのか、少し不安になってまいりましたので、その状況についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　松浦議員の一般質問にお答えいたします。

本年、令和４年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、臨時休業といたしましては咸陽小学校が３日間、また学年閉鎖といたしましては、宿毛中学校が１年生と２年生を２日間、実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　市内の学校の中で、咸陽小学校並びに宿毛中学校の部分がありましたけれども、これ以上、被害がないということでよろしいですね。

それでは、学校での休校なり、学級閉鎖という事態の判断は、どこでするのですか。その基準はどのようになっているのか、休校なり、学級閉鎖の規準、どのようになっておるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業の判断といたしましては、国の定めた学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに記載されております。

感染状況を踏まえまして、児童・生徒等や、教職員に感染が確認された場合、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、総合的に判断する形になっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　衛生管理マニュアルに基づくという部分ですけれども、休校なり、学級閉鎖なりで、教育委員会はどんな立場なんですか。そこら辺り、答えられれば、教えていただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、松浦議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の立場といたしましては、学校等の判断をお聞きする中で、最終的に教育長と学校教育課内で話し合いをしまして、学校の判断を尊重するという形になっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　コロナ対策については、以上で質問を終わりたいと思います。

次は、市役所の高台移転に伴う問題について、お伺いをいたします。

宿毛市役所が高台へ移転することが決定し、現在は、市民の安心・安全な暮らしを支える防災拠点としての庁舎、また人に優しく利用しやすい庁舎を基本との基本方針のもと、市役所本体の建設工事が着々と進められております。

市長を先頭にして、本年５月２日からの業務開始に向けて、諸準備がされておることとは存じますが、近隣の住民や直接業務に携わる職員の中から、高台移転に伴い不安に上がっている問題がありますので、以下、お伺いをいたします。

高台の市役所には、現在、出先で業務している課も新たにできる市役所に入ってくるとのようでありますが、どのような課が新たに入ってくると想定しているのか、併せて、それぞれ何人ぐらいであるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

現庁舎の部署以外に新庁舎に加わる新たな部署につきましては、水道課、学校教育課、生涯学習課、環境課が該当します。

人数につきましては、現在の配置の、それぞれの総人数が、水道課は１３人、学校教育課は１４人、生涯学習課は９人、環境課は７人となっております。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　職員の中から聞こえてくるのは、職員専用の駐車場の確保の問題についてであります。

図面を見ると、市役所来庁者用として８０台、公用車が６６台あるわけですけれども、職員の駐車場については、どのように考えておるのか、お伺いをいたします。

新たな市役所は高台でもあり、しかも市外にあるということを考えると、今まで以上に自家用車での通勤が増えることが予想されます。

駐車場の確保について、どのように考えているのか、また何台分確保しているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答えいたします。

新庁舎の職員駐車場につきましては、高台北西部に第１駐車場として１５３台分、ヘリポート空きスペースに２１台分、保育園駐車場内に２９台分、高台アクセス道途中に、第２駐車場として４６台分、合計２４９台分を整備することで、新庁舎に勤務する全ての職員の駐車場を確保しております。

なお、きぼうが丘保育園に勤務する職員につきましても、保育園駐車場内で全ての職員の駐車場を確保しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　これを見ると、職員の駐車場がなかったものだから、質問させてもらいました。全部で２４９台確保しておるということでありますので、職員の数からいくと、十分かなという思いがいたします。

次に、新たに統合される保育園や土木事務所をはじめ、県や国の出先機関も高台に移転することが報道されておりますけれども、現時点での状況についてでありますが、いつ頃、どのような機関が移転を計画しているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答えいたします。

高台に移転する機関につきましては、宿毛警察署及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所が令和６年度に、宿毛海上保安署が令和７年度に移転する予定とお聞きしております。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　２年後、３年後に、それぞれ土木事務所、警察、海上保安署は７年度か、３年後か。よろしくお願いします。

そこで質問させてもらいますけれども、近隣の住民が大変不安に思っているのが、朝夕におけるラッシュの問題であります。

私としても、現時点では想像もできませんが、今以上に混雑が予想されます。市役所への進入は、県道宿毛城辺線からであり、宿毛市の中でも、まさに西地区と街区を結ぶ基幹の道路であります。

幾ら近隣でお住まいの方が少ないとはいえ、近隣の住民に迷惑をかけるようなことではなりません。ましてや来庁者にも迷惑をかけるようなことがあってはならないと思います。

今からでも遅くはないと思いますが、しっかりとした対策を講じるべきだと考えますので、お伺いいたします。

宿毛市として、ラッシュ時の対策について、どのように現時点で考えているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　お答えいたします。

きぼうが丘保育園への保護者の送迎と、新庁舎への通勤が午前７時３０分頃から午前８時３０分までの間に重なることが考えられます。

そのため、その時間は一定の混雑も予想されると考えております。

実際、業務が開始されてからにはなりますが、宿毛警察署にも協力いただきまして、入口の県

道東西に信号がございますので、この信号の時間を微調整等をしていただいて、渋滞の緩和に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、渋滞緩和はもちろんのこと、ＳＤＧｓで掲げられている１７の目標の一つである「気候変動に具体的な対策を」の実現のため、環境への負荷を軽減させる取組の一環として、自転車での通勤を職員に奨励いたします。

また、加えて、保護者の皆様にも、保育園への送迎に電動アシスト付自転車等を御利用いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　そんなに簡単にいくがやったら、質問しません。絶対、そういうことはないと思います。そこら辺り、頭の中に入れて、対策を考えていただきたいというふうに思います。

次は、高台の整備に伴い、統合される保育園も高台移転が決定しております。そこで、問題となりますのは、咸陽保育園と中央保育園をはじめ、教育委員会の跡地対策であります。宿毛市でどのように考えておるのか、まずお伺いいたします。

私のふるさとであります沖の島地区においても、宿毛市が保有する公共の建物の処分について、大きな問題となっています。

このように公共の建物の利活用の問題は、今後の宿毛市政にとっても、大きな課題となりますので、しっかりとした対策、対応が求められるので、お伺いいたします。

跡地の利活用については、地元の方々をはじめ、関係者との協議も必要ではないかと考えますが、このことについて、どのように取り組もうとしているのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　お答えいたします。

統合される保育園や出先機関の跡地利用計画につきましては、西庁舎は２階部分を既に民間事業者に御利用いただいておりますので、現在、学校教育課が入っている１階フロアにつきましても、別の事業者等に御利用いただけるよう検討しているところでございます。

水道課が入っています庁舎及び両保育園につきましては、まだ具体的なものは、現在ございません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　教育委員会の部分も、まだ話はしていないわけやろ。現時点で、何も決まってないわけやろ。

こちらの思いはあったとしても、相手があることやから。

そして、次は、選挙の関係でお伺いしますが、中央保育園は、選挙のときの投票所として利用されています。しかし、中央保育園は４月からきぼうが丘保育園として業務を開始しようとしています。つまり、中央保育園はなくなるということであります。

この７月には参議院選挙、来年の春には、私たちを含めて統一自治体選挙が予定されています。投票所の確保は、選管にとっても重要な問題であります。

今まで、中央保育園を投票所として活用していましたが、今後、どのようになるのか。なくなることによって、どのような対応をしようと考えておるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君）　選挙管理委員会委員長、松浦議員の一般質問にお答えします。

中央保育園の高台移転に伴い、選挙管理委員会としまして、今後の対応を協議してまいりま

した。

第３３投票所として利用してまいりました中央保育園は、選挙人登録者数も市内で２番目に多い投票所でありますが、当該地区内には、中央保育園に代わる公共施設や、利用できるその他の施設もほかにはありません。

当面の間、今までどおり投票所として利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　当面は、今の中央保育園を投票所として活用したいということでございますけれども、跡地利用の対策の問題について質問いたしましたが、地元の皆さんをはじめ、関係者との話し合いというのは、来年４月の選挙以降ということで、関係者との話し合いというか、協議といいますか。

来年の自治体選挙も、投票所として中央保育園を使いたいということで構わないですね。

○議長（寺田公一君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君）　現時点では、使えないというようなお話は聞いておりませんので、またそういう事態が起きれば、考えて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　当面、７月の参議院選挙の投票所として中央保育園を使う。来年はどうなるのといったら、来年、参議院選挙と同じように、投票所として使うということで構わないですかということ。

○議長（寺田公一君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君）　松浦議員の再質問にお答えします。

現時点では、使えないというようなお話はいただいておりませんので、そのつもりで、選管としてはおりますけれども、もしそういう事態が出てきたときは、市民の皆様に御迷惑をかけない範囲で、早急に決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　最後の質問に移りますけれども、市役所の新庁舎への進入道路である県道宿毛城辺線の浸水対策として、高知県は与市明川の土手沿いに、新たな道路建設が現在行われておるのは御案内のとおりであります。

この道路は、市役所の高台移転に伴う浸水対策としての道路であります。

５月２日、業務を開始しようとしておる今日でございますが、この道路の完成をいつ頃を見込んでおるのか、まずお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　土木課長。

○土木課長（澤田英典君）　土木課長、松浦議員の一般質問にお答えします。

現在、錦地区では与市明川の洪水氾濫による災害から生命や財産などを守るため、県が事業主体となり、与市明川や錦川の河川改修工事と県道宿毛城辺線の道路かさ上げ工事を実施しており、本市では、内水排除を目的とした排水ポンプの設置工事を実施しているところであります。

御質問いただきました県道宿毛城辺線の道路かさ上げ工事及び河川改修工事のスケジュールについて、県に確認したところ、現時点では完成時期をお示しすることはできませんが、用地契約については完了しており、今後、建物移転等の不確定要素が確定した段階で、完成時期をお示ししたいとの回答がありました。

また、現在の進捗率につきましては、全体事業費に対して、現在、施工中の工事等も含めた契約ベースで、約５０％とお聞きしております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　この道路については、市役所への高台移転に伴う住民説明会でも、進入路として県はこういう道路を造りますと、いうことを高らかに宣言されておるわけですので、県の工事と宿毛市の５月２日というリミットがあるわけですので、そこら辺り合わせて、並行して道路ができるということが、住民に対する説明であったと思いますので、よろしくお願いします。

それと、ちょっと問題になるのは、宿毛変電所と新しくできる廻角橋の間は、あそこの住宅が道路の両脇にあるわけですけれども、年に２回か３回は必ず浸水をするということで、今度また廻角橋が改修されて、ちょっと高くなると非常に厳しい状況かなと思いますが、そこら辺りについての対応をどのように考えているのか。

それと、廻角橋から錦に入る、高台の進入路に行く土手沿い。橋までの間、今度は住宅は少ないですけれども、低くなると思うのです。

その対策については、どのように考えていますか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

通告の内容からちょっと出ていますので、担当課長のほうでは答弁、今、しっかりとできるようなものがないということで、大変申し訳ございません。

今、松浦議員言われた廻角橋の架け替えについては、あそこに古い橋があって、議員も御存じのように、あそこはボトルネックになって、流れを阻害していたということでの対策ということで、橋をのける。それに合わせて、橋の付け替えという工事になっているところでございます。

よって、橋が高くはなりますが、要するにボトルネックが解消されますので、流下スピードも上がって、その上部に関しては、水位が一定下がってくるだろうという試算になってくるということだというふうに、自分のほうは理解をしています。

それ以外の各浸水をしている、それぞれの区間に関しては、県のほうに、宿毛市としても県道でありますので、しっかりと浸水対策をしてくださいというお話をする中で、現在、錦川のところでもやっておりますように、県としては、与市明川の河川改修で土手をしっかりと造って、その周りの土地がつかっている、道がつかっていることに関しては、内水対策として、宿毛市も一緒になって取組をしようということで、錦川のところから、まず手がけたということでございまして、そういった形の中で、浸水対策を県と共に、現在、進めている、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　今、市長のほうから答弁があったわけですけれども、廻角橋の改修により、上部については水位が下がるだろうという想定。これはたしか、誰かほかの議員が一般質問した経過があって、ちょっと頭の中には残っているわけですけれども。

毎年、年に二、三回は必ず浸水をすると。市の職員は、街区中心に行こうにも行けないという可能性もありますので、そこら辺り、しっかりとした対応を求めておきたいと思いますし、その県の行っている土手沿いの高台についても、早急に改善していただくよう強力な申入れを、県のほうにしていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午後　２時２７分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　２時３８分　再開

○副議長（高倉真弓君）　休憩前に引き続き、会議を行います。

１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　それでは、１０番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、宿毛市公共施設等総合管理計画について、お伺いをいたします。

現在、宿毛市公共施設等総合管理計画は、平成２９年３月に策定をされています。

策定の目的として、本市が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の全体最適化を図るためとされております。

そこで、現在、対象となる公共施設の数と棟数についてお伺いをいたします。

○副議長（高倉真弓君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、岡﨑議員の一般質問にお答えいたします。

現在、対象となる本市が保有する施設は、１８８施設、３０８棟となっております。

○副議長（高倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　今の答弁の中で、本市が保有する施設は１８８施設、３０８棟との答弁をいただきましたが、宿毛市公共施設等総合管理計画の策定以降に解体をされ、施設がなくなったものもあれば、新しく建てられた施設もあります。

現在の宿毛市公共施設等総合管理計画の取組状況について、お伺いをいたします。

○副議長（高倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　岡﨑議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市公共施設等総合管理計画は、計画期間を平成２９年度から２０年間とし、公共施設等の適正な管理に向け、施設類型ごとの基本方針を定めているところでございます。

それぞれの施設類型ごとの取組状況につきましては、まず、学校教育系施設では、老朽化した宿毛小学校の校舎や体育館等の建て替えを行いまして、学校そして学校給食センターの移転についても、取り組んでいるところでございます。

次に、市営住宅におきましては、萩原団地の取り壊しや手代岡改良住宅の更新を行っておりまして、スポーツ・レクリエーション系の施設につきましては、老朽化した武道館を宿毛小学校体育館に集約して、建て替えを実施したところでございます。

また、行政系施設につきましては、本庁舎を新たに整備した希望ヶ丘に建設をいたしまして、そして子育て支援施設におきましては、二ノ宮保育園とすみれ保育園の統合や、きぼうが丘保育園の新設など、統廃合を含めまして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ただいま宿毛市公共施設等総合管理計画の取組状況については、お伺いをいたしました。

次に、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改定についてとのことで、平成３０年２月２７日付、総務省自治財政局財政調査課長通知の中で、総合管理計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことは重要です、との記載がございます。

現在の個別施設計画の策定状況について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答え

いたします。

個別施設計画につきましては、令和元年度から令和２年度にかけて、学校施設をはじめ、公共施設等総合管理計画の公共施設のうち、延床面積がおおむね２００平米以上の施設や、小規模な建設物であっても、継続した維持管理が必要な施設を対象として策定しております。

なお、公営住宅等につきましては、宿毛市公営住宅等長寿命化計画に基づき、取組を進めております。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　次に、宿毛市公共施設等総合管理計画の中の第５章、施設類型ごとの基本方針、第１節、公共施設、９．行政系施設の中で、消防団の詰所や倉庫などについては、今後の編成計画をもとにして、これに合わせて、建物の統廃合を検討していきます、との記載があります。

また、令和４年度行政方針の中でも、令和３年度から消防団再編計画の策定に取り組んでおり、消防団詰所の統廃合や高台移転等の検討を行うとともに、引き続き、消防団車両の更新も計画してまいります、との記載がありました。

現状として、消防団再編計画の取組状況について、お伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

消防団の再編につきましては、平成２７年に宿毛市消防団再編計画検討委員会を立ち上げて、宿毛市消防団再編計画書を策定をし、当時、消防団の幹部団員等とも協議を重ねてまいりましたが、具体的な合意形成ができずに、今日に至っているといった状況でございます。

しかしながら、消防団員の処遇改善や安定的な団員の確保等を図っていく上で、再編を推進していくことは避けて通ることはできない、そうした喫緊の課題だというふうに考えているところでございます。

このため、再度、再編に向けまして、消防団の幹部団員にも参画をいただく中で、昨年の１２月から再編計画書の改編を進めている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ただいまの説明でわかりました。まだまだ再編計画については、これからということでございます。

次に、津波浸水エリア内にある消防団の詰所等は、地区別にどのくらいあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（髙倉真弓君）　総務課主監。

○総務課主監（有田　修君）　総務課主監、１０番、岡﨑議員の一般質問にお答えいたします。

南海トラフ地震の津波浸水エリア内に立地している詰所等は、宿毛、片島、和田、小筑紫、沖の島の５分団の詰所等、全２３施設のうち、１７施設となります。

分団別の内訳につきましては、宿毛分団が詰所１施設、片島分団が詰所４施設全て、和田分団が６詰所等のうち３施設、小筑紫分団が８詰所等のうち旧みなみ保育園に高台移転した田ノ浦部を除く７施設、沖の島分団が車庫等４施設のうち２施設が津波浸水エリア内となります。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ただいまの答弁の中で、津波浸水エリア内にある消防団の詰所等は５分団１７施設とお伺いをいたしましたが、今後、津波浸水エリアにある消防団の詰所等をどのようにしていくのか、お伺いいたしたいと思います。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

本市の消防団詰所等は、昭和４０年代から５０年代にかけまして建築されたものが多く、ほとんどの施設は補強ブロック造りで、老朽化が進みまして、震災対策の側面からも、早急な建て替えが必要な状況になっているところでございます。

再編にあたり、詰所の数につきましては、沖の島を除く各分団に１施設を基本とすることで、詰所の集約化が可能となり、より機能的な設備の充実も図ることができるものと、そのように考えているところでございます。

なお、御質問の津波浸水エリア内にある詰所等につきましては、発災後における参集時の安全確保をはじめ、救助・復旧活動を確実に遂行するためにも、高台移転を基本におきながら、地域の皆様の意見も聞く中で、地域の実情に応じた設置場所等の検討を重ねてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ありがとうございました。高台に消防団詰所等を置く場合に、地域の住民との意見交換をしながら、適地を探していくということでございますので、よろしく住民の意見を十分にお聞きしていただきたいと、このように思っております。

次に、令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項についてということで、令和３年１月２６日付、総務省自治財政局財政調査課長通知の中で、総合管理計画については、平成２６年度から２８年度までに策定するよう要請してきたが、その後、一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和２年度中に見直しされる予定であることも踏まえ、令和３年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。その際、総合管理計画の期間内であっても、また全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済みの個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこととの記載がございますが、今後、見直しについての考え方について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

公共施設等総合管理計画は、平成２９年度から２０年間の計画で、策定をしているところでございます。

本計画の施設類型ごとの基本方針や個別施設計画を基礎資料として、施設の長寿命化や更新を行っているところですが、施設数の増減など実情が変化していますので、一定の見直しが必要と考えているところでございます。

また、各施設の修繕に当たりましては、個別施設計画を活用しながら、劣化の程度と更新費用を考慮して、長寿命化に努めていきたいと考えております。

現在、宿毛市では、新庁舎やきぼうが丘保育園の建設をはじめ、学校給食センターの建て替えなど、施設整備を進めていますので、今後は適宜、見直しを加えながら、公共施設等の適正な管理に向けまして、取り組んでまいるといったところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ただいま市長の答弁の中で、適宜見直しを行うということでございますので、見直しのほうを行っていただいて、担当課の職員がかわった場合にでもわかるようにしていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、過疎地域について、お伺いをいたします。

総務省は、令和４年１月１８日、国が過疎法で財政支援する対象地域に、宿毛市や北海道富良野市など、２７道府県の６５市町村を新たに

追加すると、新聞に記載がされていました。

過疎法の第１条の目的に、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするとあります。

過疎法は、人口減少地域に対する財政措置の一つであり、１９７０年代に議員立法で成立し、１０年の時限立法とされていましたが、１０年ごとの見直しを図りながら、推進されてきました。

過疎債は、過疎法において過疎地域に指定された市町村が、事業の目的財源として特別に認められた地方債です。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに許可することにより発行が可能となり、事業費に対する起債充当率は１００％であり、その元利償還金の７０％は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

過疎法第２条で、過疎地域の要件として人口要件及び財政力要件が規定されていますが、このほど、本市が指定される過疎地域としての指定要件について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（髙倉真弓君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、岡﨑議員の一般質問にお答えいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づく宿毛市の過疎地域としての指定につきまして、今年１月に報道がされておりますが、過疎法第２条に規定している要件は、法律が施行された令和３年４月１日時点の要件であり、その要件に宿毛市が該当するものではございません。

また、国は令和２年国勢調査の結果を受け、新たに要件を定めた上で、過疎地域として指定する市町村を追加公示することとなっておりますので、一連の報道による宿毛市の指定につきましては、その新たな要件に該当するものと推察しております。

現時点では、都道府県を含む各地方公共団体に対して、新たな要件が示されておりませんので、国による追加公示も、令和４年４月１日に予定をされていることから、宿毛市が該当した要件は分かりかねますが、令和２年度の宿毛市の財政力指数は、０．３７でございます。

併せて、令和２年国勢調査の結果による宿毛市の４０年間の人口減少率が２７．０２％、２５年間の人口減少率が２６．５７％、このいずれかが該当したものと考えられます。

以上です。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　１０番、先ほどの課長の答弁でよくわかりました。

次に、過疎対策事業債の対象事業と辺地対策事業債の相違についてお伺いをいたしたいと思います。

過疎地域の持続的発展のための対策の目標として、第４条で、過疎地域の持続的発展に向けた具体的な対策として、７項目を挙げております。

第１に、移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、育成すること。

第２に、企業の立地促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、

中小企業の育成、起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、安定的な雇用機会を拡充すること。

第３に、通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めることなどと、７項目あります。

過疎対策事業債は、ハード事業、ソフト事業ともに対応しています。

ハード事業については、公共施設等の長寿命化、更新、統廃合、転用、除却が大きな課題となる中で、公共施設等総合管理計画に基づき、推進していく必要があります。

また、ソフト事業については、教育、医療、交通等の体制の構築や人材育成など、中長期的な地域の資源、財源となり得る事業に充当していくことが望ましいと考えられています。

そして、過疎対策事業債を充当しようとするソフト事業が、将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために、必要な事業になり得ることが重要な視点になっていくと思われます。

そこで、過疎対策事業債の対象事業について、本市の考え方をお伺いいたします。

併せて、過疎対策事業債と辺地対策事業債の相違について、お伺いをいたしたいと思います。

現在、本市では、過疎の指定を受けていませんので、辺地に係る公共的施設の総合整備計画により、辺地対策事業債を活用して事業をしていますが、今後、過疎地域に指定されて、過疎対策事業債を使うことができるようになると思いますが、過疎対策事業債と辺地対策事業債との相違について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、お答えいたします。

過疎対策事業債、いわゆる過疎債の対象となる事業につきましては、今後、宿毛市が過疎法第８条に基づき策定することとなる過疎地域持続的発展市町村計画に定めることとされております。

各種公共施設の整備はもとより、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化など、対象となる事業は多岐にわたります。

そのため、宿毛市では、現在、取り組んでいる事業や、これから取り組んでいく事業を問わず、地域の持続的な発展に資する事業を幅広く検討し、過疎債の対象とするべく計画を定めていきたいと考えております。

一方で、各市町村が活用できる過疎債は、国の予算の範囲が限られているほか、ソフト事業におきましては、総務省令により発行限度額が定められていることから、宿毛市が計画に定めた全ての事業に対して、過疎債の活用が確約されているわけではありません。

また、過疎債の対象となる事業のうち、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定されている要件に該当します地域における事業につきましては、先ほど、過疎債のほうについては元利償還金７０％と御紹介させていただきましたけれども、辺地債におきましては、８０％が普通交付税に算入される辺地対策事業債の対象となる可能性もあるため、過疎債の活用に当たっては、それらの状況を勘案しながら、年度ごとに対象事業を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど課長の答弁の中で、過疎地域持続的発展市町村計画について、答弁がございましたので、その策定についてお伺いをいたしたいと思います。

高知県では、高知県過疎地域持続的発展方針策定の趣旨として、産業の振興をはじめ、交通、生活、福祉等の環境整備や地域医療の確保など、過疎地域の条件不利の克服に向けた取組を引き続き推進しています。

さらに、過疎地域への移住促進や交流人口の拡大、情報通信技術を利用した生活環境の向上や産業の創出、ＳＤＧｓの理念を生かした取組の推進など、過疎地域を取り巻く新たな動きにも迅速に対応することにより、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します、とあります。

この高知県過疎地域持続的発展方針は、高知県過疎地域持続的発展計画や過疎地域持続的発展市町村計画の策定のための指針として、位置づけられております。

過疎法においては、市町村が過疎法に基づく国庫補助の特例や過疎対策事業債を活用しようとする場合は、市町村の議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要があります。

また、平成２６年１１月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されましたが、現在、本市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。

今後、過疎地域持続的発展市町村計画を策定していく場合には、過疎対策の内容に応じて、宿毛市振興計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合について、議論する必要がございます。

また、公共施設等総合管理計画についても、連携を取る必要があり、過疎地域持続的発展市町村計画に掲げられる目的を、より実践的、具体的にする必要があります。

そこで、過疎地域持続的発展市町村計画策定について、本市の考え方についてお伺いをいたします。

○副議長（高倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

過疎法第８条において、市町村が定めることのできる市町村計画につきましては、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するものとされているところでございます。

また、市町村計画に定めることのできる事項につきましては、地域の持続的発展に関し、市町村が必要と認めるものとされておりまして、宿毛市の取組に対して、広範囲にまたがる計画を定めることができることとなっております。

そのため、宿毛市における市町村計画の策定に当たっては、宿毛市振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略はもとより、これまで宿毛市が策定してきた各種計画、そして方針との連携を図るとともに、現在、継続的に取り組んでいる事業や、これから新たに取り組んでいく事業を問わず、地域の持続的な発展に資する事業を幅広く定めていきたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（高倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　策定に当たっての本市の考え方については、よくわかりました。

先ほども申しましたが、過疎地域持続的発展市町村計画を策定した後に、議会の議決が必要となります。今後のスケジュールについて、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（高倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

今後のスケジュールについてでございますが、市町村計画の策定に当たっては、計画に定める

事項につきまして、あらかじめ高知県との協議が必要となるほか、先ほど議員がおっしゃったとおり、議会の議決を経て、計画を定めてということでございます。

そういった形で、計画を定めた後は、関連する各大臣に市町村計画を提出することとなっているところでございます。

宿毛市におきましては、令和４年度内に関連する各大臣に、市町村計画を提出すべく、令和４年４月１日の公示を受けた後、市町村計画の案を策定をいたしまして、高知県と協議の上、年内の議案提出に向けまして、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ありがとうございました。年内に過疎地域持続的発展市町村計画を策定をして、議会のほうに提出をされるということでございますので、新たな事業等もしていくということでございますので、いろいろと楽しみにしております。

よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○副議長（髙倉真弓君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（髙倉真弓君）　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後　３時０９分　延会

令和４年

第１回宿毛市議会定例会会議録第３号

１　議事日程

第９日（令和４年３月　８日　火曜日）

午前１０時　開議

第１　一般質問

－－－－－・－－－－－・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

－－－－－・－－－－－・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番	今城　隆　君	２番	堀　景　君
３番	三木　健正　君	４番	川田　栄子　君
５番	川村　三千代　君	７番	髙倉　真弓　君
８番	山上　庄一　君	９番	山戸　寛　君
１０番	岡﨑　利久　君	１１番	野々下　昌文　君
１２番	松浦　英夫　君	１３番	寺田　公一　君
１４番	濵田　陸紀　君		

－－－－－・－－－－－・－－－－－

４　欠席議員

な　　し

－－－－－・－－－－－・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	朝比奈　淳司　君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良　和美　君
議事係長	桑原　美穂　君

－－－－－・－－－－－・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中平　富宏　君
副市長兼 市民課長事務取扱	岩本　昌彦　君
企画課長	黒田　厚　君
総務課長	桑原　一　君
危機管理課長	上村　秀生　君
市民課長補佐	久保田　志保　君
税務課長	山岡　敏樹　君

会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君 岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　皆様、おはようございます。４番、川田栄子でございます。

早速、質問に入らせていただきます。

まず、１つ目、新型コロナ感染症について、オミクロン株について、伺います。

昨日も議員の方が発言ありましたけれども、再度、重なる部分があるかもございませんが、答弁をお願いいたします。

オミクロン株について、当市の状況でございますが、感染力は強いが弱毒性であり、症状は発熱、せきやのどの痛みと、普通の風邪の症状と聞いています。当市の感染状況はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　おはようございます。健康推進課長、４番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

当市のオミクロン株の感染状況ということでございますが、昨日、松浦議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、感染症患者の情報につきましては、県が公表する内容以外の情報はありませんので、本市の状況がオミクロン株によるものなのかどうかということは、判断いたしかねます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　ワクチン接種者との関係をお聞きいたします。

オミクロン株になって、抗体が効いていませんので、オミクロンをスルーする。感染力は強いが、免疫抑制が前面に出て打っている人がかかりやすくなっていると、専門家が言っておられます。

接種済者の免疫が下がり、オミクロンにかかる、免疫抑制ワクチンだとも言っております。

オミクロン変異株は、ワクチンに仕込んだウイルスで、ワクチン接種者から発生しているという専門家もおられます。

今回のワクチン接種者について、誰がどこで何回打ったかというワクチン履歴は、デジタル処理されていると思いますが、オミクロン株感染者とワクチン接種者との関係について、どのような見解を持っているか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

先ほどの答弁と同様のことになりますけれども、感染症患者の個人情報は本市にはありませんので、接種をしているかどうか、オミクロン株の関係性と接種の関係性ということは、本市のほうでお答えすることができませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　ワクチン接種状況について、お伺いいたします。

去年６月にもお伺いいたしましたが、またそれから変化があると思います。一、二回の接種状況、９月７日現在、本市における新型コロナワクチン接種率は、全体で１回目に次いで８３．４％、年代別では６４歳から７６．２％、６５歳以上は９３．３％と聞いています。

１６歳から１９歳は６６％、２０歳から３９歳まで、６８．８％と聞いております。

接種者の最終的な数字をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

一、二回目の接種率という御質問ですが、２月２８日現在の本市における新型コロナワクチン１回目の接種率は、全体で８７．１％となっており、２回目の接種率は８６．３％となっております。

なお、接種率は、国や県の公表の仕方に合わせまして、令和３年１月１日現在の人口を母数として算出しております。

年代別の接種率につきましては、申し訳ございませんが、今、手元にございませんので、申し上げることができませんが、全体としての数字をお答えさせていただきました。

また、これは最終的な数字ではなくて、現在も一、二回目を接種されている方もおられますので、２月２８日現在ということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　再質問になりますけれども、母子手帳など、ワクチン接種には会社名、ロット番号が明記してありますように、コロナワクチン接種者にもロット番号が明記されています。

ロット番号は何を意味するのか、コロナワクチンに関してのロット番号の説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

ロット番号は、一般的に製品の製造時の生産単位ごとにつけられる、いわゆる製造番号のことです。

生産するときに、同じ規格でつくられた一つのまとまりに附番されている番号ですので、いつ、どこで、どこの工場で、どの生産ラインで製造されたものかを追跡できる番号というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　整理番号であるということだけですので、すると接種者は、この番号が何のためについているのかとなります。

車にも整理番号がありますので、不具合があれば、会社としては、どこの誰に、どの機種がいっているのか把握をしているので、当人に連絡がいって、会社の責任で不具合を直すことになるでしょう。そして安全な車になるでしょう。

ロット番号は、ワクチン成分の違いとか、ロット番号による成分の違いとか、時間的順番とか、今言われましたように工程の製造番号とかが入っているわけです。

製薬会社は、どのロット番号がどこにあるか、誰に打たれたかということを把握しています。その結果を観察している、治験中です。不良品だったので申し訳ないと、車のように安全に整理されるでしょうか。

その整理番号がどのような役目を果たすのか、市民として不安を持っています。疑問にお答えいただければうれしいです。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

これまでもワクチンの異物混入とかで、ロット番号を示して、皆様にお知らせした経緯がございますので、そういった何か不具合が生じた場合には、追跡をして国民にお知らせするものに利用されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　ということでございます。わかりました。

日本では昨年８月下旬、政府がモデルナ製ワクチンの中に、磁石へ反応する物質が見つかったとして、１６０万本を回収したと伝えられています。

四万十市では、数人の中で２人ほど磁石がくっついたと聞いております。既にもうその一部は接種されていたということです。

このようなとき、整理番号の意味が出てくるでしょうか。非常に不安です。

接種後はどうなっていくか調べている治験中です。その役割を負っている商品、正式に認可されていない段階で、使用されていることは周知するところでございます。

当市に入っているロット番号は、どのような種類かお聞きしたいと思いましたが、種類が非常に多く伝えきれないとのことなので、何点かだけ確認をいたしました。

自分のロット番号は非常に大事です。磁石がくっつくのは、酸化グラフェンが電磁波で動くという、含まれてはいけない物質です。

次、同調圧力のほうへ移ります。

一、二回目の接種後も、かなり同調圧力があったと、お話を聞いております。個人的にも、職場にいれなくなると言われたとの話もあります。また、権利や仕事、旅行能力を失うという脅しのもとに、人々に強制的に接種させる必要があるでしょうか。

同調圧力について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

ワクチン接種は、強制ではありません。接種を希望される方が、予防接種による効果と副反応のリスク等を理解した上で、御自身や保護者等が判断して、接種を受けていただくものです。

議員が御心配される事業所などにおけるワクチン未接種者に対する差別的な対応や、ワクチン接種の強制は、決してあってはならない行為です。

本市では、感染された方や医療従事者、またその御家族等に対する誹謗中傷や、人権侵害に関する啓発と合わせまして、ワクチン接種を受けていない方への同調圧力や、差別につながる行為をしないよう、ホームページにおいて啓発を行っております。

多くの方がストレスや不安を抱えています。お互いに思いやりを持って、乗り越えていきましょうと、メッセージを発信させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　政府はワクチン接種の推進に、従業員規模に応じた給付金を出しています。

令和３年１０月１９日から令和３年１１月３０日まで、１事業者当たりの給付金額は、例として、従業員数ゼロは１万円、１名から５名までの従業員に対しては３万円、６人から２０人には４万円、２１人以上は５万円、無症状という実態のないものを受け入れたコロナワクチンでございますが、今まで症状があることから、医者は血液や粘液など検査に出して、検査技師が出した結果に基づいて、病名が判明していたが、症状のない人が機械で検査されて、陽性と出ると感染者となるものです。

そこには、検査技師という人が関わることはありません。おかしなことが起きていることは疑いもありません。他人思考や他人の判断を受け入れて、検査だけの結果で診断されるなどということは、今まで一度もありませんでした。

無症状でも感染しているケースがある。その感染者が人にうつす危険性があることで、陽性反応が出た人は、誰でも隔離させられました。そのようなケースは、あったとしてもごくまれ

なことだと、専門家は言っております。

実際、隔離された大半が、何もなかったデータの結果です。職場で強制接種される場合は、国際法違反となります。その場合は、国内法とは無関係の国連で定めたインフォームド・コンセントが欠如した場合、裁判で責任を問われる可能性があります。

そんな場合、複数の社員が合同で弁護士をつけて、差出人、弁護士からｍＲＮＡコロナワクチンを投与する際のインフォームド・コンセント欠如による責任の可能性に関するお知らせの警告文を職場へ郵送が最も効果的です。

複数の人から大量のメール警告を受けて、強制接種を止めたところもあります。

また、コロナワクチンとワクチンパスポートは、国際法ニュルンベルクの綱領違反となりますので、上記警告文の添付資料となるということも知っておいたらいいと思います。

次へ移ります。

副反応の状況についてを、お伺いいたします。

３回目が始まっていますが、接種希望者の数字についてお聞きしましたので、昨日、松浦議員のことで、よく分かりました。

副反応についてお聞きをいたします。

３回目の副反応として、熱が出たとの声を多く聞きますが、これはワクチンによって免疫力が低下すると同時にウイルスが進化し、より感染力が強くなったと判断した。ノーベル賞を受賞したフランスのモンタニエ博士は言っております。

そして、ワクチン接種率が高いほかの国でも、同様の問題が発生していることが判明しています。

命を救うコロナワクチンは、働き盛りの２４歳から５４歳の死亡率５０％、諸外国で急増です。

最も新しい情報では、令和４年２月１８日、政府分科会副反応検討部会の副反応疑いの報告は、接種回数、２億３６５万回の中で死亡１，４７４人、重篤反応６，４５４人、１２歳から１９歳では、重篤反応疑い３９８人、２０歳から２９歳までは、７２１人、３０歳から３９歳までは、７５８人を合わせると、１，８７７人が重篤な副反応。当市は３回目が始まったところでありますが、接種後、発熱があって、二、三日休んだという方が、１回目より多く聞いております。

また、接種後１週間後に発熱される方もあり、様々でございますが、市が把握しているものは、どのようなものでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

本市でもワクチン接種が進み、接種をした方からは、副反応に対する相談もお寄せいただいております。

相談件数や内容についての統計はとっておりませんが、全体の件数としては多くはありません。

相談の内容としましては、発熱についてや接種部位の痛みなどが寄せられていますが、接種回数が増えるほど、相談件数は減っている傾向にあります。

これは、ワクチン接種後には、様々な副反応が生じる可能性があり、こうした症状も大部分は接種後数日以内に回復する場合が多いことが、様々な報道や御自身の体験などから不安が軽減されてきているのではないかと認識しております。

現在、３回目の接種が進んでおりますが、副反応に関する御相談は、これまでと同様に、できる限り保健師や看護師が対応させていただきまして、内容によっては、医療機関への受診を

進める場合や、高知県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口を御案内させていただく対応としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　今、お聞きをいたしまして、幸い、当市には重篤な反応が出ていないということで、ほっとしております。

全国的には重篤な副反応、死者も出ております。

政府は原因を調査しないまま補償しないことは不思議です。過去の医療事故に当てはめれば、考えられません。メディアを通じて効果を宣伝し、ワクチン接種をしないことは悪だと、洗脳しているのではないでしょうか。国民の命を守るという国が、向いている方向は国民ではなく、ワクチン会社の支援ではないかと疑問を持ちます。

テレビでは、いつも同じ顔ぶれの政府寄りの専門家ばかりが登場して、メディアはこの役割を果たしています。

再質問にまいります。

指先の静脈から採血したものを、私も市の検査で受けて確認したことがあります。赤血球が丸く離れて間隔の開き具合もよいと、私の採血からは職員の説明がありました。

健康な人の赤血球の働き方と分かる正常な血液と、そうでない血液を見たら、一目でわかります。

専門家でなくても、血液がおかしいとわかる。医者である必要はありません。汚染された血液は、必死に抵抗しています。赤血球が変形し、固まりになったら、働くことができません。血液の役割は、細胞に酸素を運ぶことですが、副反応として、疲労感、目まい、倦怠感、体調不良を起こしています。

ワクチン接種をした人の赤血球は、くっついて丸くないデータが出ています。赤血球の形が崩れ丸い形をしていない、互いに引き寄せ、粘着性磁気を帯びています。

血液が固まりになると、症状が起こります。赤血球の形は崩れ、破壊され、粘着性を持って互いに引き寄せ、固まりを作り始めると血栓が起こります。心筋炎、脳卒中、心臓発作、神経系障害、ワクチンの分析をしても、私たちにわかるものではありませんが、症状が出ている人から教えてもらうだけですが、打たなかったらよかったと言っています。

ワクチン接種担当者として、こういう方のお話をどうお感じになられるか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

副反応につきましては、新型コロナワクチンの副反応を疑う症状の発生を知った医師は、予防接種法第１２条に基づき、報告しなければならないこととされておりますが、本市におきまして、これまでにワクチン接種と関連性が高いと認められる重篤な症状の報告の事例はございません。

また、ワクチン接種により健康被害が発生した場合は、救済給付を行うための制度がありますので、本市におきましても、そのような御相談で提出書類の一式をお渡ししたケースもございますけれども、現在のところ、健康被害救済給付の申請を受け付けた実績はございませんので、御報告しておきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次、世界の副反応についてお伺いいたします。

日本は世界より周回遅れで接種となっておりますので、政府が世界の有害事象を多く出すこ

とはありません。テレビ、新聞等だけでなく、情報は自分から取っていかなければ真実はわかりません。

２０２０年、アメリカでは３５万３，０００人を死亡させたコロナでありますが、２１年の１０カ月は３９万人死亡とあります。

コロナが危険でワクチンが有効なら、ワクチン接種者よりも非接種者のほうがコロナ感染の死亡が多いはずであること。ワクチンが安全であれば、各年齢層でワクチン未接種よりも接種者のほうが、コロナと無関係な原因による死亡が多いはずだが、それはありませんでした。

ワクチン接種のメリットをはるかに上回るリスクがあることを確認しております。

コロナ感染者の死者は高齢者に限られていましたが、ワクチンによる障害の矛先が若い人であります。ファイザー製薬会社の社長は、ワクチンを７０億人に打つと証言しています。日本はまだ少ないということでしょう。５歳から１１歳の接種が決定されました。

ワクチン後遺症があるのに、政府は接種が大事だと言っています。しかし、オミクロン株にかかりやすいのは、ワクチンを打った人が多いと、世界でデータが出ています。

WHOデータベースには、２２０万件以上のコロナワクチン有害事象、アメリカ国防総省のＡＩが、コロナワクチン接種者のＡＤＥ加速による免疫暴走拡大が判明し、テレビメディアの報道とは全く違っていました。

また、英国政府は、コロナワクチンを接種すると免疫が永久消滅することを、政府の統計で明らかにしました。ということは、このワクチンはスパイクタンパク質を体内で製造するということでしょう。

スウェーデンのストックホルム大学研究論文で、スパイクタンパクはＤＮＡ損傷を阻害する、コロナワクチンが心筋梗塞、脳梗塞等の血栓を引き起こしたことが科学的に証明されました。

有害事象を科学的に証明し、スパイクタンパク質で免疫破壊する仕組みを研究者が警告し、ワクチン未接種の抗体依存性増強や、スパイクタンパクの血管障害による死亡を科学論文で証明しています。

ＣＤＣやＦＤＡ、ワクチンに関連した何百もの深刻な有害事象を隠蔽していました。

また、米国疾病管理予防センターは、ワクチン未接種者がコロナウイルス拡散者である証拠はゼロであると認めています。

コロナが登場する数週間前、米国議会にはｍＲＮＡ遺伝子組替技術に、ワクチンの名称を与えたことも分かっています。

英国健康安全局ワクチン監視報告書によると、コロナ死の８２％は、ワクチン接種後であると伝えています。

ワクチン接種の高い国の死亡率に関するデータは、ワクチン接種者による入院と死亡の増加を証明したとあります。

２０２１年２月２８日、ファイザーの秘密薬害リスト、ワクチン接種の開始から３カ月で１５万８，０００件の有害事象が存在しています。

大手製薬会社と政府の関係が、公平にバランスのとれた情報を受けたら、国民はワクチンを受けたということになりましょうか。どんな病気で亡くなっても、死後、ＰＣＲをする。陽性が出るとコロナ死と転換し、死亡日と同時にコロナ死となったり、また前日になったり、１日遅れで診断書が後に出ることもあります。

イギリスは１２月、規制解除をしました。マスクも解除されました。コロナと共に生きる選択をしました。

健康な人がマスクをするという、おかしいコロナ対策は、早く終了をすることを願ってやみません。

次、５歳から１１歳のワクチン接種について、

お伺いをいたします。

国を挙げてワクチン接種を急ぐ中、今もなお介護施設等にＰＣＲ検査の依頼が入っています。検査は、中央に送られるので、不安の声が聞こえています。陽性と返ってくるのではないろうか、と不安の声で職員は働いています。

先ほども言いましたけれども、そこには検査技師はいません。機械で陽性の判断をしていきます。それが日々、感染者数の発表の数字で、機械でコントロールされているということです。

５歳から１１歳まで広げたということは、コロナ対策はワクチン接種ではないかと気づき始めています。

ファイザーは、１２歳未満の小児への支障をカバーする情報も持っていないと伝えています。自社のワクチンは、有効性に関する情報を持っていないと言っていたにも関わらず、ＦＤＡはワクチンは安全で有効であると押しつけました。

ワクチンの副反応疑いで、しばらく頭痛や発熱、歩行障害ほか、苦しんでいる子供がいるのに、小児におけるコロナの死亡リスクは、基本的にゼロだが、小児にワクチン接種をするかと科学者は懸念の声を上げています。

基本的に努力義務はありませんが、政府は接種勧奨はやめないという理由として、２つ挙げています。

１つは、将来のオミクロン変異株の次の備えとなること。２つ目は、諸外国で打っているから、ということでした。

５歳から１１歳までのワクチン接種は強制ではありません。努力義務の対象とされていません。そもそも重症化することがまれな小児期の新型コロナ感染症に対するワクチン接種は、成人、高齢者への接種と同等ではないと考えます。

国は小児について、現時点においてオミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことも踏まえ、改めて議論をすることが適当と予防接種ワクチン分科会が結果を出しています。

接種後、たくさん有害事象が報告されていることを認識していながら、重症化する可能性が極めて低い小児に、オミクロン株が流行している現状へ、接種を提供するなんてできるかと分科会の声を受けて、努力義務の対象としなかったことは皆様周知のとおりです。

質問にまいります。

当市の対象者数をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

５歳から１１歳の接種対象者数ということでございますが、令和４年２月２３日時点で、５歳から１１歳の対象者は９７８人となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　この感染症は、日本だけのものではありません。世界で広まっています。行政としてお答えできないことも、接種自治体として答えられないこともありますので、そこは了解をしております。

私は、市民の皆さんが判断に迷っているという声を多く聞いておりますので、少しでも参考になればと、私なりに調べたことをお聞かせしていただきたいという思いもあります。

当市の状況、この対象者、今お伺いいたしました。

接種券の送付をめぐって、自治体の判断が分かれています。５歳から１１歳の子供について、合理性が見出せない、エビデンスがない。

２月９日、衆議院予算委員会で後藤厚労大臣の答弁は、オミクロン株について５歳から１１歳の直接データ、現時点で存在していない。エビデンスがないことを認めています。

さらに、薬事衛生食品審議会において、５歳

から１１歳に対しても、成人と同様の効果があると推測されているのが、科学的な正確な言葉と答弁がありました。推測です。

分科会でも、発症予防効果、感染予防効果、期待が薄いとの話が出ていました。過度の期待は問題があるとされています。

また、令和４年２月１６日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部報告では、オミクロン株は若年層にとっては軽症で、推移する季節性インフルエンザ並みの感染症である。高齢者や基礎疾患のある人にとっては、季節性インフルエンザよりも重症化しやすい感染症だとの報告があります。

健康な子供の重症化はまれであります。子供の接種に必要性を見出せるか、合理性があると思われると様々でしょうが、接種自治体として、接種券の送付について、どのような見解を持って対象者に送付されたのか、伺います。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、様々な理由により接種券の一括送付は行わずに、希望する方の申請を受けて接種券を送付する自治体もあるように聞いておりますが、本市としましては、一括送付で接種券と案内文書とを同時に発送を行うことで、接種対象者に、接種の判断の情報提供が個別にできるかと判断いたしまして、本市の場合は、厚生労働省が作成している新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引きに従い、対象となる５歳から１１歳全ての方に対しまして、先週、接種券を発送しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　接種自治体として、一斉送付しないかわりに、今、課長が言われましたように、対象者に一斉に発送しないところもございます。

それで、その方は、クッションを置くということで、対象者の方には、こういうメリット、デメリットがあるというようなことを、はがきで一旦お知らせをして、そして申請者は、それぞれ自分の判断に基づいて、送付をしてほしいという、申請書を送るということになるということです。

別に、これは国も、それから県も問題はないと認めております。

次、メリット、デメリットについて、お伺いをいたします。

不足している情報というもとで、ファイザーは妊娠中及び授乳の使用に関する情報も、１２歳未満の小児への使用をカバーする情報も持っていないと伝えています。

そして、ファイザー社は、自社の有効性に関する情報を持っていないとも伝えています。にも関わらず、ファイザーはワクチンを安全、有効であると、ＦＧＡはワクチンは有効であると押しつけました。

１０代の副反応疑いの死者は５人です。５人のうち、１人は交通事故で死亡後、ＰＣＲ検査で陽性となりましたので、転換してコロナ死となっております。あと３名は、基礎疾患をお持ちの方でした。５人目は、１０代後半の大学生で、去年１０月５日、２回目ワクチン接種。それまで健康でしたが、今年２月２日に発熱、４０度。そして２月７日に急変し、２月９日に血栓が血管に詰まって、感染合併症の可能性があったということでした。

副反応のリスクが高いといわれています。

ワクチンの負の側面が認識されているのかと感じております。

日本では、健康な子供がコロナで亡くなった例がほとんどない中で、接種後に体調不良を訴

える若い人がたくさんいます。これはおかしい。厚労省のホームページに書いてある報告書の内容には、今回の小児のワクチンについて、長期の安全データが得られてないと、はっきりと書いてあります。

小児のワクチン接種には、メリット、デメリットを十分理解することが重要です。

メリット、デメリットについてお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

まず、メリットとしましては、発症予防効果及び重症化を防ぐこととなっております。

学校や習い事、また家庭内での感染リスクを下げることは、子供の学びの場でもある学校など、学級・学年・学校閉鎖などを防ぐ効果が期待されるところであると認識しております。

デメリットとしましては、ワクチン接種による副反応が挙げられます。主な副反応としましては、接種部位の痛み、腫れ、筋肉痛、発熱、関節痛、嘔吐、下痢などが挙げられ、まれに強いアレルギー反応を起こす場合などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　国は、エビデンスがないことを認めました。利点より効果が少ない。中長期のこともわからないワクチンは、治験中ということで、新しい情報が日々入っています。情報をしっかりとって、判断をしていただきたいと思います。

次、判断材料の提供で、お伺いをいたします。

厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会、１２月２４日のものでありますが、定期的に開催されていますので、常に新しい情報がとれます。

心筋炎、心膜炎、副反応疑いの情報を見ると、１９歳以下、ファイザーでは１１６人。男性が１０１人、女性が１５名。モデルナ５９人中、男性が５５人、女性が４人。ワクチンで重篤となることがあるので、判断する材料になります。

若年層の接種は疑問です。治験中なので、新たにわかってくる情報ということで、いいことも悪いことも含めて、保護者には慎重な判断をお願いしたいと思います。

厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で、副反応等の情報が得られますので、そちらのほうも利用していただいたらいいと思います。

情報をもとに、大人は子供を守るのは当たり前です。一番動かないといけない人は子供の親であり、その役割があります。ワクチンは治験中です。危ないといっても、子供のことも眼中にないのでは、高齢者や成人した大人と違うことがデータを見ればわかります。子供を犠牲にしたくない、何かあれば苦しむことになるのは親です。保護者です。気づかないといけません。

若年層の接種には疑問があること、そのことを気づいていただきたい。

５歳から１１歳のワクチンに、ちょっと待ってと、多くの人が立ち上がり、ここにきて流れが変わりました。

全国有志医師が、北海道有志医師の会、東北有志医師の会、栃木有志医師の会、関東有志医師の会、東海有志医師の会、名古屋有志医師の会、中四国有志医師の会、高知有志医師の会、九州有志医師の会、沖縄有志医師の会と、全国に医師の会の組織ができました。

それだけでなく、全国有志薬剤師の会、全国有志看護師の会、そして専門家だけでなく、全国有志議員の会も立ち上がりました。

大人は子供を守るのは当たり前です。未来を考えると、立ち上がらないといけないと、魂が

動いたということでしょう。

子供の存在によって、大人たちがスイッチが入り、今現在も、全国で有志の会の動きが起こっています。

子供の存在はすごいと思いました。保護者の方は、接種判断を迷っている方が多い。情報が入りにくい状況について、接種自治体として、若年層への保護者へ判断材料の提供について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

接種を受けるかどうかの判断材料については、判断材料としていただくために、接種券送付時に厚生労働省作成の「新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」と、５歳から１１歳用のワクチンについての説明書を同封しており、ワクチンの効果や副反応に関すること及び接種の際の注意事項や相談先等についての情報提供をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　今から申し上げる情報は、国民も国会議員もかなり注目しておりますので、お伝えをしておきます。

３月１日、ほんのこの間ですけれども、ニューヨーク州健康部局から、２０２１年１２月１３日から２０２２年1月３０日、オミクロン株に対する有効性調査データの調査結果が出ています。

１２歳から１７歳の子供、８５万2，３８４人、5歳から１１歳、３６万5，５０２人を調査いたしました。

接種後２週間後は、２．７倍の有効率があるということ。３週間後には2倍、４週間後になると１．４倍に落ちる。少し効果があるかもしれませんが、５週間後は１．１倍になる。時間と共に落ちて、ほぼ変わらなくなる。

問題はここからです。

６週間たつと、逆転をする。０．９倍と、マイナスになります。７週間で０．７倍になり、時間と共に接種していない人より、接種した人が感染しやすくなる。

この記事は、国会や国民の間でも無視できないという状況になりそうなことになって、見守る必要があるという雰囲気になっています。

１カ月で有効率５％までに下がるということで、接種していない人より１．４倍、感染しやすくなるという結果であります。

５週間ぐらいまでは、したほうが効果があります。有効率が接種した人より、接種しない方が感染しにくくなる７週間以後、時間とともに下がるとしたら、感染しやすくなる子供たちは、怖いことになります。

接種して、これでおじいちゃん、おばあちゃんに安心して会えるとか、周りにうつさないというのは、１カ月以内のことかもわかりません。このことを片隅に入れておくことは、重要なことではないかと思います。

感染の有効率が７週以上の結果が出て、下がっていくとしたら、もっと逆のリスクが高くなるかと考えます。

子供たちにとって、どうかもっと考えてください。親は、一人一人勉強して、メリット、デメリットがあるデータを見定めて判断をして、未来ある子供のために考えていただきたいと思います。

次、３番の広域火葬計画について、お伺いをいたします。

厚労省医薬・生活衛生局生活衛生課は、２月７日、都道府県、市町村、特別区の衛生主管（部）宛に、「オミクロン株の流行感染に対応した広域火葬計画の整備について」とした事務連絡を出しています。

大阪は、火葬場１カ所をコロナ専用に、２月に入って死者が急増を受けて運用をしております。

既に神奈川県、千葉県も広域火葬計画の運用をしています。もちろん、この事務連絡は、高知県にも届いていますことを確認いたしました。

ワクチンを打ったオーストラリア人は、オミクロン株の感染が高いとしております。後天性免疫不全症候群を発生している可能性です。

オミクロン株は、人は死なないのに、なぜ火葬場を増やすのでしょう。ワクチンは、エイズに似た症状が出ると、モンタニエ博士。ドイツ、オーストラリアは、エイズの症状が出たと２２年１月に発表しています。

広域火葬計画は、１９９５年、阪神・淡路大震災、死者６，０００人を教訓に、この後、できたようにお伺いをしております。

広域火葬計画の概要をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　環境課長、お答えいたします。

川田議員もおっしゃられましたとおり、広域火葬計画は、大規模災害により市町村が被災した場合に、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは火葬を行うことが不可能となった場合に、県内外の火葬場を活用して、広域で火葬が行えるよう、県、市町村、火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めたもので、高知県地域防災計画に基づきまして、平成２６年６月に、高知県が広域火葬計画を策定しておるところでございます。

高知県広域火葬計画の中で、市町村、それから火葬場設置者の役割を災害発災時における対応について示されておりまして、市としましては、本計画に基づいて対応していくことになろうかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　概要をお聞きいたしました。

資料には、オミクロン株の感染力の高さは、各方面から指摘されています。死者数も再び全国的に増加し、災害発生時と同様に広域火葬計画の整備が重要と書かれています。

弱毒化した、ただの風邪のようなオミクロン、しかし、日本では火葬場の需要逼迫に備えて、応援依頼などの整備を指示しています。

世界は、日本より先行しているので、後を追いかけていて、世界全体の縮図は見えています。超過死亡を想定しているか、２１年はこの結果は出していません。では、２２年がやばいということでしょうか。

人は死なないオミクロン、なぜ厚労省は広域火葬計画を出すか根拠は何でしょう。

自分の決定こそ、権利であります。全然、人が死んでないのに、今から厚労省は死んだ人のことを考えている。死んだら即日火葬です。だから２類を外さないのでしょう。

２２年、超過死亡が２１年を超える可能性を視野に入れているのでしょうか。

厚労省の通達の意図は、どのような背景があると思われますでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　環境課長、お答えいたします。

厚労省の通達の意図といいますか、内容といいますか、質問だったというふうに理解しておるのですけれども、厚労省の通達の内容としましては、先ほどの広域火葬計画ですけれども、基本的に、災害発災時の際に、火葬をどういうふうにしていくかというふうな計画になっておるのですけれども、今回の通達としましては、災害発生時と同様に、オミクロン株などの感染

症のまん延時においても、緊急の事態に対応できるようにということで、広域火葬計画に沿った火葬体制の事前の準備といいますか、整備をお願いしますというふうな内容であるというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　超過死亡は６万人、戦後最大です。背景には、超過死亡が関係している。厚労省の人口動態調査によると、昨年９月までの死亡数は１０７万５，０００人。同月を見ると前年より５，９８０人増えています。これは、東日本大震災を超える数字で、戦後最大となっています。

超過死亡とは、例年同期の死者数に比べて、どのくらい亡くなったかを数字にしたものです。

国立感染症研究所での調査でも、前年同期の新型コロナウイルス以外の超過死亡は５万５，９３０人、呼吸器系疾患１万１，１５３人、循環器系疾患２万４，７２３人、老衰１万１，３０１人、がん１万３，５９３人、自殺４，３２７人と、いずれも増加です。

しかし、新型コロナウイルス以外の死者が急増する理由として、じっくり考えても答えが出ません。ワクチン関連死は、根拠を求めるのが難しいです。だが、国民に多くの疑念を抱かせている以上は、国も説明が必要だろうと考えます。

再質問になります。

本ガイドラインは、新型インフルエンザが全国的に流行した場合、各地域において埋火葬が円滑に実施されるよう、地方自治体や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたものです。

当市において、死者が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上火葬に付すことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性が考えられるのは、どのような状態になることか具体的な数字をもってお示しください。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　環境課長、お答えいたします。

具体的な数字というところでしたので、災害の状況であったり、規模であったりというところで、具体的な数字というものが変動はしてくるとは思いますので、大まかな部分で、具体的な数字が抜けてしまいますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

広域火葬計画なのですが、災害が発生した場合におきましては、災害の規模にもよるのですけれども、災害の発生直後に、市内の死者数の把握を行いまして、また本市の火葬場の被災状況も確認する中で、火葬能力を超えた死者数が発生し、市の火葬場では火葬を行うことが不可能となった場合には、広域火葬が必要と判断いたしまして、高知県に広域火葬の応援をお願いすることになろうかと考えております。

ですので、災害の規模に応じて、具体的な数字というのが変動してくるというふうに思いますので、そこの具体的な数字というのは、申し上げにくいというような状況ではございます。

議員言われるように、今回のオミクロン関連で言いますと、死者数の発生とか、死者数がどのぐらい長期間継続して発生するかも、当然、算定といいますか、要請になってくるのですけれども、それ以外に、火葬場の作業員がオミクロン株に感染して、市の火葬場で火葬を行うことが難しくなった場合などにつきましても、広域火葬ではないですけれども、近隣自治体に、宿毛市としては火葬のお願い・協力をしていくようにはなろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　スウェーデンはマスクなし、ワクチン接種なしで、自然に免疫をつくるということで進みました。今はほとんど、１日の死亡者はゼロに近づいております。

厚労省の人口動態、２１年９月調査等が出ておりますけれども、大人と子供の両方に深刻な被害と死が続いております。

幸い、当市ではそのような状況は出ておりませんけれども、そうかといって喜べる状況ではないということです。

アメリカでは、コロナそのものよりワクチンがはるかに危険であると論じています。

コロナで死亡者を膨らませ、ワクチン死亡者数を過少報告していました。政府によるワクチンの自主申告システムでは、有害事象４０分の１に過少申告しているという結論が出ております。

イギリスでは、コロナから人々を守る最善の方法はワクチンと言っていましたが、接種後２１日間で３万３０５人の死亡を明らかにいたしました。

イスラエルは、死者４万８，０００人、有害事象３７万５，４００人。

ブラジルは、ワクチンでの死亡者数が、５カ月で３万２，０００人。

日本も同様の経過を進むことがないように、願っております。

世界では、このように、日本では考えられないし、また情報も入ってまいりません。私が調べに調べて、こういうことをお伝えしております。

コロナ感染症は、世界の流れは急速に変わっています。イギリスも、コロナと共に生きると。まだ何万人も出ておりますけれども、方向を転換いたしました。でも、まだ日本は最中でございます。コロナから守るのが最善の方法がワクチンであるという状況から、世界の状況は多くの犠牲者とか、そういう有事の事態に悩んでいる、苦しんでいる方がたくさんいらっしゃるという、この世界の状況について、行政としてはお答えにくいかもわかりませんけれども、この世界の状況、いずれ日本は周回遅れでございますので、こういうことにならないように願っているわけですけれども、世界の状況をお聞かせしましたけれども、どういうように思っておられるのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

通告のありました内容につきましては、世界のワクチン接種による死者数について、お答えできる範囲でというふうにお聞きしていたかと存じますので、お答えいたします。

世界のワクチン接種による死者数につきましては、根拠のある正しい情報を本市のほうでお示しすることができませんので、お答えできる内容のものがございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　世界の状況、当市としては持ってないということでございますので、私が今、調べに調べて、アメリカではこうだ、イギリスではこうだということを、市民の皆さんが判断する材料にしていただいたら、それでもう結構でございますので、行政として今、お答えをいただきました。

それでは、次へ進みます。

１０万円臨時特別給付金について、お伺いをいたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、２０２１年度の住民税均等割が非課税の世帯や、２１年１月以降に収入が減少

して、住民税非課税相当の収入になった家計急変世帯に対し、１世帯１０万円の臨時特別給付金を支給するとあります。

給付金の支給時期など、市町村により異なり、また家計急変世帯は、支給するための手続が必要であります。

全国の送付日を見ると、１月早々から始めているところもあり、自治体によって様々ですが、令和３年１月に送付事務を始めている自治体は３８あります。

２月上旬、１１の自治体がありました。今回の１０万円特別給付金は、令和３年度、住民税非課税世帯、令和３年１月以降に非課税世帯と同じくらいに収入が減った家計急変世帯、住民税非課税世帯向けの給付でございます。

どちらに当てはまるかで、支給時期が違ってくるなど、自治体によって様々ですので、気をつけなければいけません。

当市の給付対象について、お伺いをいたします。

また、非課税世帯になるケースとして、生活保護者の方が対象ですが、３年度途中で保護世帯になった場合、現時点では生活保護者であっても、対象外など、基準日以降に保護世帯になった場合、世帯全員の令和３年度住民税均等割非課税世帯というのは、正確にいうと、令和３年１２月１０日が給付支給対象を判断する基準日になっているので、令和３年１２月１０日に住民税の支払いが免除されている世帯をいいます。

令和３年１月１日の時点で、生活保護を受けていると、その年は、はなから非課税世帯でありますが、１２月１０日時点で住民税免除の申請が済んでいなければ、生活保護を受けていても給付の対象外になります。

基準日以降の保護世帯について、基準日時点で住民税の免除がされていない場合について、対象になるかなどの関連質問をいたします。

お答え、お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　４番、川田議員の御質問にお答えいたします。

まず、非課税世帯の対象世帯について、改めて御説明をさせていただきます。

非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯につきましては、２通りあります。

１つ目が、世帯員全員の令和２年中の収入に係る住民税が非課税の世帯が対象となり、支給実施市町村は、基準日である令和３年１２月１０日において、住民登録のある市町村となります。

この対象世帯につきましては、当市で調査をしておりまして、既に確認書を送付させていただいている状況となっております。

２点目につきましては、令和３年１月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し住民税が非課税となる見込みである世帯が対象となり、支給実施市町村は、申請時点での住民登録のある市町村となり、申請期限が令和４年９月３０日までとなっております。

なお、基準日以降に生活保護世帯となった場合につきましては、ケースワーカー等と連携いたしまして、御本人に状況を確認する中で、家計急変世帯の要件を満たすことになれば、支給対象となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　給付対象者についてお伺いをいたしました。

次に、未申告者についてお伺いをいたします。

給付金確認書が届かないことがあります。税金の申告を済ませないと、確認書を送付しない自治体もあります。世帯の中に住民税の申告をしていない未申告の方が世帯にいる場合は、自

ら申請書による手続の必要があるところもありますので、当市としては、どのようになっていますでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　４番、川田議員の質問にお答えいたします。

当市の税の未申告者を含む世帯につきましては、課税状況が不明でありますので、確認書は郵送しておりません。

広報２月号に記事を掲載してありますが、未申告者の方は、まず税務課で住民税の申告をしていただき、世帯員全員が住民税非課税であると判断できれば、申請の後、給付金を支給することになります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　確認書が届かない場合が、まだほかにもあります。

修正申告について、お伺いいたします。

年度途中で住民税の支払いが免除になった場合も、確認書が送付されない自治体があります。

２０２１年１２月１０日以降の修正申告によって、令和３年度住民税非課税世帯になった場合、申請が必要だったり、問い合わせによって確認書が送付されたり、自治体によって対応が異なります。注意が要ります。

修正申告によって、３年度の住民税非課税世帯になった場合、もしくは住民税が免除された場合について、支給対象となるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　４番、川田議員の御質問にお答えいたします。

修正申告により、さかのぼって令和２年中の収入に係る住民税が非課税となった場合や、住民税が免除となった場合は、申請をしていただいて、給付金を支給することとなります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　給付金の振込について、お伺いをいたします。

給付時期は自治体で異なるが、全国から少しずつ、１０万円給付が振り込まれたよという声も聞こえています。

確認書が市に届いてから、どれくらいの期間で支給になるのか。また、世帯主以外の口座に振込ができるのか、どのような手続が要るのかについて、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　御質問にお答えいたします。

給付金の振込の時期についてという御質問をいただきました。

ただいま確認書の受付をしているところですが、初回の振込は３月中旬を予定しております。

その後は、確認書等を受付してから、おおむね２週間以内に振り込んでいく予定です。

また、振込先の口座については、原則として世帯主としておりますが、やむを得ない理由がある場合は、代理人の口座に変更することは可能でありまして、その代理人の方の口座情報を提出いただければ、対応させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　２０２１年度の住民税非課税でも、給付金の対象外になるケースがあります。どのようなケースでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　お答えいたします。

対象外となるケースにつきましては、世帯員全員が住民税非課税であっても、住民税が課税

されている他の親族の扶養を受けている場合は、支給の対象外となります。

ただし、例えば、３人の非課税世帯であって、２人の方がほかの扶養親族となられていて、１人は扶養になっていないというようなケースもございます。そのような場合につきましては、支給の対象となりますので、確認書のほうを送付させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　これは、扶養の場合をお答えいただいたんですね。まだほかにあるんじゃないですかね。出ない場合。

まだ抜かってませんですかね。ほかに出ない場合があると思いますけれども。

○議長（寺田公一君）　それは質問ですね。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　お答えいたします。

対象とならない場合は、誰かの扶養となっているという場合にしか対象とならないというふうになっています。

ほかにはありません。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　均等割と所得割がかからない場合は、当然なりますけれども、所得割がかかっている場合、均等割がかかってなくても、所得割がかかっている場合というのがあるのじゃないですかね。いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　税のことですが、所得割がかかる人は、必ず均等割というのがかかるそうですので、そういうことはあり得ない状況となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　住民税非課税というのは、均等割も所得割もかからないということでございますので、均等割がかかって、課税の方もいらっしゃいます。これは国の規定上、かからないのが国の規定ですので、片一方、どちらかかかっている場合もありますので、そういうことは自治体によって予算をとって、給付をするということもありますけれども、このあたりは、ちょっとお聞かせいただいてよろしいですか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　税制上の話になっていますので、少しお時間ください。

○議長（寺田公一君）　暫時休憩いたします。

午前１１時２２分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１１時２６分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君）　税務課長、川田議員の再質問にお答えします。

まず、給付金の対象になる部分で、住民税非課税世帯ということですので、均等割、所得割両方ともかからない方について、対象となります。

先ほど、川田議員が少しお話されていましたけれども。

あと、住民税の場合、所得割と均等割とありますが、所得割がかかっている方については、均等割もかかります。均等割だけの方、所得割をかからずに均等割の方もおりますが、ただそういった方について、どちらにしても非課税ではないですので、そういった方については、今回、対象にはならないということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　どちらもないのが、国

の規定になっておりますけれども、均等割がかかっている方も、所得割がかかっていなければということで、自治体にとって、予算を取って、そういう方へも給付しているところもありますので、ちょっと残念だなと思っておりました。

次いきます。

家計急変世帯の申請についてでございます。

申請手続について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　４番、川田議員の質問にお答えいたします。

家計急変世帯の申請についてということで、御質問をいただきました。

令和３年１月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税となる見込みの世帯が対象となりますので、令和３年１月以降の任意の１カ月の収入が、以前と比べて減少したことの分かる資料を添付して申請していただき、世帯員全員が非課税となる見込みであると判断できれば、支給の対象となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　申請手続をお伺いいたしました。

再質問でございます。

申請期限は９月３０日です。申請者が自ら申請書の提出をすることとなっていますが、審査に時間はどれくらいかかるでしょうか。振込はいつからになるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　川田議員の再質問にお答えいたします。

審査につきましては、約２日程度を予定しておりまして、受付をしてから本人の口座に支給するまでは、約２週間程度を必要とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　それから、扶養者との離別、離婚とか、そういう、なった場合についてお伺いをいたします。

住民税課税の方でも、離婚や死別等により２０２１年１２月１０日の時点で、世帯全員の住民税が非課税となっていれば、給付金の対象となります。この場合も、確認書が届かない場合があるので、確認が必要です。当自治体はどのようになっていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　４番、川田議員の御質問にお答えいたします。

令和３年度課税において、税の扶養となられていても、令和３年１２月１０日の基準日において、扶養者と離別、死別している場合や、行方不明となっている場合などは、既に扶養されていないものと判断できますので、それにより、世帯員全員が非課税であり、かつ全員が課税者の被扶養者でない場合は支給対象になりますので、申請の後、支給することとなります。

なお、基準日以降の離別等につきましては、それを理由として給付の対象とはなりませんが、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合など、家計急変世帯の要件を満たせば、支給対象となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　行政からは、確認書は出していますが、本人の手元に確認書が届いていない場合があります。

どのような状況のことを言われますでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　４番、川田議員の質問にお答えいたします。

手元に届いていない場合は、どのような場合かという質問をいただきました。

宛先不明で、転居などをされていたりとか、宛先不明で福祉事務所へ返送された場合は、できる限り居所を調査し、再送する対応を取っているところです。

また、確認書を御自宅に送付しているにもかかわらず、返信がないというようなケースもあるかと思いますが、それにつきましては、職員が個別に状況、訪問するなど調査を行いまして、できる限り受給につなげていけるよう、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　厳しい社会状況の中、住民の生活はかなり疲弊をしております。一人として取り残されることがないように、注意をしていただきたいと思います。

土佐の匠について、お伺いをいたします。

濱中伸也さんが、２１年１０月、県の匠に認定されまして、宿毛市でも２２年２月２日から８日まで文教センターにおいて、商工会主催で開催されたのを拝見させていただきました。

今回は、作品の数も増えて、御本人のさらなる向上心に敬服をいたしております。

宿毛の宝物が増えました。浜中さんが宿毛にいてくれて本当によかったと思います。

県に審査の過程などを伺ってみますと、珊瑚協会の方ほか８名が認定協議会のメンバーで、３つの規準に該当したということでした。

その基準とは、持っている技術が優れていて、しかも一級並みのもの。

２つ目として、１５年間関わり続け、年齢が３５歳から７０歳を満たしている。

３つ目として、今も活動中で、さらに普及振興、後継者に努力をしていることが満たされているということです。

そこで、県の役割を伺いました。

表彰して終わりですか、とお聞きしました。表彰して終わりだと、県の職員の方は言われましたが、それは違うのではないでしょうか。まだ継続するものがあるのではないでしょうか、と伝えますと、１９年に土佐の匠の方をお呼びして、作品展など広報活動をしたと言っておられました。

そこで、濱中さんに、宿毛市に今度、新庁舎ができますので、濱中さんの作品を置くのはどうだろうかと、県の職員にお聞きいたしました。

すぐに賛同してくれましたが、それは県の話でございます。

同じ質問を当市にお聞きしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

県の職員に聞いたということでございますので、そのことについてはあれですが、市役所庁舎に作品を常設する考えはないかというふうな形での通告を受けておりますので、その点についてのみ、答えさせていただきたいというふうに思います。

議員からも御説明いただきましたように、宿毛市押ノ川の組子細工職人でもあられます濱中伸也氏が、令和３年度の土佐の匠に認定をされたところでございます。

土佐の匠とは、議員のほうからも御説明ありましたが、古くから受け継がれてきた伝統技術の優れた継承者として、高知県より認定をされる制度となっております。

濱中氏の曲線を用いた優雅な組子細工は、組子アートと称されまして、風景や生き物など、様々なデザインを表現をしているところでございます。

一般的な組子細工が、三角形や四角形の幾何学模様を作り出すのに対しまして、組子アートの制作には、曲線を切り取るという独自の技術が必要とされておりまして、この高い技術が評価をされ、今回、土佐の匠として認定されたとのことであります。

宿毛市から土佐の匠に選ばれましたのは、２５年ぶり、そして２人目の快挙でありまして、実に喜ばしいことでありました。

この土佐の匠への推薦につきましては、宿毛商工会議所が推薦者となっておりますが、その理由の一つといたしまして、濱中氏が宿毛商工会議所青年部のメンバーといたしまして、イルミネーションなどのイベントに巨大な組子ドームを出展するなど、皆さんも見られたと思います。自分も夜、見に行って、動画に撮ってインスタとかにアップをさせていただいたところでもございました。

○議長（寺田公一君）　川田議員に申し上げます。

川田議員の一般質問の時間は既に９０分に及びましたので、会議規則第５７条の規定により、発言を禁止します。

この際、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時３９分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　１時０２分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　皆さん、こんにちは。

私ごとで恐縮ですけれども、何回か一般質問のこの場に立たせていただきましたが、実は午後からの一般質問というのは、今日が初めてでして、そういったところで、何かまた別の空気が流れているなと感じながら、この場に立たせていただきました。皆さんの眠気を誘うような一般質問にならないように頑張りますので、どうかよろしくお願いをいたします。

今回は、３つの項目について質問をさせていただきます。

まず、初めに質問いたしますのは、国民健康保険料の保険料水準の統一についてでございます。

こちらの質問も、中にはこれまでの川村の質問の内容と若干傾向が変わってきたなと思われる方もいらっしゃるかもしれません。実際、私自身、余り得意な分野ではございません。

では、なぜこの質問を取り上げることになったかと申しますと、実は、先月の２月２３日の高知新聞の２３面なんですが、「統一国保料３３市町村上昇　県が試算　正式合意へ」こういった大きな見出しの国保料の保険料水準の統一に関する記事が出ました。

この記事を見た方から、これはどうなっていくんだろうかと、宿毛市、今後この保険料の水準でどういった影響があるんだろうかと、御質問を受けました。

そこで、この一般質問の機会に、その方のいろいろな不安や疑問も払拭すべく、私も不慣れながら、学ばせていただければということで一般質問に取り上げさせていただきました。

ということで、国保料に詳しい方は、これまでの流れも御存じの方いらっしゃるかもしれませんが、私も勉強の意味で、質問をさせていただきたいと思います。

平成３０年度に制度改正がなされたということですけれども、これは都道府県にも財政責任を負わせた現行の制度となっていると思います。この３０年度の制度変更、制度変化によって、特に保険税率を決定する仕組みがどのように変わったのか、そのあたりをお答え、お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

川村議員の一般質問にお答えをいたします。

眠気を誘うことがないように、できるだけ答弁をさせていただきたいと思います。

まず、国民健康保険制度につきましては、従来、被保険者に高齢者が多いために、どうしても医療費水準が高くなることや、また被保険者に低所得の方が多いということ。また、保険者に財政基盤が脆弱な小規模市町村が多いなどの構造的な課題を抱えておりました。

そのような状況を踏まえて、国保制度の安定的な運営と持続可能性を確保するため、平成３０年度に従来の市町村単位での運営に加えて、県全体の国保財源を管理をする、財政責務の主体となる大きな制度改正が実施をされました。

このことによりまして、大きく変更となった財政の大まかな枠組みについて、御説明をさせていただきます。

まず、制度改革前におきましては、市町村において、その年に係る国保の給付、これは被保険者が医療機関にかかった際に支払う自己負担金の―― すみません、答弁書１枚忘れておりました。

すみません。制度改正前におきましては、その年に係る国保の給付、これは被保険者が医療機関にかかった際に支払う自己負担金の残りの部分を、保険者として支給するものになりますが、この給付費総額の見込みを立てて、その金額から国庫負担金等の歳入を差し引いたり、市のほうで実施する特定検診等の保健事業分等の歳出を加算する中で、必要な金額を算出して、不足する分を国保税で賄うために、その税率を決定していくという流れでありました。

これに対しまして、現行の国保制度では、その年に係る給付費については、全額が県のほうから普通交付金として交付されますが、その代わりとして、県が財政運営の責任主体として、当該年度の県全体の国保財源を賄うために必要となる保険料を積算し、それを事業費納付金という形で、市町村に割当をするという流れになっております。

市町村は、割り当てられた事業費納付金から、特別創生交付金等の歳入を差し引いたり、保健事業費等の必要な歳出を加算して、国保税として必要な額を算出することになっております。

したがいまして、現行の市町村国保制度においては、県に納める事業費納付金が保険税率を決める上での基礎となる点について、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　平成３０年度の制度改正についての御説明をいただきました。

また、答弁書を１枚忘れるという高等テクニックで笑いを誘うという、すばらしいお答え、ありがとうございました。

事業費納付金が保険税率を決定していくということですが、それでは県全体の必要額を市町村に配分していくということになると思いますが、どういった要素をもとに配分していくことになるのか、こちらを御説明お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

再質問にお答えをいたします。

事業費納付金の額がどのように決定されているのかについて、お答えをさせていただきます。

まず、県は、当該年度の県全体の国保財源を賄うために、必要となる事業費納付金を算出し、それを各市町に配分していくことになります。

その配分率を決める要素となりますのは、被保険者の数、それから世帯数、所得水準、医療費水準の４つになります。

このことによりまして、被保険者数や世帯数が多ければ多いほど、所得水準が高ければ高い

ほど、また医療費水準が高ければ高いほど、事業費納付金は高く配分をされるという仕組みになっております。

なお、事業費給付金算定基準につきましては、国の示す納付金ガイドラインに基づき、都道府県が市町村と協議の上、決定するということになっております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　国保制度の現状について御説明をいただいておりますが、それでは少し視点を変えまして、宿毛市の現状についてお伺いをいたします。

制度改正以降の宿毛市の決算状況について、具体的に各年度の決算はどのようになっているのか。そしてまた、現在の基金がどのようになっているのか、この点について御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

それでは、お答えいたします。

制度改正がされた平成３０年度以降の決算状況について、お答えをいたします。

まず、平成３０年度につきましては約５，２００万円の黒字、令和元年度につきましては約４，４９６万円の黒字となっており、令和２年度については約２，４５９万円の赤字となっております。

次に、国保の財政調整基金残高につきましては、本年２月１日現在で約１億１，３４０万円となっております。

また、宿毛市においては、中学生までの医療費無料化の地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置分について、ほかの保険の被保険者との受益と負担の公平性を図る意味から、一般会計から繰入をするということにしておりますけれども、この分については、平成２７年度分からの総額、約６，７１０万円を一般会計からまだ繰入をしておらず、今後の基金の保有状況によって、この額を繰入することとしております。

なお、令和３年度につきましては、現状では約４，５００万円の赤字決算となる見込みとなっておりますので、令和３年度末時点において、国保税が不足した場合の事業費納付金に充当できる財源としては、約１億３，５５０万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　今の答弁の中で、２年続けて赤字決算になるということでしたけれども、税率改正後の見込みについては、どのように試算していらっしゃいますでしょう、お答えください。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　川村議員の質問にお答えをさせていただきます。

今後の税率改正の見込みについてでございます。

議員御指摘のとおり、本来であれば２年続けての赤字決算となる見込みであることを踏まえ、国保税率の引き上げを行うべきところではありますが、新型コロナウイルスがいまだ収束していないことや、基金状況も踏まえる中で、令和４年度につきましては、国保税率の引き上げは行わないこととしております。

令和５年度以降につきましては、再度、状況を精査する中で、引き上げについて検討を行うこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　ここでも新型コロナウイルスの感染拡大が影を落としているということですけれども、それでは保険料水準の統一について、お伺いをいたします。

平成３０年度からの現状については、大枠でありましたが御説明をいただきましたが、さて、現在、保険料水準統一の協議が行われているのか。そしてまた、統一となれば、宿毛市にどのような影響を及ぼすことになるのか、こちらについて御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

まず、現在、議員御指摘のように、保険料水準統一の協議が行われている最中でございます。この保険料水準の統一の検討に至った背景について、御説明をさせていただきます。

平成３０年度の制度改正から４年を経過する中で、明らかになった課題といたしまして、先ほど答弁をした事業費納付金の配分方法の問題があります。

現行の事業費納付金においては、被保険者数や所得水準に加えて、各市町村の医療費水準が配分要素となっておりますけれども、この納付金算定方法によれば、特に被保険者数が少なく保険基盤の弱い市町村においては、何らかの理由で医療費が急激に上昇した場合に、後年度の納付金が増額をし、急激に国保税率を増やさないといけないという状況が生じてしまう危険性をはらんでおります。

こういった状況の中、国においては、令和２年５月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領を見直しまして、将来的には、都道府県での保険料水準を統一することを目指すことを明確化しております。

これを受けた高知県においても、令和２年１２月に運営方針を見直し、統一保険料に関しての議論を行う方針を示し、現在の協議に至っております。

次に、保険料水準の統一が宿毛市に与える影響について、お答えをさせていただきます。

まず、宿毛市は、県内の自治体の中では、医療費水準が比較的低い市町村となっておりまして、現行の事業費納付金算定においては、被保険者１人当たりの事業費納付金の分が少なくなっている状況でございます。

したがいまして、県内保険料水準が今後統一されることになれば、宿毛市の被保険者にとっては、短期的には保険税負担が増加してしまうということになっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　それでは、続けて再質問させていただきます。

保険税負担の増加について、宿毛市にとっては、具体的にどの程度になるのか。今現在、わかる範囲で結構ですので、お答えをお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　市民課長事務取扱。

○副市長兼市民課長事務取扱（岩本昌彦君）

保険料水準統一後の保険料につきましては、現在、県と市町村代表で構成される国民健康保険運営検討協議会の幹事会において、基準案を検討しておりまして、先日、現状案における試算結果が示されたところです。

試算結果によりますと、所得割の率が現状の１２．３％から１．４４％増の１３．７４％、均等割額が３万５，５００円から２万３，１６６円増額の５万８，６６６円。平等割額が３万３，８００円から４，１３０円増額の３万７，９３０円になることとなっております。

なお、このうち、均等割額と平等割額につきましては、世帯の所得状況によっては、７割、５割、２割の軽減がされることとなっております。

また、現在、示されている保険料水準統一に係る県のスケジュール案につきましては、令和６年度から水準を統一し、６年間の激変緩和措置期間を設ける中で、１２年度に保険料の完全

統一を目指すというものであり、当該スケジュール案が決定された場合、宿毛市におきましても、保険料水準統一に伴う増額分につきましては、段階的に税率を引き上げていく必要があると、このように考えております。

なお、試算結果につきましては、現状での素案であることに加えて、令和３年度の納付金算定ベースで試算したものでありますので、あくまで参考値としての数字であることについて、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　本市への影響ですとか、負担の増加について参考となる御答弁をいただきました。

先ほど申しました２月２３日の新聞では、全ての市町村が、この件について賛成ということでしたが、改めてこの件について宿毛市のお考えをお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきたいと思います。

保険料水準の統一に関しましては、これまでも高知県から意見照会がされる中で、宿毛市としての意見もお伝えをしてきたところでございます。

今回の保険料水準の統一が、県内国保の持続可能性の確保を目的としたものであることや、宿毛市においても、今後、被保険者数の減少が想定されることも踏まえまして、将来的な保険料水準の統一については、避けられないと考えております。

しかしながら、現状では、宿毛市は医療費が低く、国保税が相対的に低く抑えられている状況を踏まえ、いつ保険料水準を統一するべきかは、慎重に判断する必要があると考えているところでございます。

また、負担の公平性を考える上では、サービスの公平性も重要な視点となってまいりますので、離島などでも同じ医療サービスが受けられるように、県として医療提供体制を均てん化していただくことや、県全体として医療費を抑える仕組みづくりが必要であると、そのように考えております。

このため、将来的な保険料水準統一の必要性については理解するものの、県が提案する令和６年度から水準を統一し、緩和措置を講じる中で、令和１２年度に水準統一を完成させるという案に対しては、現状では反対の立場で、水準統一を後年度にしていただくように要望をしているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　この件につきましては、市長の今の答弁の中にもありましたように、保険料、医療費の高い市町村には、もっとそれを抑制するように努力をしてほしいという思いもありますし、また統一するのであれば、各市町村の医療体制も統一していただきたいと、そういった意見があるのも正直なところでございます。

これから令和１２年度に向け、県との間でもいろいろな検討や議論が重ねられていくことと思いますけれども、本市の現状や実情や思いもしっかりと伝えていただいて、いろいろ不安を持っている市民の方もいらっしゃいますので、この件に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の、まず最初の質問、統一国保料の件について、質問を終わります。

それでは、次は、県会議員の議員定数の件について、質問をさせていただきます。

こちらのほうも、新聞等でよく報道されておりました。高知県議会の議員の定数や選挙区の在り方、つまり区割りなどについて検討する議

員定数問題等調査特別委員会というものを設置しまして、これから高知県議会の議員定数をどのようにしていくのか、また区割りをどういうふうにしていくのかという特別委員会が開かれました。

こちらの特別委員会を設置する、まず大きなきっかけとなりましたのは、逆転現象といわれるものでした。

現在、定数１である香美市選挙区、これは合併前は、土佐山田町、香北町、物部村という２町１村が合併して香美市になったんですけれども、こちらの選挙区、定数１です。

そして、定数２である吾川郡選挙区、こちらは合併前はいの町、それから仁淀川町、この２つの町を選挙区とするところですけれども。

そして、我が宿毛市・大月町・三原村選挙区、こちらも定数２でありますが、この定数１と定数２の選挙区で、逆転が起きている。

香美市は、これらの２つの選挙区よりも人口は多いのに、定数１である。こういった逆転現象、つまり１票の格差の問題があるのに、これをこのまま放置したまま、選挙を進めていいのかということを主たるものとする特別委員会なんですが、正直申しまして、私は県議会議員の定数、宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数を減らすことには反対です。

なぜなら、この宿毛・大月・三原は、農業・林業・水産業という第一次産業が幅広く展開されており、また生産・加工・販売といったものに対しても、県外の大手企業と連携をしたりですとか、最新の技術を導入したり、積極的に取り組んでおります。

このことは、県下全体にわたる第一次産業の課題や問題点が集約されており、また第一次産業の未来を考える意味でも、大きな指針となる地域であると考えているからです。

また、西南中核工業団地も有し、様々な分野とのつながりも重視すべきものだと思っております。

また、教育面に目を転じれば、日本一学校名の長い学校ということでも有名であります、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合立篠山小学校・篠山中学校があります。

こういった面でも、教育面でもお隣、愛媛県と深いつながりがございます。

また、お隣、愛媛県とは、産業・経済の分野でも深いつながりがあり、人的にも、また物流面でも、大変強いつながりを持っております。

また、県下唯一の有人離島ということで、沖の島、鵜来島があるという、こういった地理的な特色も持っております。

こういった大変大きな特色や、またいろいろな意味で、深い意味合いのあるこちらの選挙区の定数を、単なる人口比例だけで２から１に減らしていいものなのか。電卓をたたいただけの、ただの机上の論理だけで定数を減らすという、そういった動きは、私は大変、地方に住む者として不安であり、問題視すべきものだと思っております。

市長は、県議の定数の問題について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

高知県議会議員定数についての御質問でございます。

高知県議会の議員定数につきましては、県議会におきまして、議員定数問題等調査特別委員会が設置をされまして、協議が行われていると承知をしているところでございます。

県議会の議員定数について、市長の見解をとの御質問でございますが、県議会議員は、自治体と県庁のつなぎ役として、大変重要な役割を果たしていただいておりまして、特に人口減少

が著しい郡部の声を県政に届けていただくために、大変重要であり必要不可欠な存在であると考えております。

そうしたことからも、宿毛市・大月町・三原村選挙区として、国勢調査結果を基に、人口比例原則に基づく試算により、議員定数が削減されることにつきましては、基礎自治体を預かる首長といたしましても、大変大きな問題であると認識をしているところでございます。

当然、議員は一人でも多く、地域から輩出をしたい、そういった思いでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　ありがとうございました。

１点、抜かっておりました。とりあえずというと、ちょっと言葉は悪いですけれども、来年春の統一地方選挙は、現在の区割り、現在の定数のままでいくということで、県議会としても、次の国勢調査の状況も鑑みながら、定数のことはまた議論を重ねていくということで、ある意味、先送りになっているような状況もございますが、私は以前もここで、参議院議員の合区の問題、徳島・高知の合区の問題についても話し合って、一般質問をさせていただきまして、なかなか地方の声が国政に届きにくくなるということを訴えたことがございました。

何とか各市町村と連携を取りながら、県とも連携を取りながら、この合区の問題解消に向けて動いてほしいと、市長にも訴えかけたのですが、今夏行われる参議院選挙も、その合区が解消されることなく、進んでいきそうです。

そしてまた、地方では、よく１０増１０減という言葉、お聞きになっているかもしれませんけれども、衆議院のほうの定数を、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、こちらの議員定数を１０増やして、逆に田舎、地方と言われている宮城、福島、新潟、滋賀、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、長崎、こちらの１０県、こちらのほうを一人ずつ減らしていこうという、こちらの改正案を進められて議論されているところでございます。

こうして、どんどんと地方の声が届かなくなってまいります。何かというと、皆さん１票の格差、１票の格差と申しますけれども、１票の格差、確かにある意味、最も分かりやすく、安易に不公平感を誘発できることではありますが、その解消、そしてまたこの解消は、あっちを増やしてこっちを減らすという単なる数字の操作で行われてしまうものなんですが、そんな数字の操作でいい政治ができるのか、いい日本が築けていけるのか、ということも非常に疑問に感じるところです。

よくこの論議になりますと、どうしても地方はお年寄りの方、御高齢の方が多いので、そういうところの議員を出すと、そういう高齢者の意見ばっかりしか聞かないような政治、国ができてしまうんじゃないか、というような意見があります。

若者の意見がなかなか政治に届きにくいんではないかという、そういった声もありますけれども、誤解を恐れず乱暴な言い方をさせていただくならば、高齢者やお年寄りに寄り添った政治の何がいけないんでしょうか。若者も若年層も、いずれは高齢者になるわけですから、人生の後半戦、豊かに暮らせる、そういった国を、地方を作り上げていくのに、何の異論があろうかという思いもしますし、また、若者のことを考えていないというように、若者の意見が反映されないというふうに申しますけれども、黙っていても若者が集まってくる都市部よりも、若者がどうしたら地方に残ってくれるのか、若者をどうしたら呼び寄せることができるのかという、若者のことを一番考えているのは、地方で

はないかという思いもしております。

すみません、県議の定数のことから、ちょっと国のほうに移ってしまいましたけれども、非常に人口の少ないところの議員の定数を減らしていこうというこの流れは、非常に私としても、先ほども何度も申し上げますが、反対の立場、疑問を持つところです。

そこで、これからも県議の定数については、話し合い、検討が今後も行われていくようですけれども、市長には、ぜひとも大月町、三原村とも連携をしまして、この宿毛市・大月町・三原村選挙区の特色ですとか、特徴、また熱意を県議会のほうにも届けていただきたいと思っておりますが、連携しての定数削減への問題、市長、いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

非常に難しい問題にはなってこようかというふうに思います。ただ、そういった形の中で、それぞれの首長の方々としっかりと意見調整をしながら、自分たちの代弁者として、しっかり県のほうで御活躍をしていただいている議員の方々ではございますので、この方々の意見も聞きながら、しっかりと自分たちの首長の意見もまとめていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　やはり地方から、人口の少ない地域からも、どんどんと声を上げていくことが大切だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、県議の定数についての質問は、以上といたしまして、３番目の質問、誤伐採の件について、質問をさせていただきます。

今回、この件を質問するようになりましたいきさつについてですが、実は、昨年、この誤伐採の事例に遭遇することがございまして、私もいろいろな方々に相談を受け、また意見を聞き、団体や個人の意見を聞いてまいりました。

また、現地にも赴きました。そこで見聞し体験したのは、誤伐採に対応することの難しさ。もちろん山の境界というのは、宅地や、それから田畑に比べて、非常に境界線が難しいということも重々承知をしておりますけれども、そんな中でも、誤伐が絶えないということで、難しさを痛感をいたしました。

また、被害を被った山林所有者の方々の無力感や焦燥感というものも、本当にじかに感じました。

今回、一般質問の場で、誤伐の件を取り上げることにより、少しでもそういった誤伐がなくなるように、そういった誤伐採の抑止力になればという思いで、質問をさせていただきます。

それでは、まずはじめに、誤伐に関する訴えや相談、問い合わせというようなものは、課のほうで受け付けているということはあるのでしょうか。そちらの現状について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

誤伐採に関する相談は、宿毛市森林組合や林業事業体などの方が、山の所有者等の事情に精通しておりますので、そういった方々から、誤伐採の疑いがあるのではないかとか、伐採届は出ているのか等、そういった情報提供や相談などを頂くことがあります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　市のほうにも幾つかの相談や、情報提供がなされているということでしたが、私も人の家の山の木を切ったら、いくら何でも怒られるだろうと。最初、相談を受

けたときは、単純にそう思っていたのですけれども、いろいろな、先ほども団体や機関に相談に行ったり、説明を聞いたりした中で、確かに山の境は難しいので、若干、間違って切ってしまったというのは、よくある話なのですけれども、私が聞いた事例は、約１町の山、坪数にすると３，０００坪になるのですかね、それだけの広い面積を、隣や近隣の地権者の、まるで同意がなしに、自らに都合のいい、誤った地図をもとに、近隣の地権者に何の連絡も相談も報告もなしに切ってしまったという事例でしたので、正直、これは警察にも行ってみました。

これは、勝手にこれだけの面積の木を切って、罪にならないんだろうか。

警察の見解ですけれども、切っただけでは罪にならないということでした。立件できないと。これがもし切って、搬出して売りに出せば、窃盗となり窃盗罪が問われるけれども、切ってそのままにしておけば、何も罪に問えないということでしたので、うんっと思いまして。

例えば、器物損壊とかには当たらないのですか、とお伺いしましたら、器物損壊にもならないということで、これはある種、業務上の過失ではないですかって問いましたら、それにもならない、ということでした。

なかなか警察は、ただ山に入って木を伐採しただけでは、罪に問えないという答えでした。

また、弁護士のほうにも、一応、事例を挙げて問い合わせをしてみたんですけれども、弁護士のほうでも、なかなかこれを、警察でも言われたんですけれども、物的な証拠がないといけないと。

これが故意であるのか、過失であるのか、それをきちんと分けられる物証がないと、状況証拠だけではどうしようもないと。もし裁判に訴えた場合でも、非常にこういったことは長く時間もかかるし、時間もお金もかかるので、ちょっとお勧めできませんねという、弁護士からの返答でした。

こういうふうに、確かにそう言われたらそうかなという思いもしますけれども、実は、この誤伐採を繰り返している業者があります。

実は、今回、いろいろ調査する中で、自分が知っているだけでも１０件近い誤伐をしたとこだよねと。ああ、あそこがまたやったか、というような業者でした。

確かに故意に誤伐をしたという証拠はありませんけれども、そういった法の目と言いますか、それをくぐり抜けて、相次いで誤伐を重ねているのであれば、本当に悪徳な業者であると思いますし、もし本当に過失で誤伐を行っているのであれば、これだけの件数、誤伐を行うということは、非常に境界に対する認識が甘いですし、倫理観というか、職業意識の薄れた悪質な業者であると思います。

そして、こういった業者が、本市において事業を展開しているということは、本当に真摯に、誠実に山と向き合い、木と向き合っている、そういった業者、自伐型林業で頑張っていこうと、山と共に生活し、生きていこうという人たちにとっては、大きなマイナスです。業界全体のイメージ悪化にもつながりますし、これは許されることではないというふうに思っております。

そして、その中で、弁護士さんがおっしゃるのには、行政には伐採届というものが出るというのであれば、警察も弁護士も手が出せないことであるので、行政が行政指導をしていくのが一番いいのではないか、というお答えをいただきました。

この件に関しての見解、対応をお伺いしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、川村議員の一般質問にお答えいたします。

誤伐採されてしまった後では、対応が非常に難しいことは、議員御指摘のとおりでございます。

こういったことから、市が情報を把握した場合には、林業担当が現地に赴き、状況把握に努めるとともに、業者に対し指導を行うなどの対応を行っております。

また、誤伐採が起きないように、先ほどおっしゃられました伐採届ですけれども、届出の段階で伐採をしようとするものが、隣接所有者に同意を得ているかの確認を行うなど、防止に対しての取組も進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　もちろん、先ほども申しましたように、誠実に、真摯に林業に携わっている方もいらっしゃいますので、必要以上に何もかも厳しくするということはないとは思いますけれども、やはり悪質な業者なり、悪質な人がいるというのは事実でございます。

また、もう切られてしまったものは仕方がないということで、半ば諦めて、余り表沙汰にと言いますか、訴え出ない方もいらっしゃいます。

そういうふうに、発覚しない、埋もれてしまった誤伐の問題について、こういった悪質な事案をなくすためには、どのように取り組めばいいとお考えでしょうか。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、川村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、相談があるという件で答弁させていただきましたが、森林組合などから、市内の山林の伐採情報をいただいた中で、伐採届が提出されていないと思われるものについては、林業担当が現地に赴き、状況把握、業者指導を行っているところというのを、先ほど説明させていただきました。

誤伐採につきましては、昨今、宿毛市のみならず、全国的にも大きな問題となっていることから、森林法施行規則等を改正し、運用が見直されておりまして、令和４年４月１日からは、無断伐採等への対策が強化されます。

これまでの伐採届に加えまして、伐採が終わった日から３０日以内に、状況報告を求めるなど、誤伐採の防止に努めていくこととなっております。

今後、市といたしましても、関係機関と連携しながら、無断伐採や誤伐、故意の場合の盗伐等を行った者への指導等を徹底し、防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　伐採届の件について、一つ質問をいただきましたので、お答えをいただきたいと思うのですが、誤伐をされた山林所有者のところに、後日、伐採した側から、伐採届の書類を持ってきたので、後から出すことも可能で、やはり出さないといけないので、これに署名捺印して市役所に提出してくださいと。自らの住所、それから名前、署名捺印の上、持ってきたそうですが、その山林所有者の方が、その届出を見た時に、そこには誤伐採した、誤伐であるという記載が一言もなく、これに自分も署名捺印してしまえば、この伐採は正式に合意の上で伐採をされた山だということで、書類上は残ってしまうんじゃないか。これでは承服しかねるので、伐採届に対して、非常に不信感というか、このままではいけないんじゃないかという意見だったんですけれども、そういった誤伐された山の伐採届の取扱いといいますか、どのようになっているのでしょうか。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、川村議員の再質問にお答えいたします。

誤伐採が発覚した業者等につきまして、誤伐採に至った経過のわかる顛末書も添付していただきます。

これに追加の伐採届、提出を求められたという伐採届、そこの部分を添付していただいて提出するよう指導しておりますので、誤伐に至った経過がわかる書類、こういったものが残るようになっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　誤伐を行ったという確かな書類も残るということで、安心をいたしました。

今回、誤伐について取り上げましたけれども、誤伐をされてしまって、被害を受けた山林所有者の方々、何名かお話を聞きましたけれども、皆さん金額的な、そういった被害を被ったことで、嘆かれたり、怒ったりしている方は、正直おりませんでした。

まず、皆さんが被害を被って、何よりも怒っていらっしゃる、そして悲しんでいらっしゃるのは、先祖が守り育ててきた山林を、全く知らない間に、そしてまた心無い業者に荒らされてしまった。なきものとされてしまったという、先祖から受け継いだもの、それを踏みにじられた、そういった思いで、怒りや悲しみを語られる方が多かったと思います。

山林というのは、最近は木材の高騰がありますので、以前に比べると資産価値も高まってはきておりますが、本当に山林を持っている方というのは、資産の「し」の字は資本金の「し」ではなくて、志の「し」や、思いの「し」だ、そういう資産だと思います。山林というのは。

そういったことからも、今後、この問題が宿毛市から１件でも減るように、担当課も頑張っていただきたいと思います。

そしてまた、今回、誤伐を調査する中で、行政というのは、市民にとっての大きな防波堤であると。市民を守る最初で最後の砦だという思いを、大変強くいたしました。

行政の職務は多岐にわたりますし、その内容も多様化しております。様々な事例に対応すること、本当に皆さん、日々の職務の中で大変なことと思いますが、どうか市民の盾となって、困難に立ち向かっていただきたいと思っております。

市長、行政の長として、市民の大きな防波堤となる、その行政の在り方、決意というもの、お聞かせいただければと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきたいと思います。

やはり今回の問題、誤伐なのか盗伐なのかというところもあろうかと思いますし、また、警察、それから弁護士のほうで、なかなか解明できないような問題であるとか、いろいろ問題があるんだなというふうに聞かさせていただきました。

行政指導という形の中で、一定、行政としてできることもあろうかと思いますので、そういった形の中で、しっかりと指導をしていかなければならない、そのように思います。

また、行政というのは、いろいろな形で、そういったものを事前に防ぐ、または市民の方々に知っていただく、そういった広報活動というのも、正直、得意分野でありますので、しっかりとこういった問題が宿毛市内にもあるよということを、市民の方々にも知っていただくことによって、そういった間違いがないような抑制にもつながっていくのかなというふうに思っているところです。

どちらにしても、市民の方々が困っている、そういったことに、できる限り寄り添って、市民の目線、立場になって、行政運営していかな

ければならないということは大前提でありますので、これからも先進事例を勉強してというお言葉、すぐ使わせていただきますが、いろいろな他の自治体の事例等もしっかりと調査をする中で、宿毛市、しっかり行政運営していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　市長はじめ市役所の皆さん、期待をしておりますので、どうか来年度もよろしくお願いをいたします。

それでは、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午後　１時５７分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　２時０９分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　１１番、公明党の野々下でございます。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま議長に発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

早速質問に入ります。

まず、はじめに、市長が今議会の行政方針で取り上げた人口減少対策の奨学金返還助成事業について、お伺いいたします。

この事業については、昨年の９月議会において提案申し上げた制度でありますが、早速取り上げていただき、事業化に取り組んでいただきまして、感謝申し上げます。

私たち公明党は、学びたい人が進学を諦めることない社会を目指して、一生懸命に取り組んでまいりました。お金がないから高校に行けない、大学に行けないということがあってはならないということで、奨学金制度の充実、また経済的理由で高等教育を諦めたという人をなくしていこうということで、返済の要らない給付型奨学金にも、全力で取り組んでいき、実現をしてまいりました。

今回のこの奨学金返還助成制度は、ボイスアクションといって、全国の町なかで若者の声を直接聞く取組を行っております。

そういう取組であったり、ユーストークミーティングといった、若者と直接、懇談会を行っておりまして、この取組の中で多く寄せられた声であります。

以前には携帯電話の番号を持ち運べる、業者から業者へ、以前は持ち運んだ場合には、番号を変えなくてはいけなかった。このポータビリティ制度、これを変えなくてもよくする、これもこの取組から出た制度であります。

最近では、コロナ禍でなくてはならない血中酸素濃度を測るパルスオキシメーター、これもある最先端で活躍する、取り組む青年医師からの提案がありました。

これを早速取り上げて、今、全国に広がってきております。

こういう若者の声の実現のために、全力で取り組んできたところであります。

この奨学金返還支援制度は、昨年６月時点で、全国で１，７１８自治体の中で、３３府県４８７市町村が、今、実施をされているわけでありますが、そこで市長にお伺いをいたします。

全国の中でも、結構早い段階での奨学金返還助成制度の取組となりますが、この制度に取り組む市長の思い。また、この制度で宿毛市が売りとしているところはどこなのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

奨学金返還助成事業につきましては、本年度９月議会において、野々下議員より御質問をいただきまして、国や他の自治体の制度なども参考にする中で、事業実施に向け、積極的に検討をしてまいった、そういった事業でございます。

本事業に取り組むことによりまして、奨学金利用者の負担軽減はもとより、本市への移住・定住の促進や、各産業における担い手不足の解消にもつながるものと、大いに期待をしているところでございます。

都市部の大学等へ進学をされた方、また就職をされた方の中には、卒業後、あるいは将来的には本市へ帰りたいと、そういった思いを持たれている方が多くいらっしゃると、そのように思います。

この制度は、そうした宿毛出身者が安心してふるさと宿毛へ帰ってくる、そういったきっかけとなるように、そして定住につながるよう、複数年にわたる支援制度であることなど、Ｕターン希望者を応援するといった制度であることを、しっかりとＰＲをしまして、積極的に活用をしていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　奨学金返済が必要な、卒業を控えた学生や、まさに苦労しながら返済をしている方にとっては、本当にありがたい制度だなと思います。

ここに独立行政法人の日本学生支援機構がシミュレーションをした、返還のシミュレーションがあるのですが、これをシミュレーションに合わせて宿毛市の事例を合わせてみますと、例えば１カ月５万円の奨学金を受けて、４年間で２４０万円を借りて卒業します。

卒業後に、１５年で月賦返還をするとなると、年間１６万円の返済となります。

そのうちの１２万円を５年間、宿毛市が肩代わりをしていると、してくれるということになるため、自身の負担は年間４万円となり、収入の少ない若い人たちにとって、本当にありがたい制度だなと思います。本当に若い頃、収入少ないですので、そういうときにこの５年間、こういう制度があってもらえるというのは、本当にありがたいなと思います。

奨学金返済が必要な若者が、どこに住居を置くか考えたとき、返済を肩代わりする制度のある自治体を選択するのは、当然であろうと思います。

しっかりとＰＲをしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そこで再質問でありますが、新規事業等調査表を見ますと、予算規模は毎年５人を見込んだ予算立てとなっております。予算を超える申請があった場合、また助成対象者の就業先、また職業によって、規制を設けているかどうかについて、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

助成対象者の人数につきましては、令和４年度予算におきましては、今、議員おっしゃったとおり、５名分の予算計上をさせていただいておりまして、助成期間は、一人当たり５年間を予定をしているところでございます。

なお、各年度とも予算の上限を超える申請があった場合におきましては、適宜、補正予算の対応等も検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございますので、できる限り対応をしていきたい、そのように考えております。

また、就業先等の規準につきましては、正社員やアルバイト等で就業している方や、自ら起

業している方、そして個人事業を営む方と、その専従者を対象としておりまして、公務員は対象外とする、そういった予定としております。

なお、就業先につきましては、本市に居住し、市外へ通勤される場合も想定されますので、市内に限定するものではございませんが、申請時には、就業や事業等を行っていることの証明書の提出を義務づけるなど、一定の条件を設けさせていただくこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　一定の条件はあるものの、市内に居住するということが基本条件ということで、申請が予算オーバーするようなことがあれば、補正予算も考えてくれるということでありますので、非常にハードルが低く広い内容であり、歓迎をいたしたいと思います。

以上で、この問題を終わりたいと思います。

次に、子宮頸がん予防ワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨の再開がされるということで、この件について、質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

誰もが幸せに暮らすために健康であることは、とても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康に対する予防は、極めて重要な課題であると感じている高齢者１年目であります。

ただ、長生きするだけではなく、生涯を通じて、元気で充実した生活を送れることを、このコロナ禍で多くの方が身に染みて願われているのではないかと思います。

この質問は確認という形になりますが、よろしくお願いいたします。

そこで皆さん、今月の３月１日から今日まで、３月８日までは、厚生労働省が定める女性の健康週間であり、今日３月８日は、国連の定めた国際女性の日となっております。知っておられましたでしょうか。

国立がんセンターによると、２０歳から３９歳までのがん患者の約８割が女性だそうであります。その背景には、乳がんや子宮頸がんなどの女性特有のがんの増加があるようであります。

こうしたがんから命を守るには、検診による早期発見、治療が重要となります。

そこで、まず乳がん、子宮頸がんの受診率はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

本市の令和３年度検診受診率は、乳がん検診が１１．５％、子宮頸がん検診が７．９％となっております。

これは、３月１日現在の数値であるため、今後も受診者数及び母数が変更になることが見込まれますので、確定の数値ではないことを御了承ください。

また、この受診率は、乳がん検診が４０歳以上、子宮頸がん検診が２０歳以上の全ての女性のうち、宿毛市の実施する検診を受診された方のみの受診率となります。

職場検診等で受診されている方もおられますが、市が実施する検診しか把握できておりませんので、その方々を受診者に含めることができないため、このような受診率になっていることをお断りしておきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ただいま御答弁ありました。本市の令和３年の検診受診率は、乳がん検診が１１．５％、子宮頸がん検診が７．９％ということですが、この数字は、宿毛市で実施する検診を受診された方のみの受診率とな

っており、会社等で社会保険を使っての受診者は、この数字に入ってこない。そのために、低い受診率となっているということであります。

ここに全国の受診率がありますので、参考までに申し上げますと、乳がんの検診が、４０歳から６９歳までの対象で、２０１０年が３９．１％、２０１９年が４７．４％。また、子宮頸がんが、２０歳から６９歳までが対象で、２０１０年が３７．７％、２０１９年が４３．７％となっており、徐々にではありますが、着実に受診率が上がってきているということで、非常にうれしいことであります。

これからも受診率向上への取組の強化をお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、病気になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、健康寿命の延伸のために、子宮頸がん予防ワクチンの積極勧奨の再開について、お伺いをいたします。

子宮頸がん、今も年間約１万人が罹患をし、約２，８００人が死亡しており、患者数、死亡者数とも近年増加傾向にあります。

子宮頸がんの原因であるＨＰＶ、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐＨＰＶワクチンは、国の２０１１年度からのワクチン接種緊急促進基金を活用し、ワクチン接種緊急促進事業を経て、２０１３年に定期接種となっております。

それで、小学校６年生から高校１年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。

一方で、２０１３年６月より、国は積極的勧奨を差し控えるとしたために、多くの自治体が対象者への通知を止めてしまい、公費助成当時の接種対象者であった１９９４年度から１９９９年度生まれの女子では、７０％程度近くあったワクチン接種が、一時、１％未満にまで激減をいたしました。

厚生労働省は、このたび、再び令和２年１０月と昨年１月の２度にわたって、この感染症の定期接種の対応及び対象者への周知について、通知を発出し、市町村にＨＰＶ定期接種対象者へ情報提供の徹底を求めております。

そこで、本市では、これまでこのＨＰＶワクチンの接種対象者に対して、どのような周知を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

これまでの子宮頸がんワクチン接種の対象者への周知につきましては、先ほど、野々下議員のほうから御紹介がありました令和２年１０月９日付厚生労働省健康局長発出の通知に従い、令和３年度に１２歳から１６歳になる女子及びその保護者に対しまして、昨年３月にパンフレットを個別に送付し、情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　国から指示されたとおり、きちっと周知を行ってきたということでございますが、このＨＰＶの積極勧奨に関しては、現在までに産婦人科学会や小児科学会などの専門家、国会議員連盟や医療従事者有志の団体からの要望や接種の機会を逃した市民からの署名など、ＨＰＶワクチンの積極的勧奨の再開を求める動きが非常に大きくなってきております。

そして、昨年１０月１日に開催された厚生労働省の専門部会では、ＨＰＶワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけました。

また、１１月１２日に再度開催された同部会では、再開に向けた課題について対応を整理した上で、積極勧奨を再開することを正式に承認

をし、厚労省は、後日、令和４年４月からの再開を決定をし、１１月２６日付で接種を担う自治体へ通知を発出しております。

このＨＰＶワクチンの積極勧奨は、再開されることになったわけでありますが、この制度の趣旨を踏まえて、これまで個別通知をしていた世代も含めた全対象者に対し、国の方針が変わったこと及び積極的に接種をお勧めする旨の、わかりやすい丁寧な訂正案内を速やかに通知すべきと考えております。

そこで、ＨＰＶワクチンの積極勧奨が再開される情報提供について、どのような周知方法を予定をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、昨年３月に行った情報提供のための個別通知は、積極的勧奨を差し控える状況の時期にありましたので、予診票は同封しておりません。

希望される方は、市へお問い合わせをいただき、接種希望の意思表示をした上で、予診票を発行する対応といたしました。

令和４年度に行う対象者への通知におきましては、案内書類とともに予診票を同封し、積極的勧奨を実施する予定となっております。

また、広報やホームページ等に情報を掲載いたしまして、対象者への周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　先の通知においては、案内書等、同封していなかったわけですが、今年度行う対象者への通知は、案内書類とともに予診票も同封し、積極勧奨を実施していくということですが、誰もが正しく理解できる、丁寧な案内書としていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に移りたいと思います。

ＨＰＶワクチンの対象者が小学校６年生から高校１年相当ということなので、非常に保護者の判断、理解というのは大きいわけでありますけれども、そのあたりの認識度合いというのは、どのような認識評価をされているのか、お伺いをいたします。

併せて、本市においては、対象者は何名おられるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

昨年のＨＰＶワクチンに関する情報提供を行った後も、問い合わせ件数は多くなく、保護者の皆さんがどのように認識評価をされているのか、全体的な把握はできておりませんが、情報提供前は、延べ接種回数が年間１０回にも満たない程度であったところが、今年度は、昨年度の１０倍以上の接種数となっておりますので、積極的な勧奨はしておりませんが、情報提供をもとに、ワクチンの効果とリスクを理解した上で接種することを判断された方も、一定数おられたことがわかっております。

また、情報提供後の問い合わせの中には、ワクチン接種は受けたほうがいいのかや、以前、報道にあった重い健康障害は宿毛でもありましたか、といった接種に迷いがある内容のものもありましたが、その方々もワクチン接種のメリットを考え、接種を検討されている方がほとんどでありましたので、送付したパンフレット等を見て、内容を御理解いただけたものと認識しております。

今後、送付予定の通知に関しましても、皆さんが御理解しやすい案内文書の作成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、接種対象につきましては、令和４年度に対象となる小学校６年生から高校１年

生相当の３９９人となっております。

なお、令和４年度に個別通知をする対象者は、標準的接種年齢とされる中学校１年生から高校１年生相当の３１８名を予定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　昨年の情報提供の問い合わせの状況や接種回数を見ると、理解していただいていると認識しているということでありますが、本年の対象者が３９９人、本年度、また個別通知する対象者が３１８人と、昨年、今年と３００人を超える方が対象となっております。

中には、正しく理解されない方もおられるのではないかと思いますので、きめ細やかな、気配りの対応もよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、ＨＰＶワクチンに関する接種の高まりを受けて、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった高校２年生以上の保護者の方や、定期接種の対象年齢を過ぎてからＨＰＶワクチンのことを知った方もおられます。

自費で接種するには、３回の接種が必要で約５万円程度かかると言われておりまして、自費で接種するには非常に高額のために、費用が原因で接種を諦めたという声もお聞きをしているわけであります。

昨年１０月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨の差し控えによる影響に関する推計が示されております。

２０００年から２００３年度生まれの女子のほとんどが、接種しないまま定期接種対象年齢を超えており、これらの世代、このまま接種しなければ、子宮頸がんの罹患者は約１万７，０００人、死亡者は約４，０００人増加する、増えるという可能性が示唆されております。

そこで、この大阪大学の研究結果に、どのような思いを持たれるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

大阪大学の研究結果に対しましては、本市として、コメントすることはできませんが、先ほどから申し上げておりますとおり、令和４年度から積極的勧奨を再開するよう、国の方針が示されてましたので、本市におきましては、今後も国の方針に沿って、対象者には丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　国の方針に沿って、取組を進めていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、キャッチアップ接種の対象者、人数についてお伺いをいたします。

厚生労働省は、本年１月２７日、積極的な接種勧奨を中止していた期間に、機会を逃した１９９７年から２００５年度生まれの女性に、公費で接種するキャッチアップ接種の運用法を決めたと報道されておりますが、その期間や具体的な対処方法についてお伺いをいたします。

併せて、本市での対象者、対象数は何人おられるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

本市におきましては、積極的勧奨が差し控えになったことにより、接種機会を逃した全ての方に対して、予診票を同封した個別通知を一斉に行う予定としております。

対象者は、ほかの予防接種と同様に、御自身で接種を受けられる医療機関に予約をし、本市から送付された予診票を使用して、対象期間内に接種を受けていただくこととなります。

なお、キャッチアップ接種の期間につきましては、令和４年４月から令和７年３月までの３年間となっております。

また、キャッチアップ接種の対象者は、平成９年４月２日から平成１８年４月１日生まれのＨＰＶワクチン接種が完了していない４８２名となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　キャッチアップ接種の対象者は、平成９年４月２日から平成１８年４月１日生まれの４８２名の方が、自身で医療機関へ予約をしなくてはいけないということなので、送付された予診票を使って対象期間内に接種を受けるということですが、対象期間内、今言われた３年間が、一斉に送っておりますので、対象期間は皆同じだということで、受け取ってから３年間の間にキャッチアップ接種を行ってくださいということでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、自費で接種された助成制度については、この費用助成については、国として助成は決めてないということでありますので、この問題は取り下げたいと思います。

以上で、ＨＰＶに対する問題は終わりですが、この問題、いずれにしましても、積極的勧奨が再開するに当たっては、丁寧な取組をお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に３項目めの、帯状疱疹ワクチンの効果について、お伺いをいたします。

帯状疱疹の予防についてですが、最近、７０代の男性の方から、宿毛市で帯状疱疹ワクチンの接種ができる病院を調べてほしいという相談を受けまして、帯状疱疹にワクチンがあることを全く知りませんでしたので、少し調べて、勉強させていただきました。

この帯状疱疹というのは、子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もあると思いますが、水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はこのウイルスは体の中に、神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって再発症するということがあり、それが帯状疱疹といわれるものになるというものであります。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の９０％以上の方に、体内に潜んでいて、５０歳を境に発症率は急激に上昇し、６０歳代から８０歳代でピークを迎えます。

８０歳までに、約３人に１人が帯状疱疹になると言われております。

１９９７年から、宮崎県内で実施している帯状疱疹の調査において、帯状疱疹は５０歳以上に多いことが明らかになりました。

さらに、この１０年で２０歳代から４０歳代の発症率も増加傾向にあるということであります。

過去に一度、感染して免疫力のある人は、その後、自然感染によって免疫が増強されるというブースター効果が得られますが、皮肉にも１歳以上３歳未満の子供を対象にした水痘ワクチンの定期接種化によって、水ぼうそうにかかる子供が減り、水痘・帯状疱疹ワクチンウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の一つと考えられるそうであります。

もう既に帯状疱疹にかかったことがあるという方もおられるかもしれませんが、体の左右どちらか一方に、最初はピリピリチクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。

そして、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って、帯状に現れることから、帯状疱疹と名づけられております。

神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、３カ月以上痛みが続くものを帯状疱疹神経痛（ＰＨＮ）と呼びます。

このＰＨＮは、焼けるような締めつけるような持続性の痛みや、ずきんずきんとする痛みが特徴で、帯状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで皮膚症状が治っても、５０歳以上の方の２割に神経の損傷による痛みが続くＰＨＮになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。

また、帯状疱疹が現れる部位によって、顔面神経痛や麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることもあります。

この帯状疱疹は、日本では厚生労働省により、２０１６年３月に５０歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として、この効果が追記されました。

２０１６年からある水痘生ワクチンに加えて、新たに２０２０年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などの免疫が低下している人でも、接種できる点が優れております。

帯状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。

そこで、帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

帯状疱疹のワクチンの効果につきましては、野々下議員から詳しく御説明をいただきましたとおり、ワクチンを接種することで免疫を強化し、発症率を軽減させ重症化を予防することや、帯状疱疹後神経痛を防ぐ効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　帯状疱疹に対する効果はあると認識しているということでありますが、そこで次の質問に移ります。

本市においても、５０歳から８０歳までに、３人に１人は帯状疱疹に罹患する方がおられるということになるということでございますが、思っていたより多くの方が罹患して、辛い思いをされていることになります。

私もそうでありましたが、帯状疱疹にワクチンがあること自体を知らない人が多くいるのではないかと思います。

そこで、本市においては、どの病院で帯状疱疹ワクチンの接種ができるのかとか、周知や接種の案内はしてあげるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

現在のところ、帯状疱疹ワクチンは定期接種として位置づけられておりませんので、積極的に広報や啓発を行う予定はありませんが、市民の皆様からお問い合わせがあった場合には、適切な情報の提供や説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　今、御答弁の中に、定期接種として位置づけられていないために、積極的な啓発は、なかなかできないという話でございますが、結構な人数が罹患して痛い目に遭うわけでありますので、問い合わせがあった場合には、ぜひ、丁寧に教えてあげていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、先ほども述べましたが、帯状疱疹の発

症率は、５０歳を境に急激に上昇し、６０歳代から８０歳でピークを迎える。高齢化が進む中で、シニア世代の方々が元気に活躍をされることは、とても大切なことでありますし、また高齢になってからの強い痛みは、とても苦痛だと思います。

しかし、帯状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで１回８，０００円程度、不活化ワクチンは１回２万２，０００円程度と高額で、しかも２回接種しなければなりません。

名古屋市においては、生ワクチンに対して、１回４，２００円の自己負担。不活化ワクチンに対しては、１回１万８，８００円の自己負担を、医療機関に支払うことで接種ができる体制になっております。

全国的にも、接種費用の一部の助成が徐々に始まっております。そこで、本市においても市民の健康を守るという観点から、帯状疱疹ワクチン接種の助成ができないか、所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　野々下議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予防接種には、定期接種と任意接種があります。定期接種とは、予防接種法に基づきまして、市町村が実施しなければならないとされている予防接種でありまして、そして任意接種とは、国がそのワクチンを使用することを承認しているものの、予防接種法に基づかない個人の判断で行われる予防接種のことであります。

帯状疱疹ワクチンの定期接種化は、過去に検討されておりまして、ワクチンによる疾病負荷は、一定程度明らかとなったものの、引き続き、期待される効果や導入年齢に関しては、検討が必要とされ、現在のところ、定期接種化には至っていない予防接種となっているところでございます。

本市としましては、定期接種の接種率向上を優先に取り組む方針でありますので、任意接種への助成を行うことは、難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　定期接種の接種率の向上を優先的に取り組む方針であるために、任意接種への助成は難しいということですが、定期接種も過去には検討された経緯があるということで、今後も意識を持って検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、４項目めの最後の質問になります。

重層的支援体制整備事業、社会福祉法の改正の内容・ポイントについて伺っていきたいと思います。

断らない相談支援体制の整備について、伺います。

地域共生社会の実現に向け、貧困や介護、孤立などに対応する市区町村の相談支援体制を強化する社会福祉法が、昨年４月１日から施行されました。

我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と、地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しております。

さらに、コロナ禍での事業の休業や失業などで、経済的な問題を抱える方が増え、今後も増加傾向にある社会の現状であります。

このような中、近年は個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、８０代の親が５０代の中高年のひきこもりの子供を養う８０５０問題や、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷や虐待、孤立死など、新たな課題が表面化をしてきております。

こうした複合的な課題を抱える人は、これまでの更生支援の法制度、支援の枠組みに当ては

まらないために、相談に行っても適切な支援につながらないケースが多く見られるようになってきました。

そこで、今回の法改正に伴い、市は相談支援体制の整備、いわゆる重層的支援体制の整備を積極的に推進すべきと考え、取組に対する意見や整備の在り方について、お伺いをいたします。

はじめに、今回の社会福祉法の改正の内容やポイントについて、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　野々下議員の一般質問にお答えいたします。

今回の改正の内容につきましては、地域共生社会の実現を図るため、住民が抱える課題が複合化・複雑化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども子育て世帯、生活困窮者など分野ごとに区切られていた制度では、対応の難しい制度のはざまのニーズに対しても、その人に合ったサービスにつなげることができる断らない包括的支援体制の構築を目指す内容となっております。

市町村が行う事業の枠組みといたしましては、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援と、大きく３つの支援が示されていまして、これらの支援を一体的に実施することとなっております。

具体的な内容といたしましては、１つ目の相談支援では、本人や家族の状況に関わらず、様々な相談を受け止める断らない相談支援を実施し、関係機関が連携して必要な支援機関につなぎ、訪問等により継続的な支援を行いながら、つながり続ける伴走型支援を行うものであります。

２つ目の参加支援では、ひきこもりなど既存の取組では対応のできないはざまのニーズに対して、本人や家族の状況に寄り添いながら、地域社会とのつながりを回復するための取組を行うものであります。

３つ目の地域づくりに向けた支援では、地域社会から孤立することのないよう、居場所づくりや、住民相互の交流・活動の場を確保する地域づくりに向けた支援を行う内容となっています。

改正のポイントといたしましては、ただいま申し上げた３つの支援を一体的に実施するとともに、先ほど申し上げましたが、訪問等による継続的な支援や多くの機関が協働による支援を実施することで、断らない包括的な支援を行っていく、そういう体制の構築を目指すという内容となっています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　答弁の中で、新しく３事業があるという御説明で、この３つの事業を一体的に実施することで、断らない包括的な支援体制を目指すということですが、全てのニーズに応えていく、対応するということが、社会福祉法の趣旨でありますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、再質問になります。

社会福祉法が今回、改正されたわけでありますけれども、今までの相談支援体制というのは、各事業ごとに設けられておりまして、子供、介護、健康や生活困窮といった事業に分かれて支援が行われてきた経緯があります。

今、この３つの新事業があるということですが、改めて内容、大きな変更点としては、どういったところが中核となるのか、肝心なところの御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　野々下議員の再質問にお答えいたします。

今回の改正による、今までの違いという御質問をいただきました。

現状では、先ほど議員もおっしゃられました

ように、分野ごとに相談の支援窓口が区切られております。

新たな事業に示されている、断らない支援体制では、分野ごとに区切るのではなく、本人や家族の状況に関わらず、受け止める相談支援を一体的に実施し、また多くの機関が協働で支援を行い、状況によっては、訪問等による継続的な支援を行い、つながり続ける伴走型支援を行う点が大きな違いとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　今までのような各分野ごとの区切った支援ではなくて、本人や家族の状況に関わらず、受け止める相談支援を実施していき、つながり続ける支援を行っていく点が大きく違っているということで、きちっとした生活が、それぞれ取り戻せるようになるまで支援をやめないで、支えていくということだろうと思いますので、どうか伴走型支援ということで、よろしくお願いをいたします。

再々質問になりますが、今回の法改正の内容、趣旨、それから細部の事業内容についての部分は、今の御説明で十分に理解をいたしました。

それでは、現在の実態はどうなっているのか、本市にも社会福祉協議会をはじめ、相談支援、包括支援もありますので、コロナ禍で相談等も多くなっているのではないかと思います。

公的な課題を抱えている方の相談状況について、また本市での対応はどのように処置されているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君）　野々下議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会福祉協議会に寄せられた相談は、令和２年３月から令和４年２月末までのこの２年間で１，５５９件あり、相談のあった方々が利用した緊急小口資金等の特例貸付件数は、延べ５６１件となっております。

特例貸付制度の効果もありまして、複合的な課題を抱えた相談には至っておりませんが、窓口に寄せられる相談は、生活に関わる内容が多くなっている状況でございます。

宿毛市の相談窓口につきましては、先ほど申し上げましたように、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など分野ごとに相談窓口を設けておりまして、市役所以外でも社会福祉協議会や相談支援事業所等で相談を受け付けております。

それぞれの相談窓口で個別に受けた相談に対しましては、各担当課がその都度協議を行い、必要に応じて社会福祉協議会や相談支援事業所等の関係機関とも連携をしながら、複合化、複雑化した課題に対しても、途切れることのないきめ細やかな支援と、問題解決に取り組んでおりますので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて相談に来られた方々につきましても、本人や家族の状況に応じて、関係する担当課や各機関が連携をして対応をしている状況でございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　本市の状況ですけれども、本市においても複合的な課題を抱えて、市の相談窓口にお見えになるケースも多くなっているということですが、本人や家族の状況に応じて、各課でそういった調整を図りながら対応をされているということでありますけれども、一般的にこういう問題にも手を挙げやすくなってはきておりますが、なかなか自分から手を挙げられないはざまにいる方も、まだまだ多いのではないかと感じております。

積極的な取組をお願いをしておきたいと思います。

次の質問にいきます。

今回の社会福祉法改正に伴う重層的な相談支援体制の整備でありますが、国としては、任意事業であり手挙げ方式ということになっております。

各市で取り組む取り組まないは、各自治体で考えて対応をすることになっておりますが、高齢者福祉計画を見ますと、地域共生社会の実現をするために、取り組んでいくということでありますけれども、今回、こういった社会福祉法の改正に伴って、本市としても、重層的な相談支援体制整備事業への取組について、取り組んでいくべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

断らない相談支援を含めた重層的支援体制整備事業につきましては、改正された社会福祉法の規定により、令和３年４月からの任意事業として、実施することができるとされているところでございます。

このことを踏まえまして、宿毛市では、令和４年度から５年間を計画期間とする宿毛市地域福祉計画の中で、住民の抱える様々な課題に対応するため、地域の支え合いや多機関・多職種が横断的に連携することのできる包括的な支援体制の構築に向けて、取り組むこととしているところでございます。

重層的支援体制整備事業への移行につきましては、現段階で決定はしていませんが、既に取り組んでいる自治体の事例等を参考にしながら、今後の支援体制について、検討をしていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　市長の御答弁では、見解としては、移行についての決定はしていないけれども、前向きに検討して整備に取り組みたいというふうに解釈をいたしましたけれども。

本市として、地域福祉計画も間もなくでき上がるということをお聞きしておりますが、地域共生社会の実現ということは、当然、盛り込まれると思いますので、私としては、社会福祉法に基づいて、こういった取組は早く行っていただきたいなと思っております。

最後の質問になります。

私は、これまでも本市の福祉政策について、各分野別に質問をしてまいりました。

平成３０年１２月議会において、改正生活困窮者自立支援法を受けて、ひきこもり、また８０５０問題、生活困窮者の支援策について質問をいたしました。

市長は答弁の中で、実態調査は行ってないということで、関係機関との連携や有効な支援が行われる体制を議論し、構築していく必要があると答弁をしておりますが、まさに今回の社会福祉法で求められるアウトリーチを含めた、継続的につながり続ける伴走支援が求められる内容であったかと思いますが、あれから３年を経ておりますが、このひきこもり、８０５０問題、生活困窮者支援について、それぞれどのような進展があったのか、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

支援体制の構築につきまして、組織的な整備は、現時点で行っておりませんが、市役所内はもとより、社会福祉協議会や相談支援事業所等の関係機関と連携をとりながら、途切れることのない、そういったきめ細やかな支援と問題解決に向け取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、相談者お一人お一人の実情に応じまして、現に必要とする支援につな

がるように、引き続き、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活困窮をはじめとする様々な相談が、それぞれの相談窓口に寄せられている、そういった現状もございますので、今後の支援体制の在り方につきましては、今ある地域資源との整合を図りながら、必要に応じて庁内組織や職員体制の改編についても、研究をしていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　支援体制の構築については、組織的な整備は現時点で取り組めていないということですが、庁舎内を見ると、福祉事務所また長寿政策課や健康推進課も近くにあり連携もすぐできると。

また、社会福祉協議会等とも意見交換が十分にできていることは、私もよく理解できますし、そういった環境は、非常に重要なことだと思っております。

それを生かしながら、先ほどあったように、アウトリーチを含む伴走型支援、継続的な支援に取り組んでいただき、一日も早く、重層的支援体制整備事業へ移行していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わりますが、各担当課におかれましては、大変丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

また、河原福祉事務所長におかれましては、今年度をもって退職をされるということで、今議会が最後の登壇ということでございますが、個人的には、いろいろややこしい質問が多かったと思いますが、その都度、丁寧な対応をしていただきましてありがとうございました。本当に長い間、御苦労さまでございました。

以上で質問終わります。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午後　３時０８分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　３時２０分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　９番、山戸　寛です。

この議場で行われる一般質問、いよいよ最後の質問ということになったわけなんですけれども、私も今まで、いっぱいいろんな質問をさせていただきました。今回は、非常にシンプル、直線的。ただ自分が知らないことを聞くというだけのことで、しかも時間的にも長い質問ではないと思いますので、しばらく御辛抱のほど、よろしくお願いします。非常にシンプル、直線的な質問でございますので。

沖の島、鵜来島と一部地域のし尿処理について、お尋ねいたします。

私のところでも、年間四、五回という頻度で業者の方にお世話になっていながらも、あまりにも知らないことが多くある、当市におけるし尿処理の構造について確認する中で、沖の島と鵜来島という２つの有人離島を中心に、バキュームカーのアクセスに支障があって、し尿処理に困難が伴う、そういう地域の現状と市としての取組についてお尋ねしたいと思います。

まず、各家庭で出るし尿、私の記憶では、私の小学生の頃まで、ひょっとするともっと後までだったかもしれませんが、し尿は主として畑や田んぼの肥料として使われ、田舎の香水などと称して、各家庭で利用される一種の資源であった。実際、肥たご担いでなどという光景は、日常的に見かけられたものですが、それが今で

は、個人が勝手に処理することはできないということになっている。

このし尿処理という問題、現在、法的にどのように定義され、その処理の責任は誰が負うことになっているのか、極めて基本的なことから始めさせていただきますが、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　環境課長、山戸議員の質問にお答えいたします。

し尿は一般廃棄物に該当し、一般廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づきまして、市が一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じなければならないことになっていますので、一般廃棄物処理計画に従いまして、収集・運搬・処分を市の責務で行う必要があると認識しているところでございます。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　し尿処理は市の責務において実施しているということですが、具体的にし尿処理に係る責務として、どのようなことを行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

各家庭のし尿の収集運搬業務や浄化槽の清掃業務につきましては、市内の許可業者４社が行っており、各家庭から収集したし尿につきましては、和田にあります幡西衛生処理センターに持ち込まれ処理を行っています。

以上です。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　話がややこしくなりますので、特別のことわりがない限り、し尿処理という言い方は、特にバキュームカーによる便槽、あるいは浄化槽からのくみ取りを想定したものとして、質問を続けさせていただきます。

私たちは、とかくし尿処理に関して、直接、業者に連絡してくみ取りに来てもらい料金をその場で支払う関係で、その関係は個人と業者という民間同士の取引だと、そんなふうに思いがちであるのですけれども、法的には地方公共団体の責務として定義されている。

そうするときに、この処理業者の位置づけというのは、どうなるのでしょうか。

本来、市が主体であるけれども、事業を代行するという形になるのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

本市では、し尿の収集・運搬体制が十分でないことから、市町村の直営体制ではなく、許可制で実施しており、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１９条による、許可を受けた事業者がし尿の収集運搬業務及びくみ取り業務を行っております。

市は、条例等に基づきまして、一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可に関する事務を行っておるところでございます。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　し尿処理には、下水道が整備されたケースは別として、自己処理と業者による処理という形態の異なった長い歴史がある中で、現在では、業者による処理に統一されていて、法的に地方公共団体がその責務を負うという形になっている。

そこで、くみ取り料金についてお尋ねいたしますが、私のところでは、くみ取りしてもらうたびに、大体４，０００円とか５，０００円とか支払うことになるのですが、このくみ取り料金は、誰がどう決めるのか。業者がそのときの思いつきで決めるなどということではなしに、例えば１００リットルとか１０リットルとかの規準単位で、幾ら幾らと決まっていて、毎回の支払い料金に差が出るのは、その時々のくみ取

り量が違うからだと、そういう理解でよいのでしょうか。

インターネットで調べると、様々な市町村のくみ取り基準価格が示されているのですが、市内全域、距離の遠近とかの地域によって料金が違うのかどうなのかも含めて、くみ取りの際の料金体系について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

くみ取り料金につきましては、宿毛市、大月町、それから三原村のし尿処理業者が加入しています幡西衛生業組合で定めているところでございます。

組合に確認しましたら、１０リットル当たり１１０円を上限としており、最低料金としてくみ取り式では４，４００円、単独浄化槽では２万２，０００円、合併浄化槽では２万７，５００円となっております。

また、延長ホースを使用してくみ取り作業を行う必要がある場合につきましては、２０メートル当たり上限１，０００円の別途料金が必要となるというふうにお聞きしております。

なお、浄化槽につきましては、くみ取り料金とは別に、清掃料が必要となっておりまして、単独浄化槽で５，５００円、それから合併浄化槽では８，８００円となっています。

以上です。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　私たちが支払う金額の中で、くみ取り業者の方が人件費や燃料、バキュームカー等の減価償却費以外に、例えば処理センターに持ち込むし尿の量に応じて支払う料金など、業者の負担する料金があるだろうと思うのですが、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

許可業者が家庭からくみ取りを行ったし尿につきましては、バキュームカーで和田にあります幡西衛生処理センターに持ち込まれますが、その際に、幡西衛生処理センターの受入手数料としまして、１０リットル当たり１４円の料金が発生いたします。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　くみ取り料金は、市内全域多少の違いはあるにしても、同一の規準が適用され、吸引ホースの延長など特例的に追加の措置が必要な場合には、その分を負担してもらう。

その意味で料金体系は一定で、均等に係る部分と立地する条件というか、ホースの延長が必要となるなど作業の増加が必要な分については、一定の負担額が別途発生する。そういう形が現行の形である点、了解いたしました。

ところが、基準となる料金が市内全域、同一に固定されているとなると、それだけでは到底、作業を実施できないケースがある。

市内のほとんどは、その料金体系で問題ないとしても、中には例外的なケースがある。

その最たる例が、陸続きでない沖の島、鵜来島で、バキュームカーを現場まで運んだ上で、しかも急峻で狭隘、曲折の多い通路に、吸入ホースを何本もつないで作業をする必要がある場合など、その代金が市内のほかの地域並みだとなると、バキュームカーの海上運賃だけで幾らになるのか。到底、処理業者の負担でできるところではない上に、その経費を、くみ取りを依頼してきた島の方々に負担してもらうとなると、一体、１回何十万円になるのか途方もない高額なものになってしまう。そういうことになるわけです。

また、地域によっては距離が長くホースを何本もつながなくてはならないために、とても単独の業者だけでは処理できないなどといったケースがある。

このように、市内全域で適用されている料金体系だけでは対応できない、そのようなケースが、離島を含めて何か所あるのか。また、その際には、業者はどのような形で対応しているのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

栄喜地区の一部、五、六軒と沖の島、鵜来島が該当地区になろうかと思いますけれども、単独の収集業者では、収集作業に困難を伴いますから、幡西衛生業組合として、協働でくみ取り作業等を行っておるところです。

以上です。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　このように、市民に対するし尿処理の作業経費を業者と顧客のみで分担し合う形では、成立、通用しないケース。つまり、業者が原則に従えば、大損覚悟で作業を行わねばならず、業者が負担を回避して経費の負担をお客に迫れば、莫大な料金を支払わなくてはならなくなるケース。

地方公共団体の責務とされている業務において、こういった市民の平等、公正な負担という原則が崩壊、ないしは成立しないケースでは、当然、公共的な関与を伴うこととなり、地方自治体による関与、対応が必要となるわけです。

現に、市として、しかるべき対応がなされていることになっていますが、その内容について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

まず、栄喜地区の一部ですけれども、人家からバキュームカーまでの距離が遠く、延長ホースを使用しなければくみ取り作業が実施できないことから、延長ホースの設置作業を幡西衛生業組合が行っており、この延長ホースにつきましては、市が無償で貸し出しをしております。

沖の島、鵜来島のし尿処理に関しましては、収集業者が島内で収集の際に使用するバキュームカーの往復の運搬につきまして、市が起重機船を借り上げの上、実施しております。

また、収集日当日の収集作業員の渡航費用に関しましても、市で渡船の借上げを行い、収集業者に費用負担が発生しないようにしているところでございます。

これ以外にも、島での収集業務が効率的に実施できますように、事前にくみ取り希望者の名簿作成であったり、位置図の作成などの業務を市で行っております。

以上です。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　沖の島と鵜来島へのバキュームカーと作業員の派遣手段の提供や、アクセスが悪く吸引場所が離れている栄喜地区の一部などへのホースの貸出等々、市として公的に担っている部分についての御答弁を、今、いただきました。

これらの、今、御答弁いただいた措置というのは、市として廃棄物処理法の第１４条の規定にのっとったものであって、ここまでは市の責務においてなされているとしたものか、それとも業者や顧客に対しての一種の便宜を図ってのこととしたものなのか、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

沖の島、鵜来島のし尿処理に関する市の各種事業に関しましては、議員もおっしゃられましたけれども、廃棄物の適正な処理を図るための事業でありまして、市の責務として実施しているものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　これまでは、一種原則

的なことについての質問が中心でしたが、これからは少し方向を転換して、具体的な事例に即して質問したいと考えます。

沖の島と鵜来島にバキュームカーが運ばれるようになったのは、一体いつからなのか。また、し尿のくみ取り作業についても、初期と現在とでは変わってきているとお聞きしているのですが、その点、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

沖の島、鵜来島のバキュームカーを使用しました収集業務は、平成２４年度から開始をしております。

平成２４年度と２５年度につきましては、収集業者であります幡西衛生業組合に延長ホースの設置作業をお願いし、延長ホース料金は島民の負担としておりましたが、平成２６年度に県補助金を活用しまして市が島用に延長ホースを購入いたしましたので、これ以降は島民の方々に延長ホースの設置作業をお願いしているところでございます。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　延長ホースの設置を、島の方々が事前に行うようになったのはどうしてか。時間的な問題か、それとも何かほかに理由があったのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

道幅が狭く、バキュームカーの乗り入れが難しい人家の場合には、延長ホースを接続してくみ取り作業を行うこととなりますが、場所によりましては、くみ取り料金よりも延長料金のほうが高くなるといった経過がありまして、島民の方から延長ホース料金に対する改善要望がありました。

また、収集業者も延長ホースの設置や片づけ作業に相当な時間がかかるなど、作業方法に関する改善要望もあったことから、市としまして、延長ホースを用意いたしまして、延長ホースの設置作業は島民の方々に協力していただきまして、延長ホース料金の発生はしないという、現在の形をとっているところでございます。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　年に何回か、業者の方が行く。具体的には、どのような形で作業が行われているのか。

例えば、島以外のところでは、各個人が特定の業者に直接連絡して、何日に来てもらうということになるのですが、沖の島と鵜来島では、ほいほいとはいかない。どんな形で日程が立てられ、どんなふうに車や作業員が運ばれ、どんな手順で作業が実施されているのか、どうも不勉強で申し訳ない質問ではございますが、お尋ねしたいと思います。

どうかよろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

令和４年度の沖の島、鵜来島のし尿の収集業務の調整の最中ですので、これに沿って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、バキュームカーを運搬するための起重機船の海上運搬業務委託契約を令和４年２月４日に行いました。

また、２月初旬には区長等を通じまして、全島民にくみ取りに関する要望調査を行っておりまして、希望する世帯につきましては、環境課で名簿と位置図を作成いたします。

４月に入りますと、環境課職員が起重機船会社や渡船組合、幡西衛生業組合、それから地区長などと日程調整を行いまして、地区ごとにくみ取り作業の実施日を決定することになります。

実施予定日の１週間前には、起重機船の手配のための連絡調整を行いまして、３日前には、渡船組合に連絡をし、作業員移送用の渡船を３

隻確保していただくようになります。

実施日の前日には、支所を通じて島内の延長ホースの設置作業を、島民の方に実施していただくように依頼しておきます。

実施日前日の午後には起重機船が丸島に接岸いたしますので、許可業者４業者に連絡をしまして、収集運搬業務終了後に丸島までバキュームカーを運んでいただくように依頼いたします。

バキュームカー約１０台が集まりましたら、その日のうちに起重機船に積み込みを開始しまして、積み込み作業が終了次第、起重機船を沖の島に向かって出航させていただきます。

実施日当日は、午前６時ごろには４業者の従業員の方に、片島の渡船乗り場に集合していただきまして、渡船で環境課職員と共に沖の島へ移動します。

渡船で沖の島に到着いたしましたら、既に沖の島に到着している起重機船から、バキュームカーをクレーンを使って島に降ろしまして、収集作業員の運転によりまして、名簿をもとに、各家庭のくみ取り作業を開始いたします。

バキュームカーのタンク容量には限りがありまして、おおむね午前中にはタンクが満杯になることから、全車満杯になったところで、バキュームカーを起重機船に積み込みまして、丸島のほうに出航するようになります。

収集作業員は渡船で片島まで帰り、起重機船が丸島に到着するまでの間は、事務所等で待機となりまして、起重機船が丸島に到着する時間を見計らって収集作業員が丸島の現地に集合し、降ろされたバキュームカーに乗り込み幡西衛生処理センターに移動して、収集したし尿の積み降ろし作業を行い、当日の作業が終了となります。

以上のような作業内容を、年間４回から５回行いまして、沖の島と鵜来島のくみ取り希望世帯の収集業務を行っている形になります。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　いろいろ調整をしながらやられているというのはよく分かりましたが、今、御答弁いただいた両島でのくみ取り作業の実施主体というのは、一体誰になるのか。

島民、つまり市民からの要請に基づいた市のイニシアチブに応える形で、組合所属の業者が実施するのか、それとも業者が主体となっての事業を市が補助する形で実施するのか。

先ほどの便宜か責務か、重複するかもしれませんが、その点、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

沖の島、鵜来島の公衆衛生を確保する観点から、市の責任においてバキュームカーの海上運搬業務については、実施をしております。

島内でのくみ取り作業に関しましては、宿毛市一般廃棄物処理実施計画において、し尿の収集運搬業務は、許可業者４社が実施することとしておりまして、市内の許可業者４社が加入しています幡西衛生業組合を通じて、作業の実施をお願いしているものでございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　この沖の島、鵜来島のし尿処理は、市と業者、つまり幡西衛生業組合が、役割をそれぞれ分担する形で実施されている点、了解しました。

そこで、毎年度計上されるし尿処理費のうち、船舶借上料と一般廃棄物海上運搬業務委託料、令和４年度当初予算では、それぞれ９８万円と８２５万円が計上されていますが、この中で、し尿のくみ取り作業を行う業者への補填費用や保険料などは、どれだけ含まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

先ほどの議員のほうから説明があった予算額

の中には、収集業者への補填費用それから保険料等は含まれておりません。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　予算には、収集業者関連の費用は一切含まれていない。そうするとき、見るからに急峻で道幅も狭い両島の地形を考えれば、作業中の事故にはどう対処するのか。作業員の方々はもちろんのこと、高齢者の多い両島で、地区の住民の方々、作業を見ていたりして吸入ホースにあおられて転倒したり、負傷などという事故についても発生が気になりますし、何より海上運搬並びに移動中の事故など不測の事態にどう対処するのか。どのような措置が予定されているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　お答えいたします。

島民の方々には、けがの発生抑止の観点から、収集作業中にはホースに近づかないよう、注意喚起を毎年文書で行わせていただいております。

また、バキュームカー運搬に伴う海上輸送中の事故に関しましては、起重機船を所有する会社が損害保険に加入しておりまして、収集作業員の渡船、乗船中の事故につきましては、渡船会社が加入している保険での対応になります。

島内での収集作業の事故に関しましては、通常業務中の労務災害といたしまして、事業者ごとの責任で対応をお願いすることになります。

以上です。

○議長（寺田公一君）９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　再質問ですけれども、交通手段の確保はなされているし、一定の保険への配慮もなされている。とはいえ、まだまだ不備な部分があるのではないか。

というのは、離島での作業となると、作業員は高速の渡船に乗って短時間で帰れても、船足の遅い台船で運ばれるバキュームカーは、島での作業が終わった後も拘束される時間が長くなって、その日の作業は島での作業１回きりしかできないことになります。

帰り着く時間が不明確な状態では、仮に近場のくみ取り要請があったとしても、行きますと確約できない関係で、別の日に回すしかないために、沖の島、鵜来島へ行く日には、通常は１日に数回行われている組み取りと運搬の作業が、１回きりしかできないこととなり、業者にとっては非常に割の悪いことになる。

また同時に、離島以外の地域でも、吸引距離が長いために市内の４業者が合同で作業を実施しているケースでは、お客さんから受け取る料金は、延長ホースの代金を含めても、せいぜい６，０００円程度であって、それを４で割るために、１業者当たりの取り分は１，５００円程度にしかならない、このようにお聞きしました。

業者は業者で、これらのケースでは、割の悪い状態に置かれてままになっているのではないか。

業者にすれば、組合として共同で行うケースは、いずれも利益を分配し合うのとは逆で、損失を共同で分担し合うという形になっているわけです。

一方、くみ取りを頼む側では、たまたまアクセスが悪い場所にあるばっかりに、平等に負担するくみ取り料金だけではなしに、延長ホースの料金という追加料金が発生する。

このようなケースについては、インターネットで各自治体の取組を探ってみますと、それなりの補助金を業者に支給することを通じて、業者の損失を補填したり、各世帯の負担を軽減する対策を講じている自治体があるように見えるのですが、これらのような一種の損失や負担額増に対する補填策について、当市としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　山戸議員の御質問に対

しまして、お答えをさせていただきます。

沖の島、鵜来島のし尿収集業務に関しましては、収集業者の御協力なしでは、到底実施できるものではないと、そのように認識しておりまして、毎年、毎回、大変な御苦労をおかけしていることと存じ上げているところでございます。

御承知のように、し尿の収集運搬業務につきましては、住民の方々の清潔で快適な生活の保全を図る上で、最も基本的かつ重要な業務でありまして、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るためにも、極めて重要であると認識をしているところでございます。

今後も、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬業務が市内で安定的かつ効率的に行えるように、収集業者の皆様と連携を図っていきたい、そのように考えております。しっかり話をしていきたいというふうに思っております。

御質問のありましたし尿収集に係る延長ホース料金といった住民負担に対する補助制度や、そして収集業者に対する損失、補填策に関しましても、他市町村の取組も参考にしながら、しっかりと宿毛市としても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） ９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　離島におけるし尿処理には、今後、住民や業者そのものの高齢化などに伴う作業上の困難が増加することが想定され、対策をどう講ずればよいのか、本当に真剣に検討する必要が目前に迫っている。

そうした中で、今回、この議場での冒頭に申し上げました、最後の質問の御答弁として、市長の非常に誠意ある御答弁いただきましたことに感謝申し上げて、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後　３時５６分　散会

令和４年

第１回宿毛市議会定例会会議録第４号

１　議事日程

第１０日（令和４年３月９日　水曜日）

午前１０時０１分　開議

第１　議案第１号から議案第６０号まで

－－－－－・－－－－－・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号から議案第６０号まで

－－－－－・－－－－－・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番	今城　隆君	２番	堀　景君
３番	三木健正君	４番	川田栄子君
５番	川村三千代君	７番	髙倉真弓君
８番	山上庄一君	９番	山戸　寛君
１０番	岡﨑利久君	１１番	野々下昌文君
１２番	松浦英夫君	１３番	寺田公一君
１４番	濵田陸紀君		

－－－－－・－－－－－・－－－－－

４　欠席議員

な　し

－－－－－・－－－－－・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君
議事係長	桑原美穂君

－－－－－・－－－－－・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長兼 市民課長事務取扱	岩本昌彦君
企画課長	黒田　厚君
総務課長	桑原　一君
危機管理課長	上村秀生君
市民課長補佐	久保田志保君
税務課長	山岡敏樹君

会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君 岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時０１分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１「議案第１号から議案第６０号まで」の６０議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　おはようございます。通告に従いまして、議案質疑に入らせていただきます。

まず、議案第９号別冊、令和３年度一般会計補正予算（第１４号）、この件について、第３款民生費、第２項児童福祉費、３目私立保育所運営費、１８節負担金補助及び交付金ということで、保育士等処遇改善臨時特例補助金９６万８，０００円。それと、来年度に向けて３６２万円というのが計上されているということで、質疑をここで行うつもりでした。

というのは、この案件というのは、現総理が就任されたときに、介護士、看護師、保育士、その方々の処遇を改善するということで、その流れの中から出てきた。そして、今回、宿毛保育園と宿毛幼稚園の保育士さんについて、そういう処遇改善が行われることになったということなんですが、国会の議論の中では、地方公共団体に所属する会計年度任用職員についても適用するという話だったので、その件も絡めての質疑を行いたいと思っていたのですけれども、この案件で取り上げるには、氷山の一角、ほんの水面から上に出ている部分のことしか話ができないということで、委員会で取り上げて、もっと深いところまで掘り下げていったほうがいいんじゃないかという話し合いになりましたので、福祉事務所長と相談の上、当初予定していましたけれども、この件については、委員会のほうに回させていただきます。どうかよろしくお願いします。

続いて、議案第２０号別冊、令和４年度一般会計予算。予算書の紙ベースで１０７、それからタブレットでは１１３ページになるのですけれども。

第５款農林水産業費、第２項林業費、２目林業振興費、１２節の委託料というところ。森林経営管理制度業務委託料１，４２０万円というのが計上されていますが、この件について、令和２年度経営管理権集積計画作成業務委託料１，３５５万２，０００円というのがあって、令和３年度にも、この森林経営管理制度業務委託料として１，４２０万円が同額で計上されています。

その連携、内容が同じような、２年度と３年度とでは名称は違うんだけれども、一連の関係できているものなのか、そしてその内容的には、一体どのような内容の事業なのか、まずお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　おはようございます。産業振興課長、９番、山戸議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１０７ページ。

第５款農林水産業費、第２項林業費、２目林業振興費、１２節委託料１，４２０万円について、御説明させていただきます。

まず、昨年度から２年度、３年度と同じような名前の事業があるということでございますが、同様の事業でございます。継続して行っております。

業務委託について、説明させていただきます。

この業務は、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システム、森林経営管理制度とも申し

ますけれども、これは森林所有者が適切な経営管理の責務が明確化され、経営管理ができない場合は、経営管理権を市町村に設定。経営に適した森林は林業事業体に委託、適さない森林は市町村自らが経営を実施する制度でございます。

この制度を推進するにあたりまして、森林所有者への意向調査を実施する必要がありますので、この意向調査及び意向調査のための準備としての事前調査を森林組合へ業務委託を行おうとするものです。

地区を選定して令和元年度から実施しており、これまで橋上町還住藪地区で意向調査が完了、京法地区、小筑紫町都賀ノ川地区では、事前調査までが終了しております。

本年度は、奥奈路地区を委託しております。

令和４年度につきましては、現在、実施地区を選定、検討しているところでございます。

業務委託の成果としましては、事前調査事業では該当地域の森林情報の整理、森林所有者の確認、意向調査対象森林の選別を行い、筆ごとの所有者や森林の林相データ、位置情報などを報告いただいております。

意向調査事業では、調査対象の森林所有者ごとの意向の結果を報告いただいております。

なお、本事業の財源につきましては、森林環境譲与税を充当することとしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　同じく、議案第２０号別冊、令和４年度一般会計予算書の紙ベースで１０７ページ、タブレットで１１３ページにあります、第５款農林水産業費、第２項林業費、２目林業振興費、１８節負担金補助及び交付金の中で、幡多地域森づくり推進センター負担金２８８万６，０００円で、当面、３年計画という形で出されていますけれども。

新規事業等調査表によると、幡多地区６市町村が広域で組織を設立し、森林整備に向けた集約化プランの作成や集積計画の作成等を行い、未整備山林の整備等を行っていくという説明がなされていますが、具体的にどのような組織となるのか。どこにその組織が設置され、どれだけの人員どれだけの体制を組んで、この事業をやろうとしているのか。

それから、６市町村全体での予算規模、どの程度になって、どういうふうにやっていくのかというのが、ちょっと見えないものですから、御説明お願いします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、９番、山戸議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１０７ページ。

第５款農林水産業費、第２項林業費、２目林業振興費、１８節負担金補助及び交付金、幡多地域森づくりセンター負担金２８８万６，０００円について御説明いたします。

この負担金は、令和４年４月１日に幡多６市町村で設立予定の一般社団法人幡多地域森づくりセンターに伴う負担金で、令和４年度には事務局長１名と職員１名の採用を予定しており、事務局職員の人件費や事務費などの運営経費を、各市町村で負担するものです。

事務所は、幡多クリーンセンター内の１室を間借りする予定となっております。

この法人の業務としては、先ほど、御説明させていただきました森林経営管理制度に基づき、森林所有者の意向を確認し、森林経営管理権を市町村へ委託された森林は、市町村が森林整備の検討が必要な森林の集約化プランの作成や、プランに合わせた修正計画等を作成する業務等を行うこととなります。

この集約化プラン、集積計画の作成業務等を各市町村がこの法人へ委託することとなりまし

た。

これまでの経緯として、森林経営管理制度に伴う事業を推進していくために、幡多６市町村と高知県の幡多林業事務所において、ワーキンググループを設置し協議を重ねた結果、各市町村からの事業の委託を受け、集約化プランや集積計画の作成を行う中で、設立予定の法人にノウハウが蓄積されることにより、各市町村が共通して取り組まなければならない森林経営管理制度における森林整備の推進や、業務の効率化に資するために、必須であるとの合意に至っております。

６市町村での負担金は、１，４００万円となっており、うち宿毛市は２８８万６，０００円を負担することとなっております。

この負担割合につきましては、令和３年９月期の各市町村の森林環境譲与税割合をもとに算出しております。

なお、本事業の財源につきましても、森林環境譲与税を充当することとしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　どうもありがとうございました。

続いて、同じ農林水産業費なんですけれども、１０８ページ、それからタブレット１１４ページのところにあります、１８節負担金補助及び交付金の中で、宿毛市林業担い手育成支援事業費補助金８４０万円、３年継続というのが出ていますけれども、これも同じく新規事業等調査表によると、林業事業体等への就業の促進と林業に新たに従事する担い手の育成及び確保を図るということで、事業体での研修については、研修生１名につき月１５万円、受入事業体は５万円。それを１２カ月分。これ２名ですね。

それと、事業体での受け入れについては、そういうことになっていますが、自伐林家向けには、受入事業者６万円掛ける１２カ月分ということしか計上されていない。

自伐林家に入って研修を受ける研修生は、一体どういうことになるのかというのがわからないので、この事業の内容について、説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、９番、山戸議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１０８ページ。

第５款農林水産業費、第２項林業費、２目林業振興費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市林業担い手育成支援事業費補助金８４０万円の事業内容について、御説明させていただきます。

まず、補助金の対象事業としまして、林業事業体等への就業の促進を図るためのものと、自伐型林業に従事する林業者の育成を促進するものの２つのパターンを考えております。

林業事業体向けとしては、森林組合などの事業体で、林業の研修を受ける研修生に対して月額１５万円を限度として交付します。

受け入れした事業体に対しては、月額５万円を限度として補助金を交付する事業です。

研修期間は月に２０日以上の１年間としており、研修終了後、１年以内に研修受入事業体と雇用契約を結ぶことが条件となります。

令和４年度は２名分で、４８０万円を予算計上させていただいております。

また、財源として、高知県林業研修支援事業費補助金を活用する予定で、県支出金として、２分の１の２４０万円の歳入予算を計上させていただいております。

次に、自伐型林業経営体向けとして、自伐型林業を目指す方を一月に５日以上受け入れた場

合には、月額６万円を限度として、経営体に交付するものです。

研修対象者としましては、森林塾卒業生や既に林業事業体の従事経験のある方などが、自立して自伐型林業を開始するに当たり、実際に自伐型林業を経営されている経営体の現場での経験を積むことを希望される場合を想定しております。

このため、不定期的な研修となることが予想されるため、研修生の研修費等の交付は考えておりません。

期間は最長で１年間とし、５名分の３６０万円を予算計上させていただいております。

この２つの事業を合わせまして８４０万円を見込んでおります。なお、財源としては、県支出金以外の６００万円を森林環境譲与税基金から繰り入れを予定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　ただいまの説明に対して、再質問を行いたいと思います。

自伐型の部分、何か不明確というか非常に分かりにくい部分があるのですけれども。

研修内容そのものが、例えば事業体での研修では、月２０日以上とか決まっておる。それで、その中で１５万円毎月、研修生にも支給される。

自伐林家で現在やられている方のところに研修に行った場合には、自伐林家にはおりるんだけれども、研修に行った方は出ない。何かそこ、ちょっと妙に分かりにくいところがあるんですが、もうちょっと補足する部分があれば、お尋ねしたいと思います。もし駄目でしたら、委員会でやります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

自伐林家向けの事業としての研修生に対する支援がないというところの指摘だと考えておりますが、対象を見込んでおりますのが、森林塾の卒業生と最初に申しましたけれども、森林塾というのが年２回、２シーズンということで、２回しかありません。

イメージとしては、森林塾の延長線上といいますか、そこで講習を受けただけでは林業を始めるに当たって、ちゅうちょされている方の声も聞きます。実際、現場で従事してみたいという声も聞かれますために、こういった制度を構えたいということで検討をしております。

また、自伐型林業だけで生活をしていくというイメージよりかは、例えば農業をされておる方、自分で山を持っておる方、そういった方が木は切れるけれども、なかなか作業道を抜くとか、実際抜倒をするとか、そういったことがまだ不安があるという方についての支援と、そういった想定をしておりますので、先ほど、山戸議員が言われました研修生に対する研修費等は、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　質疑はこれくらいにとどめて、また詳しいことは委員会でやらせてもらいます。

続きまして、同じく議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算書のページ１３８、タブレット１４４ページ。

第９款教育費、第４項社会教育費、４目図書館費、１７節の備品購入費、自動貸出返却装置購入費６７６万５，０００円。この図書館に行きますと、自分の持っている図書カードと借りたい本を持っていき、バーコードをコードーリーダーで読んで、管理記録を返してもらって、返却日とか記載された小さな紙切れを受け取って、それで本を借りて帰るんですけれども。

具体的には、これ、個人でやってですね、ど

んな形になるのですか。

何か、新規事業等調査表では、係員と顔を会わせたくないようなケースもあるので、そういう人のための便宜なやつというようなことも書かれていましたけれども。もちろんメインは、コロナの接触を避けるということだろうとは思うんですけれども、具体的に、どんな機械でどんなふうになるのかというのは、もしあれでしたら、御説明願いたいと思います。

○議長（寺田公一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君）　生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、９番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１３８ページ。

第９款教育費、第４項社会教育費、４目図書館費、１７節備品購入費の自動貸出返却装置購入費６７６万５，０００円について、御説明いたします。

令和４年度新規事業等調査表では、２１ページになります。

議員のほうから手順や目的など、また機械はどのような機械を想定しているかといった御質問をいただきました。

これまで坂本図書館では、図書の貸し出しや返却につきまして、議員からも御質問ございましたように、窓口職員が対面で処理を行っておりましたが、自動貸出返却装置を導入することによりまして、利用者が職員を通さず御自分で貸し出しや返却の処理ができるようになります。

例えますと、スーパーなどで最近見かけますセルフレジのようなイメージになります。

手順としましては、議員からもお話ございましたが、図書利用カードにて、貸し出しまたは返却しようとする利用者情報を読み取りまして、続いて図書に添付しているバーコードにて図書情報の読み取りを行うという流れは、変わりありません。

本装置を導入することによりまして、人との接触機会を減らすことができるため、議員からもお話しいただきました新型コロナウイルス感染症対策として活用ができまして、さらに安全で便利に坂本図書館を利用いただけるものと存じますので、多くの皆様に御利用いただきたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　再質問を行います。

この機械を導入することによって、自動でそういう貸し出し・返却ができるということになりますと、現在、委託事業となっている窓口業務をされている方がいます。この委託業務の事業の内容というのは、変わってくるのかどうなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君）　生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

当装置導入後の坂本図書館の委託業務、窓口業務はどうなるのかという御質問をいただきました。

まず、窓口業務では、図書の貸し出しや返却だけでなく、利用カードの作成や再発行、探している本や知りたいことなどの御質問にお答えする業務、いわゆるレファレンスサービスなども行っております。

令和４年４月から始まる祝日開館と合わせ、今回の自動貸出返却装置導入により、利用者の皆様のニーズに合った、よりきめ細やかなサービス提供を目的に導入するものでございまして、業務内容につきましては変更の想定はしてございません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　議案第２０号別冊、令和４年度一般会計予算書、ページ逆戻りしますけれども、５９ページ、それとタブレット６５ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１５目防災対策費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市地域集会所耐震化促進事業費補助金１，１８３万５，０００円について、お尋ねいたします。

どうもこの新規事業等調査表によりますと、集会所等の耐震化とあるわけですけれども、しかもそれ、緊急避難場所として使う。この事業の内容というか、既に対象施設は決定しているのか、またその決定するについては、どんな手続、どんな内容、意向で決定されているとすれば、決定がなされたものなのか、この事業の内容と実施に向けての動き、推移についてお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、９番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、５９ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１５目防災対策費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市地域集会所耐震化促進事業費補助金１，１８３万５，０００円について、御説明いたします。

本事業につきましては、市内の避難者収容能力拡大を図るため、地区など、自治会等が所有する津波浸水エリア外の集会所等を耐震化し、避難所として活用するため地区が行う集会所等の耐震化事業に対しまして、補助しようとするものでございます。

この補助金を活用して、集会所等を耐震化する場合、避難所開設の際には市の避難所となること。また、土砂災害警戒区域外であることが要件となるために、本年度、津波浸水エリア外の集会所を持つ２２の地区に対しまして、意向調査を行いました。

この調査により、意向確認ができました貝塚地区、それと寺尾地区、この２つの地区を想定して予算化したものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　再質疑を行います。

通常、耐震化というのは、これまでの流れからいくと、耐震診断がまずある。それから耐震設計、そして最後に改修工事、こういう段階を経る必要があって、結構、時間がかかるものなんですね。

これ拝見すると、単年度予算のみということで組まれているわけですけれども、そこら辺の実施体制、この３つの段階をこれからこなしていけるものなのかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

地区の集会所の事業を単年で診断、設計、それと改修工事が完了できるのかという質問でございますが、耐震化を予定しています集会所の床面積は、いずれも、両方とも２００平米未満でありまして、現在、本市で行っております住宅の耐震化事業におきましても、ほとんどの住宅が年度内で事業を完了していますことから、本事業につきましても、令和４年度中の完了を見込んでおります。

ただ、想定よりも事業期間が延長した場合につきましては、令和５年度への繰越しを行うことも可能な事業となっておりますので、繰越しして対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　再質疑ですけれども、

新規事業等調査表には、費用の一部に対して補助金を交付、こういうふうに書かれているわけですね。自治会、寺尾、貝塚に、費用の一部に対してということになると、結局、自己負担分が発生することになりはしないかと。

そういう費用を、果たして自己負担で賄う能力があるんだろうかというのは、ちょっと気になるんですけれども、その部分についての説明、お願いします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、山戸議員の再質疑にお答えいたします。

地区の負担額についてでございますが、まず、本事業の補助内容を最初に説明しますと、耐震診断につきましては、床面積１平米当たり３，６７０円、耐震設計につきましては１件当たり４２万円、また改修工事につきましては１平米当たり４万４，１３０円を、それぞれ上限とする予定としております。

それぞれの費用が、この上限額以内に収まれば、地区の負担は発生しないということになります。

近隣市町村の事業実績を見てみると、この上限額より経費が超えたものは確認できませんでしたが、上限額を超える経費につきましては、地区の負担となる、そういう制度になっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　ちょっと紛らわしい書き方をされておったもので、気になってお尋ねしました。了解しました。

続きまして、令和４年度第１回宿毛市議会定例会議案のページ４２から４４、タブレットで４３から４５の議案第３５号、宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定についてという、この条例の具体的な目的といったら、区域外からの流入というのはイメージとしてできないのです。

例えば、昨日、私が説明したようなし尿とか衛生処理も持って行って、そこで入れるんならわかるんですけれども、下水道工事で、下水道で区域外から持ってくるというのは、何か理解できない部分があるんですけれども、それについての、どのようなケースを想定されて、この条例がつくられるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　水道課長。

○水道課長（川島義之君）　水道課長、９番、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第３５号、宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定についてであります。

宿毛市の公共下水道事業は、平成４年度から平成２１年度まで工事を実施しまして、現在の事業計画区域は、１６６ヘクタールとなっております。

今回、想定している区域につきましては、土佐くろしお鉄道宿毛駅の西側に位置する新田地区、この区域で、ここは事業計画区域に位置づけられていないため、この区域から下水道へ接続する場合に分担金を徴収するため、地方自治法第２２４条の規定により、制定するものであります。

以上であります。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　区域外というのは、これまで定義づけられていた地域よりちょっと外に当たる部分も、下水道への接続ができる。その部分について、こういう内容の条例をつくるんだということで、了解しました。

ところで、再質疑なんですけれども、公共下水道の排水施設に汚水を排除する。汚水ですね、雨水じゃない。となると、し尿とか家庭用の雑排水とか、いろいろあるんだろうと思うんですけれども。

これが使用料について、第５条、土地の面積に１平方メートル当たり５００円を乗じて得た額とする。

雨水というのは、し尿も含まれる中で、１平方メートル当たり何ぼというのが、例えば人数当たり幾らとかいうならわかるような気がするんですが、ちょっと違和感があるんですが、それは何を基準にこういうふうな、平米あたりということになるのかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　水道課長。

○水道課長（川島義之君）　水道課長、山戸議員の再質疑にお答えします。

公共下水道事業における汚水とは、議員もおっしゃるとおり、トイレの水を含む生活雑排水で、上水道から出た水が使用されて汚水として下水道に流入することでございます。

土地の面積に対して、分担金賦課する根拠につきましては、事業計画区域内で公共下水道に接続する際、宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第４条に、面積に対し、１平方メートル当たり５００円を乗じて得た額とするということを規定しています。この規定がありますので、下水道により利益を受ける地域の土地所有者に、下水道事業の建設費の一部を負担していただく、こういうふうになっております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　各担当課の課長さん、ありがとうございました。

これで、私の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　おはようございます。３番、三木でございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

大きく分けて、３点、質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、１点目でございます。

議案第２０号別冊、令和４年度一般会計当初予算書の６３ページ。

第２款総務費、第２項徴税費、２目賦課徴収費、１２節委託料について、お伺いいたします。

この予算計上されております２，２２１万円の予算のうち、新規事業等調査表にもございます、アドワールド、ＱＲに対応していくという事業が出ておりますけれども、まず１点目に、そもそもこのアドワールドというものは一体どのようなものなのか、大変初歩的な質疑になってしまうかもしれませんが、御説明をお願いしたいのと、この事業の内容について、もう少し詳しく御説明をお願いをいたします。

○議長（寺田公一君）　税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君）　税務課長、３番、三木議員の質疑にお答えします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、６３ページ。

第２款総務費、第２項徴税費、２目賦課徴収費、１２節委託料、アドワールドＱＲコード対応及び共通納税システム税目拡張委託料２２３万１，０００円及び議案第２１号別冊、令和４年度国民健康保険特別会計予算、１５ページの第１款総務費、第２項徴収費、２目賦課徴収費、１２節委託料２７万３，０００円の合計２５０万４，０００円の事業となっております。

まず、三木議員のほうからありました、アドワールドについてですけれども、これは日立の基幹系業務の行政情報システムの名前となっています。

市民課においては、住民記録や印鑑登録の業務を、これを使って行っていますし、税務課においても、固定資産税や住民税等の課税及び収納に関する業務について、このシステムを利用しておりまして、そのシステムの名前がアドワールドということになります。

次に、事業の内容ですけれども、新規事業等

調査表の６ページにありますように、共通納税システムへの固定資産税、軽自動車税種別割の追加の係るアドワールドの拡張対応及び現在使用している４税、固定資産税、軽自動車税、個人住民税、国保税の納付書、再発行納付書及び督促状へのＱＲコード追加に伴うシステムや、帳票レイアウトの変更を行うものです。

令和５年度の納付書から利用できるように、４年度に準備を進める事業となっています。

先ほど言いました共通納税システム、ちょっと分かりにくいかと思うので、簡単に説明させていただきたいと思います。

地方税共通納税システム、通称、ｅＬＴＡＸと言いますけれども、国がｅ－ＴＡＸといったところで、そういう納税システムを設けていまして、それの地方版というところで、Ｌがローカルという部分を足して、ｅＬＴＡＸというような、通称呼んでおります。

このｅＬＴＡＸは、地方税の電子申告及び電子納付を行うためのシステムになっています。

現在では、法人市民税の電子申告及び電子納付、あるいは個人住民税、特徴の事業者が従業員の方の住民税を集めて、毎月、支払いをしていただきます。そういう特徴の電子納付であったり、あるいは事業者が償却資産の申告をしていただきますけれども、その記載の電子申告等に現在利用されております。

今回の事業によりまして、先ほど言った４税の納付書にＱＲコードが印刷され、ｅＬＴＡＸを通じて電子納付が可能となる事業です。

以上です。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　非常に分かりやすい説明でございました。ありがとうございます。理解をいたしました。

１点、再質問をさせていただきます。

今回の事業によって、見込まれている効果についてですけれども、調査表にも多少書かれておりますけれども、こちらももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず業務改善の部分で、どういうふうに効果が見込まれるのか。それともう１点が、一番重要だと思いますが、市民の皆さんの利便性の向上について、どういった形で向上していくのか、その点についてもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君）　税務課長、三木議員の再質疑にお答えします。

まず、業務改善の部分についてですけれども、現在、金融機関の窓口での支払いの場合、金融機関から紙の納付書が市役所のほうに届きまして、会計課で仕分けして担当課のほうにその納付書が届きます。

また、担当課では、その納付書をＯＣＲ装置でその納付書の読み込みをして、消込作業を行うというような手順となっていますけれども、この事業によって、ｅＬＴＡＸを通じて、金融機関から紙の納付書ではなくて電子データが届くようになりますので、電子データによって消し込みを行っていくことになりますので、事務の効率化が図られてきます。

また、紙の納付書の場合、金融機関から大体４日から１週間程度、市役所に届くまでに時間がかかっておりますけれども、電子データで届く場合には、翌日には確認ができてくるようなことになりますので、そういったところで督促状の発送のとき、１週間というタイムラグがあることで、支払いをしているのに届いてしまっているようなケースもありますけれども、そういったところが改善できるんじゃないかなと思っております。

続いて、市民の利便性についてですけれども、納税者の皆さんのこれまでの納付方法としまし

ては、市内における金融機関や市役所等の窓口、あるいは金融機関による口座引き落としといったところでありました。

令和２年度、昨年度ですけれども、日々の利便性を考えるところで、コンビニ納付も始まったところです。

最初のところで、平日の市役所であったりとか金融機関の窓口が開いている、市役所であれば８時半から１７時１５分まで、あるいは金融機関であれば９時から３時までといった制約があったものが、令和２年度のコンビニ納付によって、その時間外、休日でも、また２４時間コンビニが開いていれば、そちらで納付ができるということになっています。

今度の部分では、この事業では、このＱＲコードを活用して、ｅＬＴＡＸを通じて、今、スマートフォンアプリ決済やクレジットでの納付、また今、市内の金融機関等に限られておりましたけれども、全国の金融機関、ＱＲコードの活用に続いて、全国の金融機関での支払いも可能となるものです。

以上です。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　承知いたしました。

次の質疑に移ります。

続きましては、同じく議案第２０号別冊、令和４年度一般会計当初予算書の第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金についての中について、伺っていきます。

まず、１点目が、宿毛市中小企業者経営支援事業保証料補助金４３万９，０００円。並んで、宿毛市中小企業者経営支援事業利子補給補助金１８０万円について、質疑をさせていただきます。

こちらも、新規事業等調査表にある事業内容について、もう少し詳しく御説明をお願いをいたします。

また、想定した事業者件数の根拠について、こちらも併せて回答をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、３番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１１１ページ及び１１２ページになります。

第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市中小企業者経営支援事業保証料補助金４３万９，０００円及び宿毛市中小企業者経営支援事業利子補給補助金１８０万円についての説明でございます。

こちらの２つの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染収束を見据えて、事業展開を行おうとする中小企業者の経営支援を目的として、令和４年度に実行される融資に限り、金融機関からの融資を受ける際の保証料について、高知県と協調して利用者の保証料負担をなくし、また利息についても年率１．８％以内の利子補給を行うものであります。

対象者は、宿毛市内に店舗、事業所を有する中小企業者で、高知県中小企業等融資制度の産業振興計画推進融資を利用する事業者であり、融資限度額は、１事業者当たり１，０００万円を上限としております。

保証料の負担割合につきましては、事業者の経営状況により、９段階に分かれておりますが、最大で１．９％の保証料負担となり、このうち高知県が１．４８％、市が残りの０．４２％を負担し、利用者の保証料負担をなくすこととしております。

なお、保証料の補助期間は１０年間であります。

また、利子補給補助金につきましては、産業

振興計画推進融資の貸付利率、最大２．４２％のうち、宿毛市が１．８％を上限に利子補給するもので、利子補給期間は４年間となります。

なお、具体的な支給方法等につきましては、現在、検討中ではありますが、市内の各金融機関や高知県信用保証協会との連携を取りながら、適正な執行に努めてまいります。

次に、想定する利用事業者数の根拠についての御質問でありますが、今回、全体の融資枠を１億円としておりますのは、既に同様の事業を実施しております四万十市、土佐清水市、黒潮町など、近隣市町村の状況を参考にして設定をしております。

先ほども御説明しましたが、１事業者当たりの融資限度額を１，０００万円としておりますので、想定する利用事業者数の最大値は１０社となりますが、高知県信用保証協会に問い合わせたところ、平均で５００万円程度の融資が多いというふうに聞いておりますので、実際の利用事業者数としましては、２０社程度を想定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　こちらも大変分かりやすい説明をいただきました。承知をいたしました。

１点だけ再質問をさせていただきます。

この予算額を超えた場合、コロナの関係もあって、宿毛市内の事業者さんも、これからどうやっていくのか、こういった制度を利用しながら、復活というか次の道へ進んでいくんだろうというふうに考えておりますが、この予算額を超えた場合には、どういうふうに対応していくことを現段階で考えているのか、そちらちょっとお聞かせ願います。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、三木議員の再質疑にお答えいたします。

本補助金について予算を超える利用が想定される場合は、どのように対処するのか、という御質問であったかと思います。

利用状況や事業効果等を精査しながら、必要とあらば、補正予算等で対応していくよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　承知いたしました。

続きまして、同じ款・項・目・節の中で、宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金３００万円について、質疑をさせていただきます。

こちらも、今までと同じで、新規事業等調査表に各種書かれておりますけれども、こちらの中で補足的に聞きたいところがございまして、質疑をさせていただきます。

こちらの補助内容についてなんですが、例えば補助の枠の範囲についてですが、営業許可申請費用や機材購入時に係る運賃など、この調査表に書かれていない部分で、どこまでがこの補助対象になってくるのか、そちらの説明をお願いをいたします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、三木議員の質疑にお答えいたします。

先ほどと同じく、議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１１１ページ。

第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金３００万円についてでございます。

本事業の補助対象経費についての御質問でございますが、本事業の宣伝も兼ねまして、新規事業等調査表に載せてあります事業目的に沿って、紹介をさせていただきます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の

影響を受けた宿毛市内の中小企業者が、新しい生活様式に対応したキッチンカー等による飲食の移動販売等を行い、売上を確保する取組に対して、補助対象経費の４分の３、７５万円を上限に補助しようとするものでございます。

現在、制度内容については検討中でありますが、補助対象経費として想定しておりますものは、車内での食品の調理、食品加工、保管、販売等を可能にするための車両改修費や、コンロ、シンク、冷蔵庫、給水タンク等を設置するための機械設備費、販売促進に係るチラシやメニュー、のぼり制作などの経費としての広告宣伝費、車両改修工事の設計費用や開業支援に係るコンサルティング費用などの委託費などを想定しておりまして、車両購入費用を除くキッチンカー開業に必要となる経費を支援する予定であります。

ただし、三木議員が例として挙げられました営業許可申請時の費用につきましては、そもそも営業許可証を今回の補助対象事業者の資格要件に設定することを想定しておりますので、当該費用は補助対象経費から除くことを検討しております。

また、議員がおっしゃる機材購入時の運賃、輸送費等につきましては、様々なケースが想定されると思いますので、その内容を見て個別に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　御説明をありがとうございました。

できる限り、こういった展開を今、皆さん考えられている事業者さん多いかと思われますので、周知方法等、また検討いただきまして、幅広く活用いただきまして、また市の経済に寄与していただけるような取組につないでいっていただきたいなというふうに思っております。

３点目に通告しておりました議案第３５号に関しましてですが、先ほどの山戸議員の質疑で答弁いただきましたので、その点、重複しておりますので、割愛をさせていただきます。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１１時１４分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　おはようございます。１２番、松浦でございます。これより、本議会に提案されました議案について、質疑を行いたいと思います。

私が質疑をするのは、議案第２０号別冊の令和４年度宿毛市一般会計についてのみ、質疑をさせていただきます。

まず、１点目、５５ページの第２款総務費、第１項総務管理費、１１目国土調査費のうち、地籍調査事業委託料３，８４７万４，０００円についてでありますけれども、今年、国土調査を行おうとしている地区が分かっておれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　都市建設課長、１２番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、５５ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１１目国土調査費、１２節委託料、地籍調査事業委託料３，８４７万４，０００円の調査の地区について、お答えいたします。

地籍調査は、近年、高規格道路の計画ルート

沿線を調査してまいりましたが、今年度の現地調査をもちまして、高規格道路に関係する範囲の現地調査を終えました。

令和４年度は、以前より実施を求められております沿岸部を調査するために、小筑紫町栄喜地区の現地調査に着手いたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　１点、再質疑をさせてもらいます。

これは、まさか単年度ではなかなか難しいだろうというふうに思いますけれども、この栄喜地区、今言われた、何年ぐらいを計画していますか。お願いします。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　都市建設課長、１２番、松浦議員の再質疑にお答えします。

栄喜地区の計画年につきましては、栄喜地区が約２１２ヘクタールありますので、この範囲を４カ年で計画をしております。

設置した基準点を基に測量する地籍調査は、離れた場所を飛び飛びで調査するより、隣接地へ徐々に広げていくほうが効率的に測量できますので、大月町が宿毛市との境界まで地籍調査を終えていることを踏まえまして、大月町との境界側から作業を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　４年で栄喜を終わらすという計画のようであります。

進捗率を見ても、最近だったと思うが、高知新聞のほうでもあったと思うのですけれども、非常に宿毛市、国土調査の進捗率が悪いという内容の新聞を見たことがあるわけですけれども、ぜひこれは都市建設課長だけの問題ではないと思います。宿毛市として、この国土調査について、積極的な対応を求めておきたいと思います。

次は、５８ページ。第２款総務費、第１項総務管理費、１５目防災対策費、１２節委託料、沖の島地区地盤調査委託料の２８６万９，０００円について、事業の内容について御説明を求めます。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、１２番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、５８ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１５目防災対策費、１２節委託料、沖の島地区地盤調査委託料２８６万９，０００円について、内容を御説明いたします。

本事業につきましては、沖の島地区における地盤調査を実施いたしまして、地盤に対する揺れやすさや家屋の倒壊、避難道の閉塞などのリスクを調査しようとするものでございます。

離島である沖の島地区につきましては、南海トラフ地震発生時には、支援が入るまでに期間を要することが想定されますので、あらかじめ地震によるリスクを住民が十分に知って、適切な避難行動や建物の耐震化、備蓄などの備えにつなげていくことを目的とするものでございます。

市内の地盤調査につきましては、令和２年度から津波浸水区域を中心に実施しておりまして、令和２年度におきましては市街地を対象に、本年度におきましては、西地区と小筑紫地区を対象に調査をしております。

委託先につきましては、３年目となる沖の島地区におきましても、令和２年度から地盤調査を委託しております高知大学への依頼を引き続き予定しておりまして、場所ごとに地盤が持つ固有の揺れやすい周期を、そういったものを調査できる常時微動観測機という機器を使って、そのデータを科学的に分析することで、地域の

地盤リスクを評価するものです。

事業実施には、高知大学の地盤工学の専門であり、本市の防災アドバイザーでもある原　忠教授があたり、専門的な見地から地域住民と情報共有、意見交換ができることを期待しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　ありがとうございます。

次に、５９ページ、先ほど山戸議員のほうで質疑をさせてもらいました宿毛市地域集会所耐震化促進事業費補助金でありますけれども、先ほどの質疑の中で、２２カ所、市内にアンケートを出して２カ所はクリアできたということで、貝塚と寺尾地区という名前が出たわけですけれども、ほかの部分については、一定理解をするわけですけれども、これも単年度の予算だけですか。来年度以降の取組をどのように計画しておるのか。２２地区のうち２カ所、今年やるということですので、残りについての対応について、どのように考えておるのか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

この地域集会所の耐震化補助金につきましては、るる説明いたしましたように、２２地区に対して意向調査を行い、今回、２つの地区から意向確認ができたということで、予算化いたしましたが、今後におきましても、地域のほうでそういった意向があれば、また予算化を検討していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　今のお話について、再質疑をさせてもらいます。

今、残りの部分について、意向があれば対応するということですけれども、この予算は県の予算であると思いますけれども、県は来年度までは、引き続きこういう耐震化に向けての事業をやるつもりなのかどうか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君）　危機管理課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

今回、意向調査をした２２地区は、意向が出てこなかったので、なかなかこれ以降にあがってくる可能性というのは低い状態ではありますが、御質問にあった県の補助金につきましては、令和７年度までは予定しているという形で、お話聞いていますので、そういった意向があがってくれば、またこちらとしても予算化を検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　ありがとうございます。

次は、６０ページの第２款総務費、第１項総務管理費、１７目離島振興費、１８節負担金補助及び交付金についてでありますけれども、そのうちの交付金の集落活性化実証支援事業費補助金７５０万円。これは離島振興費ということでありますので、沖の島に特化した部分だと思いますけれども、まず事業の内容について、どういう取組をしようとしておるのか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、１２番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、６０ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１７目離島振興費、１８節負担金補助及び交付金、集落活性化実証支援事業費補助金、７５０万円についての質疑にお答えいたします。

本事業におきましては、山間地域または離島地域での様々な課題に対して、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図ることを目的として、実証事業を行うものでありまして、今回、離島における移動手段としてのグリーンスローモビリティの運行、そしてドローンを利用した荷物の輸送などを、沖の島での実現の可能性や有効性の検証、課題の洗い出しなどを目的として、実証事業を行ってまいりたいと考えております。

事業実施に当たりましては、協議会を組織いたしまして、その協議会への補助により事業を実施することとしており、事業期間は２年間を予定しております。

財源内訳につきましては、全額県補助金というふうになっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　ありがとうございました。

今回の予算については、沖の島に特化した予算でありますけれども、先日の新聞で、県が行っておりました集落実態調査中間報告の記事が新聞にあったわけですけれども、沖の島以外の中山間地域に対する対応については、どのようにお考えなのか。

それと、今、協議会をつくるということですけれども、協議会の構成メンバーをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、１２番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

まず、その他の地域の事業ということでございますけれども、今回、宿毛市のほうが実施いたします事業につきましては、高知県が令和４年度から新たに始める事業の一つでございまして、市町村が実施するモデル事業について、支援を行うというふうになっております。

そのために、現段階では離島に特化した事業のみ考えております。

また、２つ目の御質問であります協議会のメンバーにつきましては、県、市、地元住民の方、学識経験者、そしてノウハウのある民間事業者などを想定しておりまして、県と一体となって事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　中山間地域の問題、１２月の議会でも質問させてもらいましたが、ぜひ沖の島だけではなしに、抱える課題というものは山間地域、多々あろうかと思いますので、真剣に取扱いをお願いします。

それと、協議会のメンバー、まさに主役は物事を行おうとすれば、当事者である島の人たちが主役といいますか、主人公とならなければならない、そこに専門的な意見を加えるということで、しっかりとした協議会をつくって、しっかりとした成果が上がるよう、取組をお願いいたします。

次は、７５ページの第３款民生費、第１項社会福祉費、６目介護保険費、１８節負担金補助及び交付金。これ、まず事業内容、どういう事業を行おうとしておるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　すみません。もう一度、款・項・目・節のところをお願いします。

○１２番（松浦英夫君）　７５ページ、第３款民生費、第１項社会福祉費、６目介護保険費の１８節負担金補助及び交付金。事業として４つほどあるわけですけれども、これの説明をお願いします。

○議長（寺田公一君）　長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君）　長寿政策課長、

１２番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、７５ページから７６ページ。

第３款民生費、第１項社会福祉費、６目介護保険費、１８節負担金補助及び交付金、２４３万４，０００円の４件の事業内容について、御説明いたします。

まず、１点目の社会福祉法人等による利用者減額負担金１００万円についてでございます。

これは、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図ることを目的に実施するもので、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスの利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等の介護サービス提供事業者に対し、補助金を交付するものであって、本事業の財源としては、高知県介護保険特別対策事業費補助金として、４分の３が充当されることになっております。

予算額につきましては、直近の実績及び県との協議をもとに算定しております。

次に、２点目の介護人材定着支援金８９万８，０００円についてでございます。

こちらは、令和３年度新規事業の介護人材育成支援事業費補助金について、事業内容はそのままに、名称の一部を変更した継続事業となっております。

事業内容といたしましては、市内のいずれかの居宅介護支援事業所に新たに介護支援専門員、一般的にはケアマネジャーといいますが、ケアマネジャーとして就業された方に対して、資格取得にかかった費用を補助し、及び定額の御祝い金を支給しようとするものです。

積算根拠といたしましては、新たにケアマネジャーの資格を取得された方への支給分として、研修費用、宿泊費、御祝い金を合わせて２９万８，８００円を２名分、既に資格をお持ちの方に対しての御祝い金１５万円のみの支給を２名分として積算しています。

なお、本事業の財源といたしましては、歳出予算額全額に対しまして、ふるさと寄附金を充当しております。

次に、３点目の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金４４万９，０００円についてでございます。

これは、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、中山間地域の高齢者に対し、特定の介護サービスを提供する介護サービス事業者に対して補助金を交付するもので、宿毛市には沖の島、鵜来島地区において、訪問介護サービスが提供された場合を補助の要件としております。

なお、補助額につきましては、該当するサービス提供に係る所定単位数の３５％に相当する単位数に１０円を乗じて得た額となります。

本事業の財源といたしましては、高知県中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金として、２分の１が充当されることとなっています。ここ数年、本事業費の事業実績がございませんので、予算額については、直近で利用実績があった年度を参考に算定しております。

最後に、４点目の離島介護サービス支援事業費補助金８万７，０００円についてでございます。これは、離島での安定的なサービス提供体制の確保を図ることを目的として、沖の島、鵜来島地区在住の利用者の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対し、訪問の際に要した定期船の往復運賃を補助するものでございます。

積算根拠といたしましては、サービス提供事業者とサービス利用者のモニタリングといいまして、ケアマネジャーがケアプランに沿って提供されている介護サービスが、利用者や家族のニーズに合っているかというのを、定期的にチェックするものになっているのですが、定期的

なチェックに対して、ケアマネジャーが月に１回、定期船を利用する想定で算出しております。

なお、本事業につきましては、全額一般財源での対応となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　るる説明、ありがとうございます。

説明はきれいごとの話のようですけれども、実際の問題として、これが活用されてきたのかどうか、その点、分かっておればお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君）　長寿政策課長、１２番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

各事業の実績というところかと思いますが、まず、社会福祉法人等による利用者減額負担金についてでございます。

直近の状況といたしましては、令和２年度実績では愛生福祉会豊寿園、それから宿毛福祉会の千寿園の利用者１２名に対し、６５万８，４７４円の助成をいたしております。

なお、令和３年度については、１３名の方が利用されております。

また、介護人材定着支援金につきましては、令和３年度７月から施行したこともございまして、利用者につきましては、２名の１５万円、御祝い金のみを支給して、３０万円の利用がございました。

それから、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金につきましては、沖の島地域に対して、今城議員の御質問にもございましたが、現在、ヘルパーによる介護というものが行われておりませんので、令和元年から３年度までにつきましては実績はございません。

ただ、平成３０年度につきましては、豊寿園のケアマネジャー、ヘルパーに対して、２８万３，０００円の実績がございました。

最後に、離島介護サービス支援事業費補助金についてでございますが、令和２年度については、実績はございませんで、令和３年度は住宅改修の事業者に対しまして、３件の利用がございまして、８，１００円の助成をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　宿毛市だけの問題ではなしに、事業者との関係もあろうかと思いますので、しっかりとした対応をお願いを求めておきたいと思います。

次は、９７ページですか。あまりせんでもええがやけんど、もう書いてあります。

第４款の衛生費、第３項の清掃費、２目環境管理センター運営費、その中の１２節委託料、センター残容量調査委託料４７８万円。これについて、どういう事業なのか説明をお願いします。

○議長（寺田公一君）　環境課長。

○環境課長（谷本和哉君）　環境課長、松浦議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、９７ページ。

第４款衛生費、第３項清掃費、２目環境管理センター運営費、１２節委託料、センター残容料調査委託料４７８万円の事業内容について、お答えいたします。

幡多けんみん病院の北側にあります宿毛市環境管理センター、埋立処分場になりますけれども、稼働開始後２６年が経過しておりまして、施設の残余容量といいますか、埋立処分可能量に関しましては、担当課のほうで体積換算、受け入れるごみは、重さ、トンとかキロを把握しておるんですけれども、埋立てる際には、立方に修正する必要がありますので、係数を掛けまして体積換算というふうな計算で算出しており

まして、計算上では、まだ施設半分程度の空き容量があるというふうな、計算上はなっておるんですけれども、埋立てをする際に、盛土といいますか、土を利用して埋立てをすることもあったり、それから体積換算ですので、実際に重さがそのまま立方に直結するものではありませんので、そういったことから、計算上の空き容量が本当に施設的には正確な数字、残容量となっているかというふうなことが、判断が難しいことから、今回、施設の空き容量を正確に把握するための現地測量調査を実施しようとするものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　現在、クリーンセンターが稼働して、かなりのごみの量が減ったかなという、環境管理センターに持っていく分は、かなり減ったのかなという思いがいたしますけれども、近年では、産業廃棄物の建設の問題とか、埋立地、産廃の埋立ての関係で事故も起きているようでございますので、しっかりとして、対応をお願いします。

最後になりますけれども、１１５ページ。

第６款商工費、第１項商工費、６目桜の里推進事業費、１２節委託料、桜てんぐ巣病感染木駆除業務委託料１０万５，０００円についてでありますけれども、この僅か１０万５，０００円で、どのような事業を行おうとしておるのか、お願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１１５ページ。

第６款商工費、第１項商工費、６目桜の里推進事業費、１２節委託料、桜てんぐ巣病感染木駆除業務委託料１０万５，０００円についてでございます。

事業の内容を説明申し上げます。

大島桜公園に植樹してある桜のうち、頂上の展望台から大島桜公園サイクリングロード降り口にかけての約３００メートル程度の尾根沿い部分で、桜てんぐ巣病に感染している枝の切除、切り口への薬剤の塗布、切除した枝の搬出といった防除作業を行うものであります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　単年度では、なかなか難しいのではないかと思いますが、何年計画ぐらいの予定ですかね。もし分かっておれば、お願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

計画についての質問であったかと思います。

桜てんぐ巣病感染木の駆除は、感染木の見落としや、その後の発病などがあるため、複数年にわたって実施するのが望ましいといわれております。

今後の計画としましては、桜の木への負担も考慮いたしまして、３年程度の期間をかけて、当該箇所の防除作業を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　私、昨年の６月の議会の中で、一般質問をさせてもらいました。その中で、市長が言われるには、この咸陽島公園を宿毛市の観光拠点として整備をしてまいりたいと考えているところでございまして、その際には、先ほど御紹介のありました大島桜公園や、その中を走るサイクリングロードを絡めながら、大島を一体的に魅力ある観光拠点として磨き上げていくことを検討していきたい、取り組んで

まいりたいというふうに言われましたけれども、この大島の桜公園、大島全体の公園化の問題については、議会の中でも多くの皆さんが御意見を出し、議論をした経過があるわけですけれども、その計画づくりといいますか、これに沿った中の今回の１０万５，０００円の予算なのか、もし分かっておれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

成陽島の魅力、回復と言いますか、そういった計画が、まずあるのかという御質問であったかと思いますが、現状では、そういった計画は、現在はございません。

今回の桜てんぐ巣病感染木の駆除業務につきましては、桜の里推進事業といいまして、桜の開花が全国でも比較的早いこの宿毛市を全国に向けてＰＲするために、平成２年度から取り組んでおりますこの桜の里推進事業がございますが、これに基づきまして、大島桜公園を始めとする市内全域に５万本の桜が植樹をされてきた経過がありまして、その現在の活動としましては、それらの桜のてんぐ巣病の駆除であったり、また大島桜公園の植樹地の下刈りや草刈りなどを行っている現状でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　これで質疑は終わらせてもらいますけれども、わずか１０万５，０００円で３年間、今の予定では３年間。果たしてどんな仕事をするのか、まだまだ頭の中には入りませんけれども、質疑としては終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　この際、午後１時半まで休憩いたします。

午前１１時５２分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　１時３０分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　４番、川田栄子、質疑をさせていただきます。

私は、議案の説明を求めたいと思います。

議案第３３号、宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、お伺いをいたします。

地方自治法の一部を改正する法律は、平成２９年に公布されています。この議案提出において、このタイミングで提出された理由について、お伺いいたします。

そして、地方公共団体の長など、損害賠償責任について、条例においては、長や職員など、それぞれ税金で過失を補っておりました。賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることが可能となった条例だと思います。

そして、ガバナンスの手段の一つである住民訴訟は、住民自治の本旨に基づく住民参政権の一環として、住民に対し、財務会計上の違法な行為、または怠る事実の予防、または是正を裁判所に請求する権能を与え、地方財務行政の適正な運営を確保することが目的とするもので、住民自らの手により、違法の防止、また是正を図ることができる制度であります。

ところが、議会が問題となっている自治体の損害賠償請求権などを放棄し、長などの責任を実質的に免れさせるという、意味のないものとなっていました。

こういう経過がありまして、議会による債権放棄の適法性、合理性が問われていました。

こういうことなど、概要を含めてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　このタイミングで提出された理由をお聞きいたします。

併せまして、以上の経過がありました。これから、この新しい条例についての概要をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長（桑原　一君）　総務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第３３号、宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定におきまして、今回の提案をした時期と、この条例を提案させていただくための趣旨であったり、概要であったりという御質問ではないかと思いますので、それに沿って答弁をさせていただきたいと思います。

本条例は、川田議員からも御紹介いただきましたように、平成２９年６月に公布された地方自治法の一部を改正する法律が、令和２年４月１日より施行されたことにより、地方公共団体の長等に対する損害賠償責任の見直しができるようになったものです。

これは、住民訴訟などによって、市長や職員等が損害賠償責任を負うこととなった場合、現実的には負担することができないような賠償額となる場合があり、そこで善意かつ重大な過失がないときには、その損害賠償の責任を負う額から一部を免れさせることができるものでございます。

これまでのように、損害賠償額の全額の責任を負うということが、職員等の大きな心理的負担となることで、職務の執行において、委縮してしまうことなどを防ぐことを、法律改正の趣旨としても明記されておりますので、これらの趣旨にのっとり、本市でもこの免責を可能とできるように、本条例を提案させていただいたものでございます。

内容といたしましては、市長等の１年間の給与から、職務内容や責任に応じて支給される手当でない扶養手当などを除いた額を基準給与年額といいますが、その基準給与年額に、それぞれの区分に応じて、今回、４区分としておりますが、その区分に応じた率を掛けた額を上限といたしまして、それを超える額につきましては、免責額とさせていただくものでございます。

なお、この今回の議会で提案させていただいたことにつきましては、法改正は令和２年度においての施行となっておりますけれども、本市では、住民訴訟となる案件がその当時ございましたので、その案件が集結するまで、この御提案を見送りさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　説明ありがとうございました。

これで、この条例ができることによって、適正な行政が務められていくものと期待をしております。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　どうも、皆さんこんにちは。昨日の一般質問に引き続きまして、登場いたしました。今議会は昼下がりの女になっております、５番、川村三千代でございます。どうかよろしくお願いいたします。

通告に基づきまして、質疑をさせていただきますので、どうか担当課の皆様には、自席に答弁書をお忘れ置きないようように、御答弁をお願いいたしたいと思います。

それでは、まず、はじめに議案第３号、そして同じく、議案第４号、この２つの議案はどちらも宿毛市の名誉市民に関する議案でございますので、３号、４号一括で質問をさせていただきます。

この件につきましては、議会の初日に市長のほうからも提案理由の説明をいただきましたが、なお改めて、詳しくこの名誉市民とする内容や経緯について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、５番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第３号と議案第４号、宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについての御質問でございます。

名誉市民選定に至った経緯、内容等について、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、梶原大樹氏でございます。

その前に、宿毛名誉市民、少し御説明をさせていただきたいと思います。

宿毛市名誉市民の称号は、広く社会文化、産業の交流等に卓越した功績があった者に対し、その功績を称え、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的としております。

梶原氏につきましては、皆様も御存じのとおり、元関脇　豊ノ島関、現井筒親方でございます。

梶原氏は、宿毛高校を卒業され、時津風部屋に入門、平成１６年には十両昇進、同年９月に新入幕、平成２０年には関脇に昇進され、技巧派力士として三賞を１０回、三役通算１３場所など、すばらしい実績を残されております。

一方、平成２８年の名古屋場所前に左アキレス腱を断裂し、幕下まで転落いたしましたが、そこからの奇跡の復活劇は、宿毛市民に大きな勇気を与えていただきました。

令和２年４月に現役を引退され、その後、年寄　井筒を襲名し、現在は時津風部屋の部屋付親方として後進の指導に当たられております。

また、本市におきましても、豊ノ島杯ちびっこ相撲大会を開催いただき、これまで９回にわたって実施していただいており、この大会は、子供たちにとっても大きな経験になっただけではなく、本市のスポーツの振興にも多大な貢献をいただいたものと考えております。

次に、岡本知高氏につきましては、宿毛高校を卒業し、平成１１年に国立音楽大学声楽家を卒業後、フランスのプーランク音楽院を首席で修了され、翌年の平成１５年にはユニバーサルミュージックからソプラニスタでＣＤデビューをされております。

岡本氏につきましても、御活躍などは、皆様御存じのとおりと思いますが、世界的にも大変希有な天性の男性ソプラノ歌手であり、近年では、スポーツ国際大会などでの国家独唱や、皆様も記憶に新しい、昨年行われました東京２０２０オリンピックの閉会式におきましても、オリンピック賛歌独唱も務められております。

また、その一方で、大学時代よりライフワークとして取り組まれている全国各地の学校訪問コンサートは、年間数十公演に及ぶなど、子供たちとのふれあい活動にも尽力をされております。

本市におきましても、市制５０周年記念式典において、ボランティアで御出演いただき、式典を盛り上げていただき、また現在も、様々なメディアを通じ、本市のＰＲにも御貢献をいただいている、そういったところでございます。

以上のことからも、梶原氏、岡本氏の両氏の御活躍は、教育文化など社会文化の進展に卓越した御功績があり、宿毛市名誉市民としてふさわしい存在であることから、このたび、名誉市民の選定についての議案を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　企画課長のほうから、お二人の経歴ですとか御活躍の御様子、御紹介をいただきました。本当に、宿毛市民として、

お二人が各分野で御活躍なさっていることは、本当にうれしく、誇らしく思っていることでありまして、大変、このたび、お二人が名誉市民になられるということ、感慨深いものもございます。

さて、これまでも名誉市民の方々、幾人かいらっしゃいましたけれども、改めて市民の皆様に、これまでの名誉市民の方々を御承知いただく上でも、これまでどういった方々が名誉市民であったのか、また今度、お二人が名誉市民になられることで、名誉市民はこのお二人を加えて何名になるのか、御紹介をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

これまでの本市の名誉市民につきましては、平成１８年１２月に奥谷　博氏と奥島孝康氏。平成２２年に岡村　勲氏、平成２４年には坂本嘉廣氏、そして平成２６年に萩原敏孝氏に、宿毛市名誉市民になっていただいておりまして、梶原氏、岡本氏を合わせますと、本市の名誉市民は７名となります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　７名の名誉市民ということで、御紹介をいただきました。

さて、このお二人が名誉市民になられるということで、現在、各分野で御活躍なさっているお二人ですが、このお二人が名誉市民になることで、何か記念をしたイベントや催し物というようなものを企画、計画しているようなことはあるのでしょうか。

なかなか、コロナ禍でそういうことも難しいかもしれませんけれども、何か予定してらっしゃることがあったら、教えていただきたいんですが、お願いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（黒田　厚君）　企画課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

現在、記念イベントなどの予定はしておりませんが、梶原氏、井筒親方におかれましては、平成２６年から９回にわたり、先ほど少し説明させていただきましたが、本市におきまして、豊ノ島杯ちびっこ相撲大会を開催していただいております。

近年はコロナ禍ということもあり、実施には至っておりませんが、令和４年度におきましては、これまでの相撲大会をバージョンアップした形での記念大会として、実施する予定というふうにお聞きもしております。

また、岡本氏におかれましても、本市でのコンサート開催に向け、これまでも実行委員会のもと、計画をしてきた経過もあります。しかしながら、コロナウイルス感染拡大の影響をはじめ、様々な事情などにより実現に至っておりませんが、現在、次年度以降の開催に向け、協議を進めているとお聞きもしておりますので、本市といたしましても、両事業とも、今まで以上に協力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　宿毛市の名誉市民についての議案第３号、４号は以上にいたします。御説明ありがとうございました。

続いて、あと３項目について質疑をいたしますけれども、これらは全て議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、こちらのほうからページに沿って質疑をさせていただきます。

まず、こちら、６８ページの第２款総務費、第４項選挙費、４目参議院議員選挙費、本年度２，４８７万９，０００円となっております。

こちらについて、質疑をさせていただきます。

コロナ禍の参議院選挙、今年の夏に予定され

ている選挙ですけれども、コロナ禍の選挙ということで、３年前の参議院選挙に比べて、何か費用的に変わったものがあるのか。コロナによる選挙費用の影響、こちらについて御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（児島厚臣君）　選挙管理委員会事務局長、川村議員の質疑にお答えをいたします。

今年７月に予定されております参議院議員通常選挙におきましても、去年執行いたしました衆議院議員選挙と同様、何らかのコロナ対策が必要と考えております。

コロナ対策費の予算計上状況という御質問でございますが、金額的には、それほど高額ではございません。全体で２８万８，０００円をコロナ対策費として計上させていただいております。

その内容といたしましては、全ての投票所におきまして、手指の消毒液、それから除菌シート、マスクにフェイスガード、使い捨ての手袋。それと来場者の方１本ずつの使い捨ての鉛筆、そういった物の導入経費として、計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　費用的には、大きな影響がなかったということですけれども、昨年１０月、衆議院選挙、国政選挙を行ってみて、コロナ禍で一番気を遣われたといいますか、対応に苦慮したところや工夫したところなどがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（寺田公一君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（児島厚臣君）　まず、衆議院議員、実際やってみて対応した結果、課題、問題点でございますが、まずは投票所において、過度な密状態に至らないように、コントロールしていくことが重要であると考えております。

当日の各投票所の状況について、検証しました。それほど密状態に至らないということは、確認をできましたけれども、当日は換気はもちろんのこと、定期的に記載台の除菌ですとか、場内の清掃、来場者の管理、そういったことを十分に留意をしていくよう、各投票管理者には通知をいたしまして、徹底して対応してまいりました。

一番危惧したというか、心配したのが、期日前投票所の状況です。現状におきまして、選挙管理委員会事務局の隣、非常に狭いスペースで期日前投票を実施しておりました。

期日前投票自体、制度が浸透したこともあり、連日、大勢の来場者が見込まれておりました。

実際、大勢の方、来場いただきまして、お越しいただいた方に不安を与えることのないように、パーテーション等で仕切りをして、時には入場を制限させていただいて、室内の密状態、徹底して管理して実施をしました。

そういったところが問題点として、心配していたところでございます。

今後は、新庁舎での展開になってくると思います。新庁舎で期日前投票も行われるようになってくると思いますので、そしたら広いスペース、動線もゆっくり確保ができる中で、執り行えることとなると思いますので、そういった点はクリアできるかなと考えております。

いずれにいたしましても、いろいろなことを対策しながら、やっていく必要があると思いますので、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　なかなかコロナ禍の選挙というのは、大変だという思いがいたします。

それでは、参議院議員選挙費については、以上といたします。

続いてのページが、８５ページの第３款民生費、第５項人権政策費、１目人権政策総務費、１８節負担金補助及び交付金の宿毛市障害のある子どもと家族らの居場所づくり事業費補助金、こちらの１８万円について、質疑を行います。

こちらの事業についての目的と内容をお示しください。

○議長（寺田公一君）　人権推進課長。

○人権推進課長（山戸達朗君）　人権推進課長、５番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、８５ページ。

第３款民生費、第５項人権政策費、１目人権政策総務費、１８節負担金補助及び交付金。これの宿毛市障害のある子どもと家族らの居場所づくり事業費補助金１８万円の事業内容等について、御説明いたします。

この補助金は、これまで宿毛市内の障害のある子供が参加できたり、交流できるイベントや居場所が、健常児と比べてほとんどないという状態を改善していくために、障害のある子供と保護者が一緒に参加して、交流が図れる居場所づくり事業を行う団体等に、その経費を補助する目的で新たに設けるものであります。

補助の内容といたしましては、障害のある子供と子供の兄弟児と保護者の居場所づくりをするソフト事業を行う場合に、予算の範囲内でその経費を補助するものとしておりますが、補助対象事業者がその他の助成制度を受けられる場合につきましては、その金額と重複しない範囲で補助をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　障害のある子供やその家族らの孤立化を防ぐ、予防するための事業ということで理解をいたしましたが、この補助金の対象となるのは、どういったところを考えていらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　人権推進課長。

○人権推進課長（山戸達朗君）　人権推進課長、川村議員の再質疑にお答えします。

この補助金の交付先、補助対象事業者といたしましては、宿毛市内にある障害者を含む子供の居場所づくりの取組を実施、実績のあるＮＰＯ法人、もしくは市長がそれと同等と認める活動をしている団体を想定しております。

いずれにいたしましても、この補助事業が目的どおり達成されますように、補助事業者としっかり連携して、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　簡潔な御説明、ありがとうございました。

それでは、最後の質問になります。

こちらのほうは、午前中に三木議員も質疑した項目ではございますけれども、１１１ページ。

第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金の宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金、こちらについて質疑をさせていただきます。

午前中、三木議員は、こちらの補助内容について質問をされておりましたが、私は、こちらの補助金の対象者について、質問をさせていただきます。

現在、従来の店舗型で飲食店等を経営していらっしゃる方が、新たに移動型のキッチンカーで飲食を提供しようという、こちらが対象者に

なることは理解できますが、例えば、全くこれまで飲食業と関係のないことをしていた事業者の方が、新規に補助金を使って、キッチンカー、飲食業に参入しようという場合は、対象になるのか。

そしてまた、例えば、第１次産業、漁業や農業に携わっていらっしゃる方々が、自分がとった魚ですとか、農業の方でしたらお米や野菜というものをキッチンカーを使って、自分で料理して販売したいと。こういった場合、補助の対象になるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、１１１ページでございます。

第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金。宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金３００万円についてでございます。

補助の対象者についての御質問であったかと思います。

三木議員の質疑でもお答えしましたように、現在、制度内容につきましては、検討中ではございますが、補助対象者は宿毛市内に店舗、事業所を有する中小事業者を想定しております。

この中には、法人のみならず、個人事業主も含まれており、また飲食店事業者に限ったものでもありません。

宿毛市内の全く別の業態の方がキッチンカー営業を始めようとする場合も、対象者に想定をしております。

議員が言われましたように、農業や漁業に従事される方が、自らの生産品を使ってキッチンカー営業を始める場合も対象となりますので、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者の方々が業態転換を行い、売上を確保していく取組を幅広く支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　１点、確認のために、もう一つ御質問させていただきたいのですが、例えば、今、漁業や農業の生産者の方がキッチンカーを使って営業するというのは、補助対象になるということでしたが、例えば、自分が生産したものを移動販売、料理をしなくて、そのものを売りたい、移動販売車として車をデコレーションしたりですとか、棚や冷蔵庫の設置をする、移動販売車としての車や営業に対しては、この補助金は使われない、該当しないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、川村議員の再質疑にお答えをいたします。

結論から申し上げますと、対象とはなりません。農業もしくは漁業に従事されている方が生産された物を、補助の対象の要件といたしまして、調理、加工ができる設備を備えた自動車をもって、飲食の移動販売を行うものというふうに、今、要綱を考えておりますので、現状では、そのような方は対象とならないと想定をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　あくまでキッチンカーということで、理解をいたしました。

最後にもう一つ、宿毛市の補助金を使って行う事業ですので、例えば、キッチンカーの営業場所や営業範囲に何か縛りというか、規定はあるのでしょうか。宿毛市内のみの営業ではなくてはいけないとか、何かそういった営業場所や営業範囲に規定があるのでしたら、教えてください。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、川村議員の再質疑にお答えをいたします。

今回、補助対象としておりますキッチンカーにつきましては、営業地域を限定するものではありませんので、宿毛市外での営業も、もちろん可能でございます。

ただし、キッチンカー営業につきましては、営業する地域を管轄する保健所での営業許可の取得が必要となります。

例えば、宿毛市の管轄は幡多福祉保健所であり、こちらで営業許可を取得すれば高知市を除く高知県内全域での営業が可能となり、また高知市内で営業する場合は高知市保健所での営業許可の取得が必要となります。

また、お隣の愛南町で営業を行う場合にも、愛媛県での営業許可の取得が必要となりますので、市外で営業される場合は、御注意をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　詳しい御説明ありがとうございました。

キッチンカーについては、私も詳しくなかったので、勉強になりました。

以上をもちまして、私の質疑を終了させていただきます。

このたびは、令和３年度最後の定例会ということで、御退職の皆さんには、本当に感謝と敬意を表します。

それでは、ありがとうございました。私の質疑、終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第１号から議案第８号まで」の８議案については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第１号から議案第８号まで」の８議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第９号から議案第６０号まで」の５２議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

なお、議案第３３号「宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」につきましては、地方自治法第２４３条の２第２項の規定により、あらかじめ監査委員に意見を聴取しており、監査委員から提出された意見書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

議案等審査のため、３月１０日、３月１１日及び３月１４日から３月１８日までは休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、３月１０日、３月１１日及び３月１４日から３月１８日までは休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

３月１０日から３月２１日までの１２日間は休会し、３月２２日午前１０時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後　２時１０分　散会

議　案　付　託　表

令和４年第１回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算常任委員会（２４件）	議案第　９号	令和３年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第１０号	令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第１１号	令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第１２号	令和３年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第１３号	令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第１４号	令和３年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第１５号	令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第１６号	令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第１７号	令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第１８号	令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第１９号	令和３年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第２０号	令和４年度宿毛市一般会計予算について
	議案第２１号	令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第２２号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第２３号	令和４年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第２４号	令和４年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第２５号	令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第２６号	令和４年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第２７号	令和４年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第２８号	令和４年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第２９号	令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第３０号	令和４年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第３１号	令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第３２号	令和４年度宿毛市水道事業会計予算について
総務文教常任委員会（２０件）	議案第３３号	宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
	議案第３４号	宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について
	議案第３６号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議案第３７号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第３８号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

	議案第３９号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４０号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４１号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
	議案第４２号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について
	議案第４３号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について
	議案第４４号	宿毛市公民館設置条例の一部を改正する条例についてについて
	議案第４５号	宿毛市公民館使用条例の一部を改正する条例について
	議案第５１号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について
	議案第５２号	宿毛市行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について
	議案第５３号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について
	議案第５５号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
	議案第５６号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
	議案第５７号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
	議案第５９号	工事請負契約の締結について
	議案第６０号	特定事業契約の変更について
産業厚生常任委員会（　８件）	議案第３５号	宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について
	議案第４６号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第４７号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第４８号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第４９号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第５０号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第５４号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について
	議案第５８号	指定管理者の指定について

令和４年

第１回宿毛市議会定例会会議録第５号

１　議事日程

第２３日（令和４年３月２２日　火曜日）

午前１０時　開議

第１　議案第１号から議案第６０号まで

（議案第１号から議案第８号まで、討論、表決）

（議案第９号から議案第６０号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第２　委員会調査について

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号から議案第６０号まで

（議案第１号から議案第８号まで、討論、表決）

（議案第９号から議案第６０号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

日程第２　委員会調査について

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番	今城　隆　君	２番	堀　景　君
３番	三木　健正　君	４番	川田　栄子　君
５番	川村　三千代　君	７番	髙倉　真弓　君
８番	山上　庄一　君	９番	山戸　寛　君
１０番	岡﨑　利久　君	１１番	野々下　昌文　君
１２番	松浦　英夫　君	１３番	寺田　公一　君
１４番	濵田　陸紀　君		

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　し

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	朝比奈　淳　司　君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈　良　和　美　君
議事係長	桑　原　美　穂　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中　平　富　宏　君

副市長兼 市民課長事務取扱	岩本昌彦君
企画課長	黒田　厚君
総務課長	桑原　一君
危機管理課長	上村秀生君
市民課長補佐	久保田志保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長補佐	小野りか君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本　武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君
総務課主監	有田　修君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第１８０条第２項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第１「議案第１号から議案第６０号まで」の６０議案を一括議題といたします。

これより「議案第１号及び議案第２号」の２議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第１号及び議案第２号」の２議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第１号及び議案第２号」の２議案は、これを承認することに決しました。

これより、議案第３号「宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第３号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第３号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第４号「宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第４号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第４号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第５号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第５号」を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（寺田公一君）　起立多数であります。

よって「議案第５号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第６号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第６号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第６号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第７号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第７号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第７号」は、これに同意することに決しました。

これより、議案第８号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第８号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、「議案第８号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第９号から議案第６０号まで」の５２議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会副委員長。

○予算決算常任委員会副委員長（三木健正君）

予算決算常任委員会副委員長。宿毛市議会委員会条例第１２条の規定により、委員長の職務代行を行います。

本委員会に付託されました「議案第９号から議案第３２号まで」の２４議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を２つの分科会に分け、３月１０日、１１日、１４日、１５日の４日間にわたり審議を行いました。

その後、３月１７日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案２４件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第１分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第２０号別冊、令和４度宿毛市一般会計予算の４６ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料、庁舎管理業務等委託料１，９９６万３，０００円についてであります。

本事業は、庁舎管理に関する業務委託であり、宿日直委託や清掃委託、エレベーター設備保守など、１４項目にわたるものであります。

そのうち、清掃業務については、現庁舎では、シルバー人材センターへ委託し、週２回清掃を行っているが、新庁舎においては、清掃業者へ委託し、週５日の清掃を実施しようとするものであります。

この清掃業務委託に対し、委員からは、これまでシルバー人材センターへ委託してきたが、新庁舎では面積が広くなり、対応ができないということか、との質問があり、執行部からは、シルバー人材センターに確認したところ、面積

が広過ぎること、また毎日の清掃となると人員確保が難しいということになり、専門業者へ委託する予定である、との回答がありました。

これに対し委員からは、市外へ発注するより、より多くの市内業者で受注が可能となるよう、発注方法等の検討をすべきである、との意見がありました。

続きまして、６０ページ、第２款総務費、第１項総務管理費、１７目離島振興費、１８節負担金補助及び交付金、集落活性化実証支援事業費補助金７５０万円についてであります。

本事業は、離島を含めた中山間地域の担い手不足や、集落機能の低下、生活環境の改善といった課題解決に向け、地元住民、県、市、学識経験者などで構成される協議会を組織し、デジタル技術を活用した実証実験を行い、グリーンスローモビリティーやドローン輸送などの実現の可能性を検証しようとするものであります。

本事業は、２年間にわたって実施予定であり、補助率１００％の県補助金を財源としており、歳入に同額を計上しております。

本事業に対して、委員からは、グリーンスローモビリティーはどのような車両を想定しているのか、また、移動距離はどのぐらいを想定しているのか、との質問があり、執行部からは、グリーンスローモビリティーとは、ゴルフ場の電動カートのようなものであり、時速２０キロメートル程度で走る車両である。また、弘瀬から母島間の移動であれば、往復で約８キロメートルの距離があるなど、観光客の移動手段が沖の島の課題になっていると判断しており、この実証事業で可能性を検証したいと考えている、との答弁がありました。

続きまして、１３７ページ。

第９款教育費、第４項社会教育費、３目公民館費、１７節備品購入費、写真教室用備品購入費２６万４，０００円についてであります。

本予算は、新たに実施するスマートフォン写真教室などで使用するノートパソコン、プロジェクター、プリンター一式を購入しようとするものであります。

本事業に対して、委員からは、写真教室に参加した方の写真等の活用については、どのようなことを考えているのか、との質問があり、執行部からは、スマートフォンで写真を撮って保存しておくだけでなく、ノートパソコンを活用して大きくしたり、トリミングしたりする加工を行ったものを印刷することを考えている。

また、印刷したものは、市展等の開催時に活用していただきたいと考えている、との答弁がありました。

本事業に対して、委員からは、こういった文化活動が広がっていくことを期待しており、写真だけでなく動画等の作品に関するコンテストを実施し、優秀作品には賞金や商品を出すことによって、参加意欲の向上につながる可能性もある。また、応募作品を市のＰＲに活用することもできるので、今後の幅広い事業展開を見据えて、事業を進めていただきたい、との意見がありました。

続きまして、１３８ページ。

第９款教育費、第４項社会教育費、４目図書館費、１３節使用料及び賃借料、システム等使用料７２３万１，０００円についてであります。

本予算は、利用者情報や蔵書情報などを把握する現行の図書館システムは、導入から１３年が経過しており、サーバーを置かずインターネット上でサービスの利用を行うクラウド管理の新システムを導入する費用などであります。

本事業に対して、委員からは、既存のシステムに要するランニングコストと新システムのランニングコストを比較し、増額となっていくのか、との質問があり、執行部からは、現行のシステムは月額で約１６万１，０００円の保守費

用がかかっている。新システムは、保守費用としては若干安くなるが、代わりにインターネット回線利用料やシステム利用料が必要となってくるため、現在と比べると増額となる、との答弁がありました。

これに対して、委員からは、このシステムを導入することで、蔵書を検索しやすくなるといった市民サービスの向上につながる効果はあると思うので、利用者の声を聞きながら、事業展開をしていただきたい、との意見がありました。

続きまして、同じく１３８ページ。

第９款教育費、第４項社会教育費、４目図書館費、１７節備品購入費、自動貸出返却装置購入費６７６万５，０００円についてであります。

本予算は、利用者がどのような本を借りているのかについて、職員を介さずにプライバシーを保護するとともに、接触機会を減らすことなどを目的に、自動貸出返却装置一式を購入しようとするものであります。

本事業に対して、委員からは、何を借りるのか、図書館職員に知られたくないといった声を聞いていることから導入を考えたのか、との質問があり、執行部からは、仮に自身の病気に関する書籍等を借りる際には、職員に見られたくないという気持ちはあるのではないかと判断している。

また、自動貸出返却装置を導入することで、接触機会を減らすことができ、新型コロナウイルス感染症対策としても有効であると考えている、との答弁がありました。

続きまして、議案第２３号別冊、令和４年度宿毛市定期船事業特別会計予算、１１ページ。

第１款事業費、第１項事業費、３目船舶建造事業費、１４節工事請負費、新船建造費１億４，２４５万円についてであります。

本事業は、新船建造に係る令和４年度分の費用であります。

本事業に対して、委員からは、船舶の材質等、現在の船と変更はあるのか。また、普通車を運搬することはできるのか、との質問があり、執行部からは、現在と同様の軽合金製の予定であり、基本的には、大きさ等もほぼ同様である。大きな変更点としては、バリアフリー法の関係で、車椅子でも乗降できるよう、エレベーターを設置する計画である。

また、運搬できる車両としては、様々な方法を検討してきたが、さびに強いマリーンクレーンは１トンまでしかなく、現在と同様の軽自動車を運搬することを想定している、との回答がありました。

次に、第２分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

はじめに、議案第９号別冊、令和３年度宿毛市一般会計補正予算（第１４号）、７ページ。

第２表、繰越明許費補正、第３款民生費、第１項社会福祉費、非課税世帯への臨時特別給付金事業１億５，８２８万４，０００円について、御報告いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援する目的として、臨時特別給付金を支給するものですが、年度をまたぐ事業となっているため、繰越明許とするものです。

委員からは、問い合わせも多いが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、との質問があり、執行部からは、３月１５日時点での申請件数は２，９２６件で、全体の約８６％となっている。

３月１８日をめどに振込を行う予定で準備を進めている、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、今回の給付金は、課税世帯であっても家計が急変した世帯も対象となることや、非常に心待ちにしている方もおり、もれなく、早く支給していただくようお願

いする、との意見がありました。

次に、８ページ、第２表、繰越明許費補正、第３款民生費、第２項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業２５０万３，０００円、及び子育て世帯への臨時特別給付金事業追加給付分２５０万３，０００円について、御報告いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する目的として支給するものですが、対象者が令和４年３月３１日生まれの児童を養育していること、また新たに支給要件が加わり、年度をまたぐ事業となっているため、繰越明許とするものです。

委員からは、現在の支給状況はどうなっているのか、との質問があり、執行部からは、対象者となっている方への支給は終了しているが、３月までに生まれる児童分がある。また、１０月以降に離婚をされ、現在、養育している方と、給付金が支給された方が異なる場合に支給される追加支給分の申請については、対象者には申請書を送付し、４月中の支給を予定している、との答弁がありました。

次に、議案第２０号別冊、令和４年度宿毛市一般会計予算、７１ページ。

第３款民生費、第１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、２節給料、会計年度任用職員給料等、総額２６０万６，０００円について、御報告いたします。

本件は、昨年の災害対策基本法の改正により、努力義務化された障害を持つ方などの避難行動要支援者個別避難計画の取組のため、今年度に続いて、令和４年度も会計年度任用職員を雇用するものです。

委員からは、この計画の対象者は、どのような方か、との意見があり、執行部からは、計画作成の対象者としては、身体障害者手帳を持っている方や要介護３以上の方、難病の方などである、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、危機管理課などとの連携をどのように行っているのか、との質問があり、執行部からは、例年秋には避難訓練があり、危機管理課とともに地区に入っている。危機管理課は全体の把握をし、福祉事務所は、避難行動要支援者の方とマンツーマンで一緒に逃げる訓練をする形で連携をとって、対応をしている。

また、区長とも情報共有をしている、との回答がありました。

委員からは、災害の際は、障害者の方に対する避難や避難所の対応等も大切であり、きめ細やかな対応をお願いする、との意見がありました。

次に、１０２ページ。

第５款農林水産業費、第１項農業費、３目農業振興費、１２節委託料、直七高付加価値化推進事業業務委託料１００万円について、御報告いたします。

委員からは、直七ポン酢の味が変わった、との感想を聞いたことがあるが、担当課にはそのような話は入っているのか、との質問があり、執行部からは、新しいメーカー何社かが直七ポン酢を出したことで混同され、そのような感想が出たのではないか、との回答がありました。

これに対し、委員からは、直七が広く認知されることは喜ばしいことではあるが、高付加価値をつけようと、こうして予算化もしている。

味覚はあくまで個人的嗜好問題でもあるが、直七にマイナスイメージがつくことは残念である。宿毛を代表するかんきつである直七のブランドイメージを壊さぬよう、担当課も積極的に情報収集に努め、ブランド力アップに取り組んでいただきたい、との意見がありました。

次に、議案第２９号別冊、令和４年度介護保険事業特別会計予算、２０ページ。

第３款地域支援事業費、第１項介護予防・生活支援サービス事業費、１目介護予防・生活支援サービス事業費、１２節委託料、介護予防・生活支援サービス事業委託料（第１号訪問事業）２９１万５，０００円。同じく２目介護予防ケアマネジメント事業費、１２節委託料、介護予防ケアマネジメント業務等委託料３０８万円のうち、１７１万２，０００円について、御報告をいたします。

本件は、沖の島町鵜来島地区において、要支援者への生活支援として新しく実施する訪問型サービスＡは、主に生活援助が中心で、住宅の清掃、衣類の洗濯、生活必需品の買物、その他日常生活に必要な支援を行うものです。

なお、身体的な介護については、提供ができないものとなっており、委託先は宿毛市シルバー人材センターを予定しています。

委員からは、週１回程度の支援とあるが、冬場は風が強く、定期船の欠航も多い。そのような際の対応はどのように考えているのか、との質問があり、執行部からは、鵜来島は渡船が常駐していないため、朝便で行けても午後便が欠航となった場合は、宿泊をする必要があるが、宿毛市内でも支援の必要な方がいるため、宿泊までは難しいと考えている。

事前の日程変更、調整など、今後、冬場の支援については、対応を検討していく、との答弁がありました。

委員からは、実際運営する中で、冬場の問題も含め、要望や課題が出てくると思うので、様々なシミュレーション等を行い、臨機応変に取り組んでいただきたい、との意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました２４議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡﨑利久君）　総務文教常任委員長、本委員会に付託されました２０議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第３３号は、宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が、令和２年４月１日から施行され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しを行うことができるようになったことから、本条例を制定しようとするものです。

議案第３４号は、宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、現在進めている庁舎などの大型建設事業の財源の多くは、市債によって賄っていることから、後年度の公債費に係る負担を軽減するための財源確保を目的として、本条例を制定しようとするものです。

議案第３６号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が、令和４年４月１日に施行されることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第３７号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、令和４年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第３８号は、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例及び宿毛市一般職員の任期付職員の採用等に関する

条例について、各条例で読替規定として引用している宿毛市一般職員の給与に関する条例を議案第４０号のとおり改正することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第３９号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、報酬の日額及び年額の支給方法を明確化するとともに、令和４年度から開園する、きぼうが丘保育園の嘱託医の報酬を新たに規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４０号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和３年の人事院勧告に基づいて、期末手当の支給割合を減額するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４１号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、職員以外の者が依頼出張で私有車を使用した際の車賃を支給できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４２号及び議案第４３号は、宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、橋上小学校を宿毛小学校へ、橋上中学校を宿毛中学校へ、それぞれ令和６年４月１日から統合するため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４４号及び議案第４５号は、宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について及び宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、大島、平田、小筑紫及び沖の島にある公民館分館を廃止するため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第５１号は、宿毛市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛小学校の敷地内に整備しています歴史ふれあい広場について、令和４年４月１日より供用開始できる見込みとなったことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第５２号は、宿毛市の行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止についてでございます。

内容につきましては、本市の業務等に従事した方への災害補償について、現在は本条例を適用しておらず、今後とも適用する見込みがないことから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第５３号は、宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止についてでございます。

内容につきましては、一般職員等の給与を期間限定で削減していましたが、期間を満了していることから、本条例を廃止しようとするものです。

議案第５５号は、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

内容につきましては、高知県市町村総合事務組合の構成団体であります津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合が、令和４年４月１日より、高知県市町村総合事務組合を脱退することについて、地方自治法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５６号は、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、そして、議案第５７号は、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施

設組合が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

内容につきましては、いずれも両組合が高知県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５９号は、工事請負契約の締結についてでございます。

内容につきましては、沖の島～片島航路の船舶建造工事について、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第６０号は、特定事業契約の変更についてでございます。

内容につきましては、宿毛学校ＰＦＩ株式会社と契約締結している宿毛市における小中学校整備事業につきまして、校舎建築に際して、くい工法等を変更したことに伴う変更契約を締結する必要が生じましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第１２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上２０議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案２０件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君）　産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案８件について、審査結果を御報告いたします。

議案第３５号は、宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、公共下水道の事業認可区域外の住民が公共下水道に接続する場合に、地方自治法第２２４条の規定による分担金を徴収するために必要な事項を規定するため、本条例を制定しようとするものです。

議案第４６号は、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、これまで、中学校修了前の児童の医療費に係る自己負担額を助成してまいりましたが、令和４年６月１日から対象を１８歳年度末までの児童に拡大するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４７号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、所要の改正を行うものです。

議案第４８号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４９号は、宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛いきいきサロンについて、稼働日及び稼働時間の拡充を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第５０号は、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が、令和４年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第５４号は、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

内容につきましては、認定審査会の執務場所について、令和４年５月１日に現庁舎から新庁舎へ移転することに伴い、本規約を変更するために、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５８号は、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、株式会社すくもグリーン企画を令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの間、蛍湖ゴルフパークの指定管理者として指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上８議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第９号から議案第６０号まで」の５２議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第９号から議案第６０号まで」の５２議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（寺田公一君）　全員起立であります。

よって「議案第９号から議案第６０号まで」の５２議案は、原案のとおり可決されました。

日程第２「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第１１１条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君）　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、高知県に適用されていたまん延防止等重点

措置については、今月６日に解除されましたが、その後、本市の感染者数が急増しているところでございます。

市民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの励行、そして少しでも体調に異変を感じた場合は、早目に受診いただくなど、一人一人がしっかりと感染防止対策を講じていただきますようお願いを、重ねて申し上げます。

去る２月２８日に開会いたしました今期定例会は、本日までの２３日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました６０議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、令和４年度を迎えるにあたり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたとおりでありますが、今後も一つ一つの課題に全力で取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、昭和３８年の現庁舎建築から５９年が経過しようとしており、長きにわたり、市政について議論が交わされてきたこの議場での定例会も、これで最後となりました。次の６月開催予定の定例会からは、新庁舎の新しい議場におきまして、議会が運営されることとなりますので、議員の皆様には、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和４年第１回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前１０時４２分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長　　寺田公一

宿毛市議会副議長　　髙倉真弓

議員　　松浦英夫

議員　　濵田陸紀

令和４年３月１７日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

予算決算常任委員長　山　上　庄　一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第　９号	令和３年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１０号	令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１１号	令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１２号	令和３年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１３号	令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１４号	令和３年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１５号	令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１６号	令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１７号	令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１８号	令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１９号	令和３年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第２０号	令和４年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適　当
議案第２１号	令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適　当

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第２２号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２３号	令和４年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２４号	令和４年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２５号	令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２６号	令和４年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２７号	令和４年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２８号	令和４年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第２９号	令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第３０号	令和４年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第３１号	令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適　当
議案第３２号	令和４年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適　当

令和４年３月１４日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

総務文教常任委員長　岡　﨑　利　久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第３３号	宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	原案可決	適　当
議案第３４号	宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について	原案可決	適　当
議案第３６号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第３７号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第３８号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第３９号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４０号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４１号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４２号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４３号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４４号	宿毛市公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４５号	宿毛市公民館使用条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第５１号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第５２号	宿毛市の行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について	原案可決	適　当
議案第５３号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について	原案可決	適　当
議案第５５号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	適　当
議案第５６号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適　当
議案第５７号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適　当
議案第５９号	工事請負契約の締結について	原案可決	適　当
議案第６０号	特定事業契約の変更について	原案可決	適　当

令和４年３月１５日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

産業厚生常任委員長　川　村　三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第３５号	宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について	原案可決	適　当
議案第４６号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４７号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４８号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第４９号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第５０号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第５４号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について	原案可決	適　当
議案第５８号	指定管理者の指定について	原案可決	適　当

令和４年３月１４日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

総務文教常任委員長　岡　﨑　利　久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　総合計画の策定状況について
　　（２）　行政機構の状況について
　　（３）　財政の運営状況について
　　（４）　公有財産の管理状況について
　　（５）　市税等の徴収体制について
　　（６）　地域防災計画について
　　（７）　教育問題について
２　理　由　議案審査の参考とするため

令和４年３月１５日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

産業厚生常任委員長　川　村　三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　農林水産業の振興対策状況について
（２）　商工業の活性化対策状況について
（３）　観光産業の振興対策状況について
（４）　市道の管理状況について
（５）　環境、保健衛生の整備状況について
（６）　下水道事業の運営管理状況について
（７）　保育施設の管理状況について
（８）　介護保険制度について

２　理　由　議案審査の参考とするため

令和４年３月１７日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

議会運営委員長　野々下　昌　文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　議会の運営に関する事項
　　（２）　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
　　（３）　議長の諮問に関する事項
２　理　由　議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一　般　質　問　通　告　表

令和４年第１回定例会

質問順位	質問議員	質　　問　　の　　要　　旨
1	７番 髙倉真弓君	1　新庁舎について（市長） （１）移転の行程について （２）市民へのお披露目について （３）危機管理体制について （４）庁舎内コロナ対策について 2　遊具について（市長、教育長） （１）サニーサイドパークにおける観光面について （２）学校における遊具の役割、有用性について 3　コロナにおける教育の損失について（教育長） （１）現在の宿毛市の学校現場の状況について （２）学校閉鎖やオンラインの影響による学力低下について 4　行政（防災）無線難聴地域解消について（市長） （１）どのような対策を取るのかについて 5　手話言語条例について（市長） （１）宿毛市の考え方、今後の対応について
2	１番 今城　隆君	1　狩猟鳥獣の放置について（市長） （１）狩猟鳥獣の放置について、当該狩猟者及び事業者に対し、法令上なされるべき措置について ア　福良山中の放置の事実確認について イ　法令に基づく措置について 2　遠隔医療及び離島山間部の医療・介護等について（市長） （１）オンライン医療により、離島山間医療・介護の改善の展望について ア　オンライン遠隔医療について イ　離島山間部の医療・介護等について 3　県主催の放射線被ばくを理解するためのシンポジウム（ビキニ水爆実験等）について（市長）

		（１）本市に関係の深いビキニ被爆等の放射線被爆に対する理解を深めるため、市職員の自主的研修及び市民にも視聴参加のできる体制づくりについて ア　シンポジウムのオンライン視聴について ４　地域公共交通について（市長） （１）はなちゃんバスの利用者増加につながる、人に優しく持続可能な公共交通網づくりについて ア　はなちゃんバスについて イ　その他の公共交通について
３	１２番 松浦英夫君	１　新型コロナウイルス対策について（市長、教育長） （１）現状認識について （２）非常事態宣言について （３）オミクロン株について （４）現在の接種状況と未接種者対策について （５）ワクチンの確保状況について （６）医療機関や保健所の対応について （７）学校の状況について （８）休校や学級閉鎖の判断について ２　市役所の高台移転問題について（市長） （１）新たに入る出先機関について （２）職員専用の駐車場確保について （３）県や国の機関の移転について （４）跡地対策について （５）ラッシュ時の対応について （６）投票所の確保について （７）浸水対策について
４	１０番 岡﨑利久君	１　宿毛市公共施設等総合管理計画について（市長） （１）公共施設の数と棟数について （２）宿毛市公共施設等総合管理計画の取組状況について （３）個別施設計画の策定状況について （４）消防団再編計画の取組状況について （５）津波浸水エリア内にある消防団の詰所等の数について （６）今後の取組について

		（７）宿毛市公共施設等総合管理計画の見直しについて ２　過疎地域について（市長） （１）過疎地域としての指定要件について （２）過疎対策事業債の対象事業と辺地対策事業債の相違について （３）過疎地域持続的発展市町村計画策定について （４）今後のスケジュールについて
５	４番 川田栄子君	１　新型コロナ感染症について（市長） （１）オミクロン変異株について ア　当市の状況について イ　ワクチン接種者との関係について （２）ワクチン接種状況について ア　１，２回の接種状況について イ　事業推進による同調圧力について ウ　副反応についての状況について エ　世界の副反応について ２　５歳から１１歳のワクチン接種について（市長） （１）対象者数について （２）接種券の送付について （３）メリット・デメリットについて （４）判断材料の提供について ３　広域火葬計画について（市長） （１）概要について （２）厚労省の通達の意図について （３）世界のワクチン死者数について ４　１０万円臨時特別給付金について（市長） （１）給付対象世帯について （２）未申告者の取扱いについて （３）修正申告により非課税となった場合や住民税を免除された場合の取扱いについて （４）給付金の振込について （５）住民税非課税世帯であるにも関わらず支給対象外となるケースについて

		（６）家計急変世帯の申請について （７）扶養者と離別、死別等となった場合について （８）手元に確認書が届いていない場合について ５　土佐の匠について（市長） （１）県の匠に認定された当市の役割について （２）伝統工芸品の魅力の支援について
6	５番 川村三千代君	１　国保保険料水準の統一について（市長） （１）国保制度の現状について ア　平成３０年度の制度改正について イ　事業納付金の配分について ウ　本市の決算及び基金状況について エ　税率改正の見込みについて （２）保険料水準の統一について ア　協議の内容及び本市への影響と認識について ２　県議会議員定数について（市長） （１）本市の見解について ３　誤伐採の現状と対策について（市長） （１）誤伐採の現状について （２）誤伐採に対する見解と対応について
7	１１番 野々下昌文君	１　市長の政治姿勢について（市長） （１）奨学金返還助成事業について （２）対象者の人数規制、就業先規制について ２　子宮頸がんワクチン（ＨＰＶワクチン）の積極的勧奨の再開について（市長） （１）ＨＰＶワクチンの接種対象者への周知について （２）積極的勧奨が再開される周知方法の予定について （３）保護者の認識評価と対象人数について （４）大阪大学の研究結果について （５）キャッチアップ接種の対処方法と対象人数について （６）自費で接種した方への費用助成について

		3　帯状疱疹ワクチンについて（市長） （１）帯状疱疹ワクチンの効果について （２）帯状疱疹ワクチンの接種の周知や案内について （３）帯状疱疹ワクチン接種への助成について 4　重層的支援体制整備事業について（市長） （１）社会福祉法の改正内容・ポイントについて （２）重層的支援体制整備事業への取組について （３）引きこもり・８０５０・生活困窮者支援の進捗状況について
8	９番 山戸　寛君	1　沖の島、鵜来島と一部地域のし尿処理について（市長） （１）し尿の法的定義とその処理責任について （２）市の責務の具体的な内容について （３）市と処理業者との関係について （４）くみ取り料金の基準体系について （５）くみ取り業者の負担料金について （６）例外的なケースについて （７）廃棄物処理の責務を負う市としての対応について （８）沖の島、鵜来島のし尿処理の変遷について （９）作業の手順について (10) 事業の実施主体について (11) 当初予算の内容について

令和４年第１回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議　　案（令和４年第１回定例会提出分）

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
第　１号	専決処分した事件の承認について	３月２２日	承　　認
第　２号	専決処分した事件の承認について	３月２２日	承　　認
第　３号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	３月２２日	同　　意
第　４号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	３月２２日	同　　意
第　５号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	３月２２日	同　　意
第　６号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	３月２２日	同　　意
第　７号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	３月２２日	同　　意
第　８号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	３月２２日	同　　意
第　９号	令和３年度宿毛市一般会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１０号	令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１１号	令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１２号	令和３年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１３号	令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１４号	令和３年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１５号	令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１６号	令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１７号	令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決

第１８号	令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第１９号	令和３年度宿毛市水道事業会計補正予算について	３月２２日	原案可決
第２０号	令和４年度宿毛市一般会計予算について	３月２２日	原案可決
第２１号	令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２２号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２３号	令和４年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２４号	令和４年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２５号	令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２６号	令和４年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２７号	令和４年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２８号	令和４年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第２９号	令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第３０号	令和４年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第３１号	令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	３月２２日	原案可決
第３２号	令和４年度宿毛市水道事業会計予算について	３月２２日	原案可決
第３３号	宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	３月２２日	原案可決
第３４号	宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について	３月２２日	原案可決
第３５号	宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について	３月２２日	原案可決
第３６号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決

第３７号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第３８号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第３９号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４０号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４１号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４２号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４３号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４４号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４５号	宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４６号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４７号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４８号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第４９号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第５０号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第５１号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	３月２２日	原案可決
第５２号	宿毛市の行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について	３月２２日	原案可決
第５３号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について	３月２２日	原案可決
第５４号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について	３月２２日	原案可決

第５５号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	３月２２日	原案可決
第５６号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	３月２２日	原案可決
第５７号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	３月２２日	原案可決
第５８号	指定管理者の指定について	３月２２日	原案可決
第５９号	工事請負契約の締結について	３月２２日	原案可決
第６０号	特定事業契約の変更について	３月２２日	原案可決